# 著作権法

昭和四十五年法律第四十八号

目 一節 総則 (明治三十二年法律第三十九号)の全部を改正する。 通則(第一条——第五条 適用範囲(第六条―第九条の二)

第二章 著作者の権利

第三節 第二節 著作物(第十条—第十三条) 権利の内容 著作者 (第十四条—第十六条)

第三款 第一款 著作権に含まれる権利の種類 (第二十一条—第二十八条) 著作者人格権(第十八条—第二十条) 総則 (第十七条)

第四款 映画の著作物の著作権の帰属(第二十九条)

第四節 第五款 保護期間(第五十一条—第五十八条) 著作権の制限(第三十条―第五十条)

第六節 第五節 著作権の譲渡及び消滅(第六十一条・第六十二条) 著作者人格権の一身専属性等(第五十九条・第六十条)

第九節 第八節 第七節 補償金等(第七十一条—第七十四条) 裁定による著作物の利用(第六十七条―第七十条) 権利の行使(第六十三条―第六十六条)

第十節 出版権(第七十九条—第八十八条) 登録 (第七十五条―第七十八条の二)

著作隣接権

第一節 総則 (第八十九条·第九十条)

第三節 第二節 実演家の権利(第九十条の二―第九十五条の三) レコード製作者の権利(第九十六条―第九十七条の三)

第四節 放送事業者の権利(第九十八条―第百条)

第五節 有線放送事業者の権利(第百条の二―第百条の五)

第六節 保護期間 (第百一条)

第七節 権利の制限、譲渡及び行使等並びに登録(第百二条―第百四条) 実演家人格権の一身専属性等(第百一条の二・第百一条の三)

第五章 第一節 著作権等の制限による利用に係る補償金 私的録音録画補償金(第百四条の二―第百四条の十)

第二節 第三節 授業目的公衆送信補償金(第百四条の十一―第百四条の十七) 図書館等公衆送信補償金(第百四条の十の二―第百四条の十の八)

第六章 裁定による利用に係る指定補償金管理機関及び登録確認機関 指定補償金管理機関(第百四条の十八―第百四条の三十二)

第七章 第二節 登録確認機関(第百四条の三十三―第百四条の四十七) (第百五条—第百十一条)

第九章 第八章 罰則 (第百十九条—第百二十五条) 権利侵害 (第百十二条—第百十八条)

### 第一章 総則

### 第一節 通則

第一条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこ れに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保 護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 美術又は音楽の範囲

著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、

に属するものをいう。

著作者 著作物を創作する者をいう。

含む。)をいう。 により演ずること(これらに類する行為で、著作物を演じないが芸能的な性質を有するものを 実演 著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法

者をいう。 実演家 俳優、舞踊家、演奏家、歌手その他実演を行う者及び実演を指揮し、 又は演出する

五 レコード に再生することを目的とするものを除く。)をいう。 蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したもの(音を専ら影像ととも

レコード製作者 レコードに固定されている音を最初に固定した者をいう。

商業用レコード 市販の目的をもつて製作されるレコードの複製物をいう。

七の二 公衆送信 公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の の構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内)にあるも 送信(電気通信設備で、その一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(そ のによる送信(プログラムの著作物の送信を除く。)を除く。)を行うことをいう。

八 放送 公衆送信のうち、公衆によつて同一の内容の送信が同時に受信されることを目的とし

て行う無線通信の送信をいう。

放送事業者 放送を業として行う者をいう。

九の二 有線放送 公衆送信のうち、公衆によつて同一の内容の送信が同時に受信されることを 目的として行う有線電気通信の送信をいう。

九の三 有線放送事業者 有線放送を業として行う者をいう。

九の四 線放送に該当するものを除く。)をいう。 自動公衆送信 公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うもの (放送又は有

元の五 送信可能化 次のいずれかに掲げる行為により自動公衆送信し得るようにすることをい

として加え、若しくは情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録 媒体に変換し、又は当該自動公衆送信装置に情報を入力すること。 に情報を記録し、情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体 れる情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。)の公衆送信用記録媒体 (以下この号において「公衆送信用記録媒体」という。) に記録され、又は当該装置に入力さ る電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分 公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置(公衆の用に供す

合には、当該一連の行為のうち最後のものをいう。)を行うこと。 自動公衆送信装置の始動、送受信用プログラムの起動その他の一連の行為により行われる場 ている自動公衆送信装置について、公衆の用に供されている電気通信回線への接続(配線、 その公衆送信用記録媒体に情報が記録され、又は当該自動公衆送信装置に情報が入力され

線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することにより行う自動公衆送信(当該自動パの六 特定入力型自動公衆送信 放送を受信して同時に、公衆の用に供されている電気通信回 公衆送信のために行う送信可能化を含む。)をいう。

九の七 放送同時配信等 放送番組又は有線放送番組の自動公衆送信(当該自動公衆送信のため 件を備えるもの(著作権者、出版権者若しくは著作隣接権者(以下「著作権者等」という。) の利益を不当に害するおそれがあるもの又は広く国民が容易に視聴することが困難なものとし に行う送信可能化を含む。以下この号において同じ。)のうち、次のイからハまでに掲げる要 て文化庁長官が総務大臣と協議して定めるもの及び特定入力型自動公衆送信を除く。)をいう。 放送番組の放送又は有線放送番組の有線放送が行われた日から一週間以内(当該放送番組

公衆送信に係る許諾が得られていない部分を表示しないことその他のやむを得ない事情によん 放送番組又は有線放送番組の内容を変更しないで行われるもの (著作権者等から当該自動 り変更されたものを除く。)であること。 われるものを除く。)であること。

文化庁長官が定める期間内)に行われるもの(当該放送又は有線放送が行われるより前に行ものであつてその間隔が一週間を超えるものである場合には、一月以内でその間隔に応じて 又は有線放送番組が同一の名称の下に一定の間隔で連続して放送され、又は有線放送される

し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定めるものが講じられているものである当該自動公衆送信を受信して行う放送番組又は有線放送番組のデジタル方式の複製を防止

(以下単に「密接な関係」という。)を有する放送事業者又は有線放送事業者から放送番組又は九の八 放送同時配信等事業者 人的関係又は資本関係において文化庁長官が定める密接な関係 有線放送番組の供給を受けて放送同時配信等を業として行う事業者をいう。

映画製作者 映画の著作物の製作に発意と責任を有する者をいう。

十の二 プログラム 電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようにこれに対する 指令を組み合わせたものとして表現したものをいう。

十一 二次的著作物 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その 十の三 データベース 論文、数値、図形その他の情報の集合物であつて、それらの情報を電子 計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

十二 共同著作物 二人以上の者が共同して創作した著作物であつて、その各人の寄与を分離 他翻案することにより創作した著作物をいう。 て個別的に利用することができないものをいう。

録音 音を物に固定し、又はその固定物を増製することをいう。

次に掲げるものについては、それぞれ次に掲げる行為を含むものとする。 複製 印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいい、録画 影像を連続して物に固定し、又はその固定物を増製することをいう。

し、又は録画すること。 脚本その他これに類する演劇用の著作物 当該著作物の上演、放送又は有線放送を録音

建築の著作物 建築に関する図面に従つて建築物を完成すること。

十七 上映 著作物(公衆送信されるものを除く。)を映写幕その他の物に映写することをいい、 これに伴つて映画の著作物において固定されている音を再生することを含むものとする。 上演 演奏(歌唱を含む。以下同じ。)以外の方法により著作物を演ずることをいう。 朗読その他の方法により著作物を口頭で伝達すること(実演に該当するものを除

十九 頒布 有償であるか又は無償であるかを問わず、複製物を公衆に譲渡し、又は貸与するこ く。)をいう。 とをいい、映画の著作物又は映画の著作物において複製されている著作物にあつては、これら の著作物を公衆に提示することを目的として当該映画の著作物の複製物を譲渡し、又は貸与す ることを含むものとする 7

> いう。 これに用いられる機器が特定の反応をする信号を記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又 放送に係る音若しくは影像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものを は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線 行つたとしたならば著作者人格権又は実演家人格権の侵害となるべき行為を含む。)に際し、 放送又は有線放送(以下「著作物等」という。)の利用(著作者又は実演家の同意を得ないで の意思に基づくことなく用いられているものを除く。)であつて、著作物、実演、レコード、 行為の抑止をいう。第三十条第一項第二号において同じ。)をする手段(著作権等を有する者 為の防止又は抑止(著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該 第七項並びに第百二十条の二第一号及び第四号において「著作権等」という。)を侵害する行 若しくは同条第六項に規定する著作隣接権(以下この号、第三十条第一項第二号、第百十三条 規定する著作者人格権若しくは著作権、出版権又は第八十九条第一項に規定する実演家人格権 ない方法(次号及び第二十二号において「電磁的方法」という。)により、第十七条第一項に 技術的保護手段(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができ

二十一 技術的利用制限手段 電磁的方法により、著作物等の視聴(プログラムの著作物にあつ 二十二 権利管理情報 第十七条第一項に規定する著作者人格権若しくは著作権、出版権又は第 を除く。)であつて、著作物等の視聴に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする信号 項において同じ。)を制限する手段(著作権者等の意思に基づくことなく用いられているもの に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。 物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を変換して記録媒体 を記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作 ては、当該著作物を電子計算機において実行する行為を含む。以下この号及び第百十三条第六

他の著作権等の管理(電子計算機によるものに限る。)に用いられていないものを除く。)を 情報であつて、イからハまでのいずれかに該当するもののうち、電磁的方法により著作物、実 八十九条第一項から第四項までの権利(以下この号において「著作権等」という。)に関する 又は送信されるもの(著作物等の利用状況の把握、著作物等の利用の許諾に係る事務処理その 演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録され、

イ 著作物等、著作権等を有する者その他政令で定める事項を特定する情報

著作物等の利用を許諾する場合の利用方法及び条件に関する情報

他の情報と照合することによりイ又は口に掲げる事項を特定することができることとなる

二十三 著作権等管理事業者 著作権等管理事業法(平成十二年法律第百三十一号)第二条第三 項に規定する著作権等管理事業者をいう。

二 十 四 国内 この法律の施行地をいう。

二 十 五 国外 この法律の施行地外の地域をいう。

2 この法律にいう「美術の著作物」には、美術工芸品を含むものとする。

3 この法律にいう「映画の著作物」には、映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的効果を生じ

4 この法律にいう「写真の著作物」には、写真の製作方法に類似する方法を用いて表現される著させる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物を含むものとする。 作物を含むものとする。

4

6 この法律にいう「法人」には、法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあ5 この法律にいう「公衆」には、特定かつ多数の者を含むものとする。 るものを含むものとする。

され、又は録画されたものを再生すること(公衆送信又は上映に該当するものを除く。)及び著 この法律において、「上演」、「演奏」又は「口述」には、著作物の上演、演奏又は口述で録音

作物の上演、演奏又は口述を電気通信設備を用いて伝達すること(公衆送信に該当するものを除

8 使用の権原を取得させる行為を含むものとする。 この法律にいう「貸与」には、いずれの名義又は方法をもつてするかを問わず、これと同様の

号の七若しくは第十三号から第十九号まで又は前二項に掲げる用語については、それぞれこれら を動詞の語幹として用いる場合を含むものとする。 この法律において、第一項第七号の二、第八号、第九号の二、第九号の四、第九号の五、第九

第三条 著作物は、その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が、 八十条第三項の規定による複製の許諾をいう。以下同じ。)を得た者によつて作成され、頒布さにおいて同じ。)を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾(第 許諾をいう。以下この項、次条第一項、第四条の二及び第六十三条を除き、以下この章及び次章 権利を害しない場合に限る。)において、発行されたものとする。 れた場合(第二十六条、第二十六条の二第一項又は第二十六条の三に規定する権利を有する者の 第二十一条に規定する権利を有する者若しくはその許諾(第六十三条第一項の規定による利用の

2 二次的著作物である翻訳物の前項に規定する部数の複製物が第二十八条の規定により第二十一 れたものとみなす。 る権利と同一の権利を有する者の権利を害しない場合に限る。)には、その原著作物は、発行さ 場合(第二十八条の規定により第二十六条、第二十六条の二第一項又は第二十六条の三に規定す 条に規定する権利と同一の権利を有する者又はその許諾を得た者によつて作成され、頒布された

みなして、前二項の規定を適用する。 その著作物の利用の承諾を得た者は、それぞれ前二項の権利を有する者又はその許諾を得た者と 著作物がこの法律による保護を受けるとしたならば前二項の権利を有すべき者又はその者から

第四条 著作物は、発行され、又は第二十二条から第二十五条までに規定する権利を有する者若 の方法で公衆に提示された場合(建築の著作物にあつては、第二十一条に規定する権利を有するの許諾をいう。以下同じ。)を得た者によつて上演、演奏、上映、公衆送信、口述若しくは展示 れた場合を含む。)において、公表されたものとする。 者又はその許諾(第六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。)を得た者によつて建設さ 条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾(第八十条第三項の規定による公衆送信 くはその許諾(第六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。)を得た者若しくは第七十九

合には、公表されたものとみなす。 九条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾を得た者によつて送信可能化された場 著作物は、第二十三条第一項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者若しくは第七十

信若しくは口述の方法で公衆に提示され、又は第二十八条の規定により第二十三条第一項に規定する権利と同一の権利を有する者若しくはその許諾を得た者によつて上演、演奏、上映、公衆送 する権利と同一の権利を有する者若しくはその許諾を得た者によつて送信可能化された場合に 二次的著作物である翻訳物が、第二十八条の規定により第二十二条から第二十四条までに規定 その原著作物は、公表されたものとみなす。

れた場合には、公表されたものとみなす。 美術の著作物又は写真の著作物は、第四十五条第一項に規定する者によつて同項の展示が行わ

する者又はその許諾を得た者とみなして、これらの規定を適用する。 又はその者からその著作物の利用の承諾を得た者は、それぞれ第一項から第三項までの権利を有 著作物がこの法律による保護を受けるとしたならば第一項から第三項までの権利を有すべき者

第四条の二 レコードは、その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製 物が、第九十六条に規定する権利を有する者又はその許諾(第百三条において準用する第六十三

> 条第一項の規定による利用の許諾をいう。第四章第二節及び第三節において同じ。)を得た者に 権利を有する者の権利を害しない場合に限る。)において、発行されたものとする。 よつて作成され、頒布された場合(第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項に規定する

第五条 著作者の権利及びこれに隣接する権利に関し条約に別段の定めがあるときは、 よる。 その規定に

(条約の効力)

(保護を受ける著作物)

第六条 著作物は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

一 最初に国内において発行された著作物(最初に国外において発行されたが、その発行の 日本国民(わが国の法令に基づいて設立された法人及び国内に主たる事務所を有する法人を 日

三 前二号に掲げるもののほか、条約によりわが国が保護の義務を負う著作物 ら三十日以内に国内において発行されたものを含む。)

(保護を受ける実演)

第七条 実演は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

国内において行われる実演

次条第一号又は第二号に掲げるレコードに固定された実演

に録音され、又は録画されているものを除く。) 第九条第一号又は第二号に掲げる放送において送信される実演(実演家の承諾を得て送信前

兀 音され、又は録画されているものを除く。) 第九条の二各号に掲げる有線放送において送信される実演 (実演家の承諾を得て送信前に録

前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる実演

約」という。) の締約国において行われる実演 実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約 。 以 下 「実演家等保護条

次条第三号に掲げるレコードに固定された実演

前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる実演 第九条第三号に掲げる放送において送信される実演 又は録画されているものを除く。 (実演家の承諾を得て送信前に録音さ

う。) の締約国において行われる実演 実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約(以下「実演・レ コード条約」

次条第四号に掲げるレコードに固定された実演

前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる実演

世界貿易機関の加盟国において行われる実演

次条第五号に掲げるレコードに固定された実演

れ、又は録画されているものを除く。) 第九条第四号に掲げる放送において送信される実演 (実演家の承諾を得て送信前に録

に常居所を有する者である実演家に係る実演 前各号に掲げるもののほか、視聴覚的実演に関する北京条約の締約国の国民又は当該締約国

(保護を受けるレコード)

第八条 レコードは、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受け 日本国民をレコード製作者とするレコード

レコードでこれに固定されている音が最初に国内において固定されたもの

前二号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げるレコード

締約国に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。)をレコード製作者とするレコード 実演家等保護条約の締約国の国民(当該締約国の法令に基づいて設立された法人及び当該

- レコードでこれに固定されている音が最初に実演家等保護条約の締約国において固定され
- 前三号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げるレコード
- 該締約国に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。)をレコード製作者とするレコード 実演・レコード条約の締約国の国民(当該締約国の法令に基づいて設立された法人及び当
- レコードでこれに固定されている音が最初に実演・レコード条約の締約国において固定さ
- 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げるレコード
- 国に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。)をレコード製作者とするレコード 世界貿易機関の加盟国の国民(当該加盟国の法令に基づいて設立された法人及び当該加盟
- レコードでこれに固定されている音が最初に世界貿易機関の加盟国において固定された
- する条約(第百二十一条の二第二号において「レコード保護条約」という。)により我が国が 保護の義務を負うレコード 前各号に掲げるもののほか、許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関 2
- (保護を受ける放送)
- **第九条** 放送は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。
- 国内にある放送設備から行なわれる放送

日本国民である放送事業者の放送

- 前二号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる放送
- 実演家等保護条約の締約国にある放送設備から行われる放送実演家等保護条約の締約国の国民である放送事業者の放送
- 前三号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる放送
- 世界貿易機関の加盟国にある放送設備から行われる放送世界貿易機関の加盟国の国民である放送事業者の放送
- (保護を受ける有線放送
- 第九条の二 有線放送は、 次の各号のいずれかに該当するものに限り、 この法律による保護を受け
- 日本国民である有線放送事業者の有線放送(放送を受信して行うものを除く。 次号にお
- 国内にある有線放送設備から行われる有線放送
- 第二章 著作者の権利
- 第一節 著作物
- (著作物の例示)
- 第十条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。
- 小説、脚本、論文、 講演その他の言語の著作物
- 音楽の著作物
- 舞踊又は無言劇の著作物
- 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作
- 建築の著作物
- 地図又は学術的な性質を有する図面、 図表、 模型その他の図形の
- 映画の著作物
- 写真の著作物
- プログラムの著作物
- 2
- 3 いるプログラム言語、規約及び解法に及ばない。この場合において、これらの用語の意義は、次第一項第九号に掲げる著作物に対するこの法律による保護は、その著作物を作成するために用事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、前項第一号に掲げる著作物に該当しない。 の各号に定めるところによる。

- プログラム言語 プログラムを表現する手段としての文字その他の記号及びその体系をい
- 二規約 特定のプログラムにおける前号のプログラム言語の用法についての特別の約束をい
- 三 解法 プログラムにおける電子計算機に対する指令の組合せの方法をいう
- (二次的著作物)
- 第十一条 二次的著作物に対するこの法律による保護は、その原著作物の著作者の権利に影響を及 ぼさない。
- (編集著作物)
- 第十二条 編集物(データベースに該当するものを除く。以下同じ。)でその素材の選択又は配列 によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。
- (データベースの著作物) 前項の規定は、同項の編集物の部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。
- 第十二条の二 データベースでその情報の選択又は体系的な構成によつて創作性を有するものは、
- 著作物として保護する。 前項の規定は、同項のデータベースの部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさな
- (権利の目的とならない著作物)

2

- 第十三条 次の各号のいずれかに該当する著作物は、 できない。 この章の規定による権利の目的となることが
- 憲法その他の法令
- 方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人を 三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)又は地方独立行 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百 政法人(地
- 行われるもの いう。以下同じ。)が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの 裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続により
- 兀 又は地方独立行政法人が作成するもの 前三号に掲げるものの翻訳物及び編集物で、 国若しくは地方公共団体の機関、 独立行政法人

### 第二節 著作者

- (著作者の推定)
- 下「変名」という。)として周知のものが著作者名として通常の方法により表示されている者は、名称(以下「実名」という。)又はその雅号、筆名、略称その他実名に代えて用いられるもの(以第十四条 著作物の原作品に、又は著作物の公衆への提供若しくは提示の際に、その氏名若しくは
- (職務上作成する著作物の著作者)

その著作物の著作者と推定する。

- 第十五条 法人その他使用者 (以下この条において「法人等」という。) の発意に基づきその法人 等の業務に従事する者が職務上作成する著作物(プログラムの著作物を除く。)で、その法人等 他に別段の定めがない限り、その法人等とする。 が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時における契約、 勤務規則その
- 2 著作者は、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、 法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の その法人等と
- (映画の著作物の著作者)
- 第十六条 脚本、音楽その他の著作物の著作者を除き、制作、 映画の著作物の著作者は、その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、 監督、 演出、撮影、美術等を担当してその映

画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者とする。ただし、前条の規定の適用がある場合 この限りでない。

# 第三節 権利の内容

### 第一款 総則

(著作者の権利)

第十七条 著作者は、次条第一項、第十九条第一項及び第二十条第一項に規定する権利 という。)を享有する。 作者人格権」という。)並びに第二十一条から第二十八条までに規定する権利(以下 「著作権」 (以下「著

著作者人格権及び著作権の享有には、いかなる方式の履行をも要しない

# 第二款 著作者人格権

第十八条 著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの(その同意を得ないで公表された著 作物を含む。以下この条において同じ。)を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著 作物を原著作物とする二次的著作物についても、同様とする。

2 著作者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる行為について同意したものと推定す

の行使により公衆に提供し、又は提示すること。 その著作物でまだ公表されていないものの著作権を譲渡した場合 当該著作物をその著作権

二 その美術の著作物又は写真の著作物でまだ公表されていないものの原作品を譲渡した場合 これらの著作物をその原作品による展示の方法で公衆に提示すること。

物をその著作権の行使により公衆に提供し、又は提示すること。 第二十九条の規定によりその映画の著作物の著作権が映画製作者に帰属した場合 当該著作

3 次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる行為について同意したものとみな 4

物を公衆に提供し、又は提示することを含む。)。 に係る歴史公文書等(公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号。以下「公開法の規定により行政機関の長が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること(当該著作物 規定する行政機関をいう。以下同じ。)に提供した場合(行政機関情報公開法第九条第一項のる法律(平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。)第二条第一項に た場合を除く。)にあつては、公文書管理法第十六条第一項の規定により国立公文書館等の長一項の規定による利用をさせる旨の決定の時までに当該著作物の著作者が別段の意思表示をし の長から公文書管理法第八条第一項の規定により国立公文書館等(公文書管理法第二条第三項 文書管理法」という。)第二条第六項に規定する歴史公文書等をいう。以下同じ。)が行政機関 規定による開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。) 行政機関情報公 に規定する国立公文書館等をいう。以下同じ。)に移管された場合(公文書管理法第十六条第 (公文書管理法第十五条第一項に規定する国立公文書館等の長をいう。以下同じ。)が当該著作 その著作物でまだ公表されていないものを行政機関(行政機関の保有する情報の公開に関す

一 その著作物でまだ公表されていないものを独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報 う。) 第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。) に提供した場合(独立行政の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」とい 法人等情報公開法第九条第一項の規定による開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をし 館等の長が当該著作物を公衆に提供し、又は提示することを含む。) 表示をした場合を除く。)にあつては、公文書管理法第十六条第一項の規定により国立公文書 公文書管理法第十一条第四項の規定により国立公文書館等に移管された場合(公文書管理法第 公衆に提供し、又は提示すること(当該著作物に係る歴史公文書等が当該独立行政法人等から た場合を除く。) 独立行政法人等情報公開法の規定により当該独立行政法人等が当該著作物を 十六条第一項の規定による利用をさせる旨の決定の時までに当該著作物の著作者が別段の意思

> 三 その著作物でまだ公表されていないものを地方公共団体又は地方独立行政法人に提供した場 合を除く。)にあつては、公文書管理条例の規定により地方公文書館等の長(地方公文書館等 例の規定(公文書管理法第十六条第一項の規定に相当する規定に限る。以下この条において同設として公文書管理条例が定める施設をいう。以下同じ。)に移管された場合(公文書管理条 をいう。以下同じ。)に基づき地方公文書館等(歴史公文書等の適切な保存及び利用を図る施政法人の保有する歴史公文書等の適切な保存及び利用について定める当該地方公共団体の条例が当該地方公共団体又は地方独立行政法人から公文書管理条例(地方公共団体又は地方独立行 立行政法人が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること(当該著作物に係る歴史公文書等 共団体又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当 いう。以下同じ。) が当該著作物を公衆に提供し、又は提示することを含む。)。 館等が地方独立行政法人の施設である場合にあつてはその施設を設置した地方独立行政法人を が地方公共団体の施設である場合にあつてはその属する地方公共団体の長をいい、地方公文書 じ。)による利用をさせる旨の決定の時までに当該著作物の著作者が別段の意思表示をした場 該地方公共団体の条例をいう。以下同じ。)の規定により当該地方公共団体の機関又は地方独 (開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。) 情報公開条例 (地方

四 その著作物でまだ公表されていないものを国立公文書館等に提供した場合 (公文書管理法第 く。) 同項の規定により国立公文書館等の長が当該著作物を公衆に提供し、又は提示するこ 十六条第一項の規定による利用をさせる旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除

Ŧi. 第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。 理条例の規定により地方公文書館等の長が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること。 の規定による利用をさせる旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。) 公文書管 その著作物でまだ公表されていないものを地方公文書館等に提供した場合(公文書管理条例

に提供し、若しくは提示するとき、又は行政機関情報公開法第七条の規定により行政機関の長条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆 が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。 行政機関情報公開法第五条の規定により行政機関の長が同条第一号ロ若しくはハ若しくは

り独立行政法人等が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示すると のを公衆に提供し、若しくは提示するとき、又は独立行政法人等情報公開法第七条の規定によ しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないも 独立行政法人等情報公開法第五条の規定により独立行政法人等が同条第一号ロ若しくはハ若

三 情報公開条例(行政機関情報公開法第十三条第二項及び第三項の規定に相当する規定を設け 政法人が著作物でまだ公表されていないもの(行政機関情報公開法第五条第一号ロ又は同条第 又は提示するとき。 二号ただし書に規定する情報に相当する情報が記録されているものに限る。)を公衆に提供し、 ているものに限る。第五号において同じ。)の規定により地方公共団体の機関又は地方独立行

れているものに限る。)を公衆に提供し、又は提示するとき。 れていないもの(行政機関情報公開法第五条第一号ハに規定する情報に相当する情報が記録さ 情報公開条例の規定により地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が著作物でまだ公表さ

の機関又は地方独立行政法人が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、 情報公開条例の規定で行政機関情報公開法第七条の規定に相当するものにより地方公共団 又は提示

法第五条第一号ロ若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著第一号ロ若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報又は独立行政法人等情報公開 作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示するとき 公文書管理法第十六条第一項の規定により国立公文書館等の長が行政機関情報公開法第五条

- 録されているものに限る。)を公衆に提供し、又は提示するとき。 るものに限る。)の規定により地方公文書館等の長が著作物でまだ公表されていないもの (行 機関情報公開法第五条第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報に相当する情報が記 公文書管理条例(公文書管理法第十八条第二項及び第四項の規定に相当する規定を設けてい
- る。)を公衆に提供し、又は提示するとき。 公文書管理条例の規定により地方公文書館等の長が著作物でまだ公表されていないもの 機関情報公開法第五条第一号ハに規定する情報に相当する情報が記録されているものに限 行

(氏名表示権)

- 第十九条 著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際 物の著作者名の表示についても、同様とする。 を有する。その著作物を原著作物とする二次的著作物の公衆への提供又は提示に際しての原著作 その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利 第二十四条
- 著作物を利用する者は、その著作者の別段の意思表示がない限り、その著作物につきすでに著
- 3 作者が表示しているところに従つて著作者名を表示することができる。 著作者名の表示は、著作物の利用の目的及び態様に照らし著作者が創作者であることを主張す
- る利益を害するおそれがないと認められるときは、公正な慣行に反しない限り、 省略することが
- 第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
- 4 し、又は提示する場合において、当該著作物につき既にその著作者が表示しているところに従 つて著作者名を表示するとき。 行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法又は情報公開条例の規定により行政機関の 独立行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が著作物を公衆に提供
- 提供し、又は提示する場合において、当該著作物の著作者名の表示を省略することとなると 関の長、独立行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が著作物を公衆に は情報公開条例の規定で行政機関情報公開法第六条第二項の規定に相当するものにより行政機一 行政機関情報公開法第六条第二項の規定、独立行政法人等情報公開法第六条第二項の規定又 2
- 提示する場合において、 者名を表示するとき。 に限る。)により国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長が著作物を公衆に提供し、又は 公文書管理法第十六条第一項の規定又は公文書管理条例の規定(同項の規定に相当する規定 当該著作物につき既にその著作者が表示しているところに従つて著作

(同一性保持権)

- 第二十条 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこ れらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。
- 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。
- 三十三条の三第一項又は第三十四条第一項の規定により著作物を利用する場合における用字又第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第一項、第 は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの
- 建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変
- 得るようにするために必要な改変 行し得るようにするため、又はプログラムの著作物を電子計算機においてより効果的に実行し 特定の電子計算機においては実行し得ないプログラムの著作物を当該電子計算機において実
- 前三号に掲げるもののほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得 いと認められる改変

第 二款 著作権に含まれる権利の種類

第二十一条 著作者は、 その著作物を複製する権利を専有する。

(上演権及び演奏権)

第二十二条 著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として に」という。)上演し、又は演奏する権利を専有する。 ( 以 下 公公

第二十二条の二 著作者は、その著作物を公に上映する権利を専有する (公衆送信権等)

第二十三条 著作者は、その著作物について、 能化を含む。)を行う権利を専有する。 公衆送信 (自動公衆送信の場合にあつては、

2 著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する

(口述権)

著作者は、その言語の著作物を公に口述する権利を専有する。

(展示権)

第二十五条 著作者は、その美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作 品により公に展示する権利を専有する。

(頒布権)

第二十六条 著作者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。

2 著作者は、映画の著作物において複製されているその著作物を当該映画の著作物の複製物によ り頒布する権利を専有する。

**第二十六条の二 著作者は、その著作物(映画の著作物を除く。以下この条において同じ。)をそ** 物の複製物を除く。以下この条において同じ。)の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。 の原作品又は複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作 前項の規定は、著作物の原作品又は複製物で次の各号のいずれかに該当するものの譲渡による

場合には、適用しない。 前項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡された著作物の原作

品又は複製物

五条第一項の規定による許可を受けて公衆に譲渡された著作物の複製物 万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律(昭和三十一年法律第八十六号) **ル国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律(昭和三十一年法律第八十六号)第第六十七条第一項、第六十七条の三第一項若しくは第六十九条第一項の規定による裁定又は** 

第六十七条の二第一項の規定の適用を受けて公衆に譲渡された著作物の複製物

著作物の原作品又は複製物 前項に規定する権利を有する者又はその承諾を得た者により特定かつ少数の者に譲渡された

は複製物 権利に相当する権利を有する者若しくはその承諾を得た者により譲渡された著作物の原作品又 国外において、前項に規定する権利に相当する権利を害することなく、又は同項に規定する

(貸与権)

Ŧi.

おいて複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。)の貸与により公第二十六条の三 著作者は、その著作物(映画の著作物を除く。)をその複製物(映画の著作物に 衆に提供する権利を専有する。

(翻訳権、 翻案権等)

第二十七条 著作者は、その著作物を翻訳し、 その他翻案する権利を専有する。 編曲し、 若しくは変形し、 又は脚色し、 映画化.

(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)

第二十八条 二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、 する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同 一の種類の権利を専有する。 この款に規定

# 、 と可います リンチャー・スラン スラー・ディー・ファイン 第四款 映画の著作物の著作権の帰属

- いるときは、当該映画製作者に帰属する。 の著作権は、その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束して第二十九条 映画の著作物(第十五条第一項、次項又は第三項の規定の適用を受けるものを除く。)
- 作者としての当該放送事業者に帰属する。(第十五条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)の著作権のうち次に掲げる権利は、映画製2(専ら放送事業者が放送又は放送同時配信等のための技術的手段として製作する映画の著作物
- 動公衆送信を行い、又は受信装置を用いて公に伝達する権利(一条の著作物を放送する権利及び放送されるその著作物について、有線放送し、特定入力型自)
- いて公に伝達する権利 いて公に伝達する権利 である では、これでは、これでの著作物を放送同時配信等する権利及び放送同時配信等されるその著作物を受信装置を用
- 「早、「早、などなどでです。」「早、などでです。」「Parison こうりです」」では、これでの著作物を複製し、又はその複製物により放送事業者に頒布する権利
- 映画製作者としての当該有線放送事業者に帰属する。著作物(第十五条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)の著作権のうち次に掲げる権利は、事ら有線放送事業者が有線放送又は放送同時配信等のための技術的手段として製作する映画の
- する権利 その著作物を有線放送する権利及び有線放送されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達
- いて公に伝達する権利 一 その著作物を放送同時配信等されるその著作物を受信装置を用二 その著作物を放送同時配信等する権利及び放送同時配信等されるその著作物を受信装置を用
- 第五款 著作権の制限 この著作物を複製し、又はその複製物により有線放送事業者に頒布する権利

# (私的使用のための複製)

- できる。 できる。 できる。と目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することが用」という。)を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用すること(以下「私的使個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において単に「著作物」という。)は、第三十条 著作権の目的となつている著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、
- 二 技術的保護手段の回避(第二条第一項第二十号に規定する信号の除去若しくは改変その他のれに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。)を用いて複製する場合一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器 (複製の機能を有し、こ)
- を知りながら行う場合

  を知りながら行う場合

  を知りながら行う場合

  を知りながら行う場合
- ることを知りながら行う場合画(以下この号及び次項において「特定侵害録音録画」という。)を、特定侵害録音録画であしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録三 著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたと
- る際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものを除く。以下この号及び次項において「特著作権に係る著作物のうち当該複製がされる部分の占める割合、当該部分が自動公衆送信されを受信して行うデジタル方式の複製(録音及び録画を除く。以下この号において同じ。)(当該自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)ものに限る。)を除く。以下この号において同じ。)を侵害する自動公衆送信(国外で行われる四 著作権(第二十八条に規定する権利(翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係る

- れる寺川は事青バある場合と余く。 類及び用途並びに当該特定侵害複製の態様に照らし著作権者の利益を不当に害しないと認めら定侵害複製」という。) を、特定侵害複製であることを知りながら行う場合(当該著作物の種
- により知らないで行う場合を含むものと解釈してはならない。
  ・前項第三号及び第四号の規定は、特定侵害録音録画又は特定侵害複製であることを重大な過失
- 3 私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器(放送の業務のため3 私的使用を目的として、デジタル方式の録音で機器に対しているではいるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音では録画の用に供される記録の作別の性能その他の私的使用に通常供されない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電の特別の性能をの他の私的使用に通常供されない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電

# (付随対象著作物の利用)

- 第三十条の二 写真の撮影、録音、録画、放送その他これらと同様に事物の影像又は音を複製し、第三十条の二 写真の撮影、録音、録画、放送その他これらと同様に事物の影像又は音を複製し、第三十条の二 写真の撮影、録音、録画、放送その他これらと同様に事物の影像又は音を複製し、第三十条の二 写真の撮影、録音、録画、放送その他これらと同様に事物の影像又は音を複製し、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該和用の態様に照らし苦作権の利益となる事物又は音(複製伝達対象事物等)という。)に係る著作物の利用によりにおいて、当該複製伝達行為において当該付随対象事物等の当該複製伝達対象事物等からの分離の困難性の程限る。以下この条において「付随対象事物等の一部を構成するものとして対象となる開き、当該作成伝達物において当該作成伝達物において「複製伝達対象事物等」という。)に当たつて、当該有助の有無、当該付随対象事物等の当該複製伝達対象事物等の一部を構成するものとして対象となる関心を表示という。)は、当該付随対象事物等の他の要素に照らし当該作成伝達物において当該付随対象事物等の当該複製伝達対象事物等からの分離の困難性の程限。以下この条において「複製伝達対象事物等」という。)を行うに当なが成立を表示当に書することとなる場合は、この限りでない。
- は、この限りでない。物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合に伴つて、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該付随対象著作物に保る作成伝達物の利用2 前項の規定により利用された付随対象著作物は、当該付随対象著作物に係る作成伝達物の利用

# (検討の過程における利用)

第三十条の三 著作権者の許諾を得て、又は第六十七条第一項、第六十七条の三第一項、第六十八第三十条の三 著作権者の許諾を得て、又は第六十七条の三第一項、第六十七条の三第一項、第六十九条第一項の規定による裁定を受けて著作物を利用しようとする者は、条第一項若しくは第六十九条第一項の規定による裁定を受けて著作物を利用しようとする者は、第三十条の三 著作権者の許諾を得て、又は第六十七条第一項、第六十七条の三第一項、第六十八

# (著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)

- 、。 
   でに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでないずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並らし又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、第三十条の四 著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享
- 著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する

場合

- 一項第二号において同じ。)の用に供する場合他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。第四十七条の五第二 情報解析(多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、影像その

# ■┣┃┣ ■ 国点図書官及(図書館等における複製等)

著作物を複製することができる。書館等の図書、記録その他の資料(次項及び第六項において「図書館資料」という。)を用いて書館等の図書、記録その他の資料(次項及び第六項において「図書館資料」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この条及び第百四条の十の四第三項において「図第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする

はする場合 であるものとして政令で定めるものにあつては、その全部)の複製物を一人につき一部提事情があるものとして政令で定めるものにあつては、その全部)の複製物を一人につき一部提ることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書ることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書部分(国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させのとり、国書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一個書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一

# 一 図書館資料の保存のため必要がある場合

- 2 特定図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該特定図書館等の利用者な図書館資料(以下この条において「絶版等資料」という。)の複製物を提供する場合三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難
- (あらかじめ当該特定図書館等にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報(次項第86かじめ当該特定図書館等にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報(次項第86分)といり当該特定図書館等にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報(次項第86分)といり当該特定図書館等にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報(次項第86分)といり当該特定図書館等にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報(次項第86分)といり当該特定図書館等にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報(次項第86分)といり当該特定図書館等にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報(次項第86分)と登録している者に限る。第四項及び三号及び第八項第一号において「利用者情報」という。)を登録している者に限る。第四項及び三号及び第八項第一号において「利用者情報」という。)を登録している者に限る。第四項及び三号及び第八項第一号において「利用者情報」という。)を登録している者に限る。第四項及び三号及び第八項第一号において「利用者情報」という。)を登録している者に限る。第四項及び三号及び第八項第一号において「利用者情報」という。)を登録している者に限る。第四項及び三号及び第一段では、1000元を記述された。
- 一 図書館資料を用いて次号の公衆送信のために必要な複製を行うこと。
- 定める措置を講じて行うものに限る。)。 じょる著作物の提供又は提示を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令でじ。) による著作物の提供又は提示を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同れた電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができないれた電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない。 図書館資料の原本又は複製物を用いて公衆送信を行うこと (当該公衆送信を受信して作成さ
- 三 利用者情報を適切に管理するために必要な措置を講じていること。 ための研修を行つていること。

二 前項の規定による公衆送信に関する業務に従事する職員に対し、当該業務を適正に実施する

| 令で定める措置を講じていること。| | 外の目的のために利用されることを防止し、又は抑止するために必要な措置として文部科学省四|| 前項の規定による公衆送信のために作成された電磁的記録に係る情報が同項に定める目的以

- 5 第二項の規定により著作物の公衆送信を行う場合には、第三項に規定する特定図書館等を設置の用に供するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができる。4 第二項の規定により公衆送信された著作物を受信した特定図書館等の利用者は、その調査研究
- 信可能化を含む。以下この条において同じ。)に用いるため、電磁的記録を作成する場合には、供するため、又は絶版等資料に係る著作物を次項若しくは第八項の規定により自動公衆送信(送に供することによるその滅失、損傷若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に6 第一項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用する者は、相当な額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができ

- とができる。とができる。とができる。という、という、という、という、といて、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、次に掲げる行為を行うこいて、当該図書館等において公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録で政令で定めるものにおいて公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録・国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等又はこれに類する外国の施設・国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等又はこれに類する外国の施設・
- る対価をいう。第九項第二号及び第三十八条において同じ。)を受けない場合に限る。)。受ける者から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける 自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること(当該著作物の伝達を度において、自動公衆送信された当該著作物の複製物を作成し、当該複製物を提供すること。 当該図書館等の利用者の求めに応じ、当該利用者が自ら利用するために必要と認められる限
- を行うことができる。として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。以下この項及び次項において同じ。)として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。以下この項及び次項において同じ。)動公衆送信を受信して行う当該著作物のデジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措置第六項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて、自動公衆送信(当該自8 国立国会図書館は、次に掲げる要件を満たすときは、特定絶版等資料に係る著作物について、
- | 「角灰目的なな空間ででは、このでは、などのでは、これでは、これでは、これでであることです。| 本(次号において「事前登録者」という。)の用に供することを目的とするものであることで一 当該自動公衆送信が、当該著作物をあらかじめ国立国会図書館に利用者情報を登録している
- ることを識別するための措置を講じていること。 当該自動公衆送信を受信する際に事前登録者であー 当該自動公衆送信を受信しようとする者が当該自動公衆送信を受信する際に事前登録者、とり、70月に付ってことを開始とてきまってまること
- 一 自動公衆关言された当该著作物を自ら利用するためこと要と認められる限度こおいてなる前項の規定による自動公衆送信を受信した者は、次に掲げる行為を行うことができる。
- 信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること。 二 次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又は口に定める要件に従つて、自動公衆送
- 物の伝達を受ける者から料金を受けずに行うこと。 して政令で定める大きさ以下の大きさで表示する場合 営利を目的とせず、かつ、当該著作イ 個人的に又は家庭内において当該著作物が閲覧される場合の表示の大きさと同等のものと
- の补充とそすぎに言うによ。 員が置かれているものにおいて、営利を目的とせず、かつ、当該著作物の伝達を受ける者か 自動公衆送信された著作物の公の伝達を適正に行うために必要な法に関する知識を有する職 般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人が設置するもののうち、 というに、国、地方公共団体又は一
- くはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者の申出を受けて、国立国会図書館の館長が当該資料のうち、著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若し10 第八項の特定絶版等資料とは、第六項の規定により記録媒体に記録された著作物に係る絶版等ら料金を受けずに行うこと。

を除いたものをいう。 申出のあつた日から起算して三月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いと認めた資料

日から起算して三月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いことを疎明する資料を添え て行うものとする。 前項の申出は、国立国会図書館の館長に対し、当該申出に係る絶版等資料が当該申出のあつた

第三十二条 囲内で行なわれるものでなければならない。 公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用 批評、研究その他の引用の目的上正当な範

国等の周知目的資料は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができ ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、 この限りでない

(教科用図書等への掲載)

教科用図書をいう。以下同じ。)に掲載することができる。 の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。)に規定する (学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第三十四条第一項 (同法第四十九条、第四十九条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書

同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長 官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならない。 前項の規定により著作物を教科用図書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、

方法により公表するものとする。 文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これをインターネットの利用その他の適切な

科用図書に係る教師用指導書(当該教科用図書を発行する者の発行に係るものに限る。)への著前三項の規定は、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の通信教育用学習図書及び教 作物の掲載について準用する。

(教科用図書代替教材への掲載等)

第三十三条の二 教科用図書に掲載された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度にお 事情を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなけ同項の規定による著作物の利用の態様及び利用状況、前条第二項に規定する補償金の額その他の は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、同項の規定の趣旨、 第三十四条第二項に規定する教材をいう。以下この項及び次項において同じ。)に掲載し、及び ればならない。 教科用図書代替教材の当該使用に伴つていずれの方法によるかを問わず利用することができる。 含む。以下この項において同じ。)の規定により教科用図書に代えて使用することができる同法 十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を いて、教科用図書代替教材(学校教育法第三十四条第二項又は第三項(これらの規定を同法第四 前項の規定により教科用図書に掲載された著作物を教科用図書代替教材に掲載しようとする者 3 2

方法により公表するものとする 文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これをインターネットの利用その他の適切な

(教科用拡大図書等の作成のための複製等)

第三十三条の三 教科用図書に掲載された著作物は、視覚障害、発達障害その他の障害により教科 するために必要な方式により複製することができる。 教科用図書に用いられている文字、図形等の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用 用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するため、当該

する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として当該教科用拡大図書等を頒布する場合に て「教科用拡大図書等」という。)を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行 該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項におい 前項の規定により複製する教科用の図書その他の複製物(点字により複製するものを除き、当

> あつては、第三十三条第二項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が定める算出方法により 算出した額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

方法により公表するものとする。 文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これをインターネットの利用その他の適切な

3

磁的記録の提供を行う者は、その提供のために必要と認められる限度において、当該著作物を利 法律第八十一号)第五条第一項又は第二項の規定により教科用図書に掲載された著作物に係る電 用することができる。 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律(平成二十年

(学校教育番組の放送等)

第三十四条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、学校教育に びに第四十条第二項及び第三項において同じ。)を行い、及び当該放送番組用又は有線放送番組有線放送事業者又は放送同時配信等事業者が行うものに限る。第三十八条第三項、第三十九条並 用の教材に掲載することができる。 年法律第百三十一号)第十四条第三項第二号に規定する放送区域をいう。)において受信される 該放送に係る放送対象地域(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第九十一条第二項第二号 送し、有線放送し、地域限定特定入力型自動公衆送信(特定入力型自動公衆送信のうち、専ら当 ことを目的として行われるものをいう。以下同じ。)を行い、又は放送同時配信等(放送事業者、 に規定する放送対象地域をいい、これが定められていない放送にあつては、電波法(昭和二十五 関する法令の定める教育課程の基準に準拠した学校向けの放送番組又は有線放送番組において放

2 償金を著作権者に支払わなければならない。 前項の規定により著作物を利用する者は、その旨を著作者に通知するとともに、 相当な額の補

(学校その他の教育機関における複製等)

第三十五条 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教 公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。 場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信 育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする 様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。 ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態 (自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。) を行い、又は

金を著作権者に支払わなければならない。 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償

若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業 示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、 当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提 を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。 (試験問題としての複製等) 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、

第三十六条 公表された著作物については、入学試験その他人の学識技能に関する試験又は検定 らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。 目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製し、 じ。)を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照 (放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。 次項において同 又は公衆送信

2 金を著作権者に支払わなければならない 営利を目的として前項の複製又は公衆送信を行う者は、 通常の使用料の額に相当する額の補償

第三十七条 公表された著作物は、点字により複製することができる。

- む。次項において同じ。)を行うことができる。録し、又は公衆送信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含金、公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記
- 3 視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者(以下この項及び第百二条第四 視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者(以下この項及び第百二条第四 方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。 視覚障害者等」という。)の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公項において「視覚障害者等」という。)の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公項において「視覚障害者等」という。)の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公項において「視覚障害者等」という。)の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公項において「視覚障害者等」という。)の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公項において「視覚障害者等」という。)の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公項において「視覚障害者等」という。)の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公項において「視覚障害者等」という。)の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公項において「視覚障害者等」という。)の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公司において「視覚障害者のというなどに関する事業を行う者で政令で定めるものは、公司によいて「視覚障害者のというなどのでは、公司により、当該を持ている。

(営利を目的としない上演等)

- 有線放送し、又は地域限定特定入力型自動公衆送信を行うことができる。 放送される著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、
- 通常の家庭用受信装置を用いてする場合も、同様とする。つ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、受信装置を用いて公に伝達することができる。つ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、受信装置を用いて公に伝達することができる。有線放送が終了した後に開始されるものを除く。)が行われる著作物は、営利を目的とせず、か3 放送され、有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等(放送又は3 放送され、有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等(放送又は
- 作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。)の貸与により公衆に提供することができを受ける者から料金を受けない場合には、その複製物(映画の著作物において複製されている著4 公表された著作物(映画の著作物を除く。)は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与

- この に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。)に相当な額の補償金を支払わなければならな に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。)に相当な額の補償金を支払わなければならな 場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製され を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この を受ける者がら料金を受けない場合には、その複製物の貸与 を受ける者ができる事業を行う者で前条の政令で定めるもの(同条第二号に係るもの及び聴覚障害者 に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。)に相当な額の補償金を支払わなければならな を受ける著作物においてき製物の貸与 に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。)に相当な額の補償金を支払わなければならな を受ける者ができる。この を受ける者がに対しているものを除く。)で政令で定めるもの及び聴覚障害者 に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。)に相当な額の補償金を支払わなければならな を受ける者がにおいて、当該頒布を行う者で前条の政令で定めるもの(同条第二十八条の規定により第二十六条 に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。)に相当な額の補償金を支払わなければならな を受ける者がら料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この を受ける者がら料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この を受ける者がら料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この を受ける者がら料金を受けない場合には、その複製物の貸与によりので定めるものとしているものを除る。)であるものを除る。)であるものを除る。)であるものを除る。)であるものを除る。)であるものを除る。)である。
- (時事問題に関する論説の転載等)
- きる。ただし、これらの利用を禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。有線放送し、地域限定特定入力型自動公衆送信を行い、若しくは放送同時配信等を行うことがで論説(学術的な性質を有するものを除く。)は、他の新聞紙若しくは雑誌に転載し、又は放送し、第三十九条 新聞紙又は雑誌に掲載して発行された政治上、経済上又は社会上の時事問題に関する
- (公開の演説等の利用)(公開の演説等の利用)(公開の演説等の利用)(公開の規定により放送され、有線放送され、地域限定特定入力型自動公衆送信が行われ、日本の規定により放送され、有線放送され、地域限定特定入力型自動公衆送信が行われ、日本の規定により放送され、有線放送され、地域限定特定入力型自動公衆送信が行われ、日本の規定により放送されている。
- 若しくは放送同時配信等を行うことができる。紙若しくは雑誌に掲載し、又は放送し、有線放送し、地域限定特定入力型自動公衆送信を行い、紙若しくは雑誌に掲載し、又は放送し、有線放送し、地域限定特定入力型自動公衆送信を行い、瀬聞演説又は陳述は、前項の規定によるものを除き、報道の目的上正当と認められる場合には、新聞、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人において行われた公開の
- (時事の事件の報道のための利用)(時事の事件の報道のための利用)前項の規定により放送され、有線放送され、地域限定特定入力型自動公衆送信が行われ、
- (裁判手続等における複製等) 範囲内において、複製し、及び当該事件の報道に伴つて利用することができる。 範囲内において、複製し、及び当該事件の報道に伴つて利用することができる。 構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物は、報道の目的上正当な第四十一条 写真、映画、放送その他の方法によつて時事の事件を報道する場合には、当該事件を
- りでない。 びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限必要と認められる限度において、複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並第四十一条の二 著作物は、裁判手続及び行政審判手続のために必要と認められる場合には、その
- を行い、若しくは受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及びその必要と認められる限度において、複製し、又は当該内部資料を利用する者との間で公衆送信望 第四十二条 著作物は、立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、

当に害することとなる場合は、この限りでない。用途並びにその複製の部数及びその複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不用途並びにその複製の部数及びその複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不

(審査等の手続における:

- 一 行政庁の行う特許、意匠若しくは商標に関する審査、実用新案に関する技術的な評価又は国 2 製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。 以られる限度において、複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複 料**第四十二条の二** 著作物は、次に掲げる手続のために必要と認められる場合には、その必要と認め ※
- 二 行政庁の行う品種(種苗法(平成十年法律第八十三号)第二条第二項に規定する品種をいに規定する国際出願をいう。)に関する国際調査若しくは国際予備審査に関する手続際出願(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)第二条一 行政庁の行う特許、意匠若しくは商標に関する審査、実用新案に関する技術的な評価又は国ー 行政庁の行う特許、意匠若しくは商標に関する審査、実用新案に関する技術的な評価又は国ー
- 三.亍女宁の亍う寺茊農木K笙勿等(寺茊農木K笙勿等の呂称の呆蒦こ関する去聿(平戊二十六)調査に関する手続(調査に関する審査又は登録品種(同法第二十条第一項に規定する登録品種をいう。)に関する
- 一項の指定に関する手続 「項の指定に関する手続」「可の指定に関する手続い」についての同法第六条の登録又は外国の特定農林水産物等についての同法第二十三条第一年法律第八十四号)第二条第二項に規定する特定農林水産物等をいう。以下この号において同 第三 行政庁の行う特定農林水産物等(特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成二十六

(行政機関情報公開法等による開示のための利用)

(公文書管理法等による保存等のための利用)

- て、当該著作物を利用することができる。

  大い、当該著作物を利用することができる。

  大い、当該著作物を利用することができる。

  大い、当該著作物を利用することができる。

  大い、当該著作物を利用することができる。

  大い、当該著作物を利用することができる。

  大いで、、当該著作物を利用することができる。

  大いで、、当該著作物を利用することができる。

  大いで、、当該著作物を入りで定める方法(同規定を含む。以下この項において同じ。)に規定する方法又は公文書管理条例の規定(同項の規定に相当する規定に限る。)により著作物を公衆に提供し、又は提書管理条例の規定(同項の規定に相当する規定に限る。)により著作物を公衆に提供し、又は提書管理条例の規定(同項の規定)により著作物を公衆に提供し、文は提出の対策を対象ができる。

(国立国会図書館法によるインターネット資料及びオンライン資料の収集のための複製)

- 第四十三条 国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することができる。ン資料に係る著作物を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することができる。ット資料」という。)又は同法第二十五条の四第三項の規定により同項に規定するオンライン資ット資料」という。)又は同法第二十五条の四第三項の規定により同項に規定するインターネット資料(以下この条において「インターネ第四十三条 国立国会図書館の館長は、国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条
- 2、当該各号に掲げる資料に係る著作物を複製することができる。 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる資料を提供するために必要と認められる限度におい
- の求めに応じ提供するインターネット資料 国立国会図書館法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者 同法第二十五条の三第三項
- 四第一項の規定により提供する同項に規定するオンライン資料 国立国会図書館法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者 同法第二十五条の

(放送事業者等による一時的固定)

- 事業者の手段により、一時的に録音し、又は録画することができる。自己の手段又は当該著作物を同じく放送し、若しくは放送同時配信等することができる他の放送自己の手段又は当該著作物を同じく放送し、若しくは放送同時配信等することができる著作物を、自己の放送又は放送同時配信等(当該放送事業者と密接第四十四条 放送事業者は、第二十三条第一項に規定する権利を害することなく放送し、又は放送
- 画することができる。番組の供給を受けて行うものを含む。)のために、自己の手段により、一時的に録音し、又は録番組の供給を受けて行うものを含む。)のために、自己の手段により、一時的に録音し、又は録は放送同時配信等することができる著作物を、自己の有線放送(放送を受信して行うものを除く。)又同時配信等することができる著作物を、自己の有線放送(放送を受信して行うものを除く。)又同時配信等することができる著作物を、自己の有線放送(放送を受信して行うものを除く。)又は放送
- ができる。を有する放送事業者若しくは有線放送事業者の手段により、一時的に録音し、又は録画することを有する放送事業者作物を、自己の放送同時配信等のために、自己の手段又は自己と密接な関係の放送同時配信等事業者は、第二十三条第一項に規定する権利を害することなく放送同時配信等
- (美術の著作物等の原作品の所有者による展示)定めるところにより公的な記録保存所において保存する場合は、この限りでない。送、有線放送又は放送同時配信等の後六月)を超えて保存することができない。ただし、政令で送、有線放送又は放送同時配信等の後六月)を超えて保存することができない。ただし、政令で該録音物又は録画物を用いてする放送、有線放送又は放送同時配信等があつたときは、その放前三項の規定により作成された録音物又は録画物は、録音又は録画の後六月(その期間内に当)
- らの著作物をその原作品により公に展示することができる。 第四十五条 美術の著作物若しくは写真の著作物の原作品の所有者又はその同意を得た者は、これ
- よへ。 所又は建造物の外壁その他一般公衆の見やすい屋外の場所に恒常的に設置する場合には、適用し所又は建造物の外壁その他一般公衆の見やすい屋外の場所に恒常的に設置する場合には、適用し、前項の規定は、美術の著作物の原作品を街路、公園その他一般公衆に開放されている屋外の場

(公開の美術の著作物等の利用)

- 彫刻を増製し、又はその増製物の譲渡により公衆に提供する場合
- 三 前条第二項に規定する屋外の場所に恒常的に設置するために複製する場合二 建築の著作物を建築により複製し、又はその複製物の譲渡により公衆に提供する場合
- (美術の著作物等の展示に伴う複製等)四(専ら美術の著作物の複製物の販売を目的として複製し、又はその複製物を販売する場合
- | ことなく、これらの著作物を公に展示する者(以下この条において「原作品展示者」という。) 第四十七条 美術の著作物又は写真の著作物の原作品により、第二十五条に規定する権利を害する

は、この限りでない。

が用途並びに当該複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合が用途並びに当該複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合れる限度において、当該展示著作物を複製することができる。ただし、当該展示著作物の種類及て自動公衆送信(送信可能化を含む。同項及び同号において同じ。)を行うために必要と認めら作物を掲載し、又は次項の規定により当該展示著作物を上映し、若しくは当該展示著作物につい作物を掲載し、又は次項の規定により当該展示著作物を上映し、若しくは当該展示著作物につい「展示著作物」という。)の解説若しくは紹介をすることを目的とする小冊子に当該展示著いて「展示著作物」という。)の解説若しくは紹介をすることを目的とする小冊子に当該展示著は、観覧者のためにこれらの展示する著作物(以下この条及び第四十七条の六第二項第一号におは、観覧者のためにこれらの展示する著作物(以下この条及び第四十七条の六第二項第一号にお

- 当に害することとなる場合は、この限りでない。

  当該展示著作物の種類及び用途並びに当該複製又は公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当該展示著作物の種類及び用途並びに当該複製又は公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。)を行うことができる。ただし、を公衆に提供するために必要と認められる限度において、当該展示著作物について複製し、又は3 原作品展示者及びこれに準ずる者として政令で定めるものは、展示著作物の所在に関する情報3 原作品展示者及びこれに準ずる者として政令で定めるものは、展示著作物の所在に関する情報

1 (美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等)

第四十七条の二 美術の著作物又は写真の著作物の原作品又は複製物の所有者その他のこれらの譲 第四十七条の二 美術の著作物又は写真の著作物の原作品又は複製物の所有者その他のこれらの譲 第四十七条の二 美術の著作物又は写真の著作物の複製では当該公衆送信を受信して行うこれらの著作物のる複製を防止し、又は抑止するための措置との申出の用に供するため、これらの著作物について、複製 第一方ることなく、その原作品又は複製物を譲渡し、又は貸与しようとする場合には、当該権原を有複製を防止し、又は抑止するための措置その他の第一権者の利益を不当に害しないための措置と 1 という。 1 という。 2 という。 3 にいう。 5 にいう。 5 にいう。 5 にいう。 6 にいう。 6 にいう。 7 にいう。 8 には、当該権原を有まる。 8 には、当該権原を有まる。 9 には、当該権原を有まる。 1 にいう。 9 には、当該権原を有まる。 1 に対している。 9 に対しているの。 9 に対しているに対しているの。 9 に対しているの。 9 にはいるの。 9 にはいる

(プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等)

- 段の意思表示がない限り、その他の複製物を保存してはならない。かについて滅失以外の事由により所有権を有しなくなつた後には、その者は、当該著作権者の別2 前項の複製物の所有者が当該複製物(同項の規定により作成された複製物を含む。)のいずれ

(電子計算機における著作物の利用に付随する利用等)

- 的に行うために当該著作物を当該電子計算機の記録媒体に記録するとき。の利用のための当該電子計算機による情報処理の過程において、当該情報処理を円滑又は効率くは有線電気通信の送信がされる著作物を当該送信を受信して利用する場合において、これら一 電子計算機において、著作物を当該著作物の複製物を用いて利用する場合又は無線通信若し
- 自動公衆送信の遅滞若しくは障害を防止し、又は送信可能化された著作物の自動公衆送信を中二 自動公衆送信装置を他人の自動公衆送信の用に供することを業として行う者が、当該他人の

- 作物を記録媒体に記録する場合継すする場合の自動公衆送信のために送信可能化された著継するための送信を効率的に行うために、これらの自動公衆送信のために送信可能化された著

2

- 者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権目的とする場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利物の電子計算機における利用を行うことができる状態を維持し、又は当該状態に回復することを物の電子計算機における利用に供される著作物は、次に掲げる場合その他これらと同様に当該著作
- する場合体以外の記録媒体に一時的に記録し、及び当該保守又は修理の後に、当該内蔵記録媒体に記録体以外の記録媒体に一時的に記録し、及び当該保守又は修理の後に、当該内蔵記録媒体に記録媒体を内蔵する機器の保守又は修理を行うために当該機器に内蔵する記録媒体(以下こ記録媒体を内蔵する説録媒体(以下こ
- 様の機能を有する機器の内蔵記録媒体に記録する場合体に記録されている著作物を当該内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、及び当該同二 記録媒体を内蔵する機器をこれと同様の機能を有する機器と交換するためにその内蔵記録媒
- 供するために当該著作物を記録媒体に記録するとき。 衆送信装置により送信可能化された著作物の複製物が滅失し、又は毀損した場合の復旧の用に三 自動公衆送信装置を他人の自動公衆送信の用に供することを業として行う者が、当該自動公

(電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等)

第四十七条の五 電子計算機を用いた情報処理により新たな知見又は情報を創出することとなる場合類及び用途並びに当該軽微利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合を、この限りでない。 電子計算機を用いた情報処理により新たな知見又は情報を創出することとなる場質及び用途並びに当該軽微利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなるととの限りでない。 できる。ただし、当該各号に掲げる行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に限る。)について、当該各号に掲げる行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に限る。ただし、当該公衆提供等著作物」という。)(公表された著作物又は送信可能化された著作物に限る。ただし、当該公衆提供等著作物に係る公衆への提供等が著作権を侵害するものであること(国外で行われた公衆への提供等を問わず、利用(当該公衆提供等著作物のうちその利用に供される部分の占める割合、その利用に供される部分の量、その利用に供される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものに限る。以下この条において「軽微利用」という。)を行うことができる。ただし、当該公衆提供等著作物に係る公衆への提供等が著作権を侵害するものであることによるかできる。ただし、当該公衆提供等を付いて、当該行為の一部を行う者を含み、著作物の利用の促進に資する次の表において、当該行為を可能となる場合という。

- 及びその結果を提供すること。第二項及び第四項において同じ。)その他の検索情報の特定又は所在に関する情報を検索し、第二項及び第四項において同じ。)その他の検索情報の特定又は所在に関する情報を検索し、(自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。第百十三条が記録された著作物の題号又は著作者名、送信可能化された検索情報に係る送信元識別符号で記録された著作物の題号又は著作者名、送信可能化された検索情報に係る送信元識別符号でいる。
- 電子計算機による情報解析を行い、及びその結果を提供すること。
- 令で定めるもの し、及びその結果を提供する行為であつて、国民生活の利便性の向上に寄与するものとして政し、及びその結果を提供する行為であつて、国民生活の利便性の向上に寄与するものとして政ニ 前二号に掲げるもののほか、電子計算機による情報処理により、新たな知見又は情報を創出
- 軽微利用の準備のために必要と認められる限度において、複製若しくは公衆送信(自動公衆送信政令で定める基準に従つて行う者に限る。)は、公衆提供等著作物について、同項の規定による前項各号に掲げる行為の準備を行う者(当該行為の準備のための情報の収集、整理及び提供を

利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。用途並びに当該複製又は頒布の部数及び当該複製、公衆送信又は頒布の態様に照らし著作権者の用途並びに当該複製のよる頒布を行うことができる。ただし、当該公衆提供等著作物の種類及びい、又はその複製物による頒布を行うことができる。ただし、当該公衆提供等著作物の種類及びの場合にあつては、送信可能化を含む。以下この項及び次条第二項第二号において同じ。)を行の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この項及び次条第二項第二号において同じ。)を行

一 第三十条第一項、第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十四一物について、当該規定の例により当該各号に定める方法による利用を行うことができる。第四十七条の六 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該著作

条第一項、第三十五条第一項又は前条第二項 翻訳、編曲、変形又は翻案 第三十条第一項、第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十四

四十二条の二まで「翻訳」第三十九条第一項、第四十条第二項又は第四十一条から第第三十七条第一項若しくは第二項、第三十九条第一項、第四十条第二項又は第四十一条から第分に限る。)若しくは第九項(第一号に係る部分に限る。)、第二項、第四項、第七項(第一号に係る部二、第三十一条第一項(第一号に係る部分に限る。)、第二項、第四項、第七項(第一号に係る部

| 第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項又は第四十七条 変形又は翻案三 第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項又は第四十七条 変形又は翻案

五 第三十七条の二 翻訳又は翻案四 第三十七条第三項 翻訳、変形又は翻案

第四十七条の三第一項を翻案

次的著作物 司条第二項を行うために当該展示著作物を複製することができる場合に、前項の規定により創作された二を行うために当該展示著作物を複製することができる場合に、前項の規定により創作された二 第四十七条第一項の規定により同条第二項の規定による展示著作物の上映又は自動公衆送信

布を行うことができる場合に、前項の規定により創作された二次的著作物 同条第一項二 前条第二項の規定により公衆提供等著作物について複製、公衆送信又はその複製物による頒次的著作物 同条第二項

第四十七条の七 第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十条の四、第三十一条第一項(第一号 四十六条、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四又は第四十七条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第において同じ。)、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条、第四十一条 けて作成された著作物の複製物 項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四若しくは第四十七条の五の規定の適用を受 第四十二条、第四十二条の二第一項、 第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条、第四十一条の二第一項、十一条第一項若しくは第七項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、 いて同じ。)を除く。)の譲渡により公衆に提供することができる。ただし、第三十条の三、第三 において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を含む。以下この条にお 又は第四十二条の二第一項の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物(映画の著作物 物(第三十一条第一項若しくは第七項、第三十六条第一項、第四十一条の二第一項、第四十二条の五の規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製 三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二(第二号を除く。以下この条 含む。)、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十四条第一項、第 下この条において同じ。)、第三十二条、第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を に係る部分に限る。以下この条において同じ。)若しくは第七項(第一号に係る部分に限る。以 (複製権の制限により作成された複製物の譲渡) (第三十一条第一項若しくは第七項、第四十一条の二第一項、 第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十七条第一 第

の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。第四十八条、次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用

(出所の明示)

第四十二条の二第一項又は第四十七条第一項の規定により著作物を複製する場合二第一項、第三十三条の三第一項、第三十七条第一項、第四十一条の二第一項、第四十二条、第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の

を利用する場合 項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項又は第四十七条の二の規定により著作物 「第三十四条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第三十九条第一項、第四十条第一

を利用する場合において、その出所を明示する慣行があるとき。 二項、第四十二条の二第二項、第四十六条若しくは第四十七条の五第一項の規定により著作物は第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十八条第一項、第四十一条、第四十一条の二第三 第三十二条若しくは第四十二条の規定により著作物を複製以外の方法により利用する場合又

い。 名のものである場合を除き、当該著作物につき表示されている著作者名を示さなければならな2 前項の出所の明示に当たつては、これに伴い著作者名が明らかになる場合及び当該著作物が無

著作物の出所を明示しなければならない。 3 次の各号に掲げる場合には、前二項の規定の例により、当該各号に規定する二次的著作物の原

物をこれらの規定により利用する場合第四十条第一項、第四十条第一項、第四十六条又は第四十七条の五第一項の規定により創作された二次的著作

けて同条第一項各号に掲げる規定により利用する場合 一 第四十七条の六第一項の規定により創作された二次的著作物を同条第二項の規定の適用を受

(複製物の目的外使用等)

第四十九条 次に掲げる者は、第二十一条の複製を行つたものとみなす。

一 第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号、第四項、第七項、第四項、第三十条第一項、第三十条の二、第四十二条の三、第四十二条の二第一項、第三十五条第一項、第四十二条の三、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四、第四十三条第二項、第四十二条の二十二条の二第一項、第四十二条の二第一項、第四十二条の二第一項、第四十二条の二第一項、第四十二条の二第一項、第四十二条の二第一項、第四十二条の二第一項、第四十二条の二第一項、第三十名第一項、第四十二条の三、第四十二条の二第一項、第三十条第一項、第三十名等二項、第三十名等二項、第三十名等二項、第三十条第一項、第三十条の三、第四項、第三十条の三、第四項、第三十条第一項、第三十条第一項、第三十条の三、第四項、第三項第一号、第四項、第三項第一号、第四項、第七項

こ、第四十四条第四頁)見ぎて違え、て司頁)录音の又よ录画のと录字、こ女を事業者、百泉女享受させる目的のために、いずれの方法によるかを問わず、当該著作物を利用した者するものを除く。)を用いて、当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に一 第三十条の四の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(次項第三号の複製物に該当

送事業者又は放送同時配信等事業者 三 第四十四条第四項の規定に違反して同項の録音物又は録画物を保存した放送事業者、有線放

- 行つた者がいた者である。)を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を物に該当するものを除く。)を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を関し、第四十七条の三第一項の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(次項第四号の複製
- を涂く。)を呆存した者五.第四十七条の三第二項の規定に違反して同項の複製物(次項第四号の複製物に該当するもの五.第四十七条の三第二項の規定に違反して同項の複製物(次項第四号の複製物に該当するもの
- 除く。)を用いて、いずれの方生こよるかを問わず、当该著作物を利用した者の適用を受けて作成された著作物の複製物(次項第六号又は第七号の複製物に該当するものを六 第四十七条の四又は第四十七条の五第二項に定める目的以外の目的のために、これらの規定
- と、当亥二欠り暫乍勿こつを育二十一条2隻製と、それどれ引つころ229よけ。2.次に掲げる者は、当該二次的著作物の原著作物につき第二十七条の翻訳、編曲、変形又は翻案(除く。)を用いて、いずれの方法によるかを問わず、当該著作物を利用した者

2

- 方法によるかを問わず、当該二次的著作物を利用した者著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させる目的のために、いずれの kan 第三十条の四の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を用いて、当該二次的
- 第四十七条の三第二項の規定に違反して前号の複製物を保存した者

(保護期間の計算方法)

ずれの方法によるかを問わず、当該二次的著作物を利用した者用を受けて第四十七条の五第二項の規定により作成された二次的著作物の複製物を用いて、い七 第四十七条の五第二項に定める目的以外の目的のために、第四十七条の六第二項の規定の適た者

(著作者人格権との関係)

第五十条 この款の規定は、著作者人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならない。

第四節 保護期間

(保護期間の原則)

**五十一条** 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。

- (無名又は変名の著作物の保護期間) 終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。)七十年を経過するまでの間、存続する。 終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。)七十年を経過するまでの間、存続する。 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後(共同著作物にあつては、最
- | て、消滅したものとする。 | たる無名又は変名の著作物の著作権は、その著作者の死後七十年を経過したと認められる時におい | 年を続する。ただし、その存続期間の満了前にその著作者の死後七十年を経過していると認められ | 第五十二条 無名又は変名の著作物の著作権は、その著作物の公表後七十年を経過するまでの間、|
- 一 変名の著作物における著作者の変名がその者のものとして周知のものであるとき。2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

- 二 前項の期間内に第七十五条第一項の実名の登録があつたとき。
- 表したとき。 三 著作者が前項の期間内にその実名又は周知の変名を著作者名として表示してその著作物を公

(団体名義の著作物の保護期間)

- するまでの間、存続する。 年(その著作物がその創作後七十年以内に公表されなかつたときは、その創作後七十年)を経過年(その著作物がその創作後七十年以内に公表されなかつたときは、その著作物の公表後七十第五十三条 法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、その著作物の公表後七十
- ない。 間内にその実名又は周知の変名を著作者名として表示してその著作物を公表したときは、適用し』 前項の規定は、法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作者である個人が同項の期
- するものとみなして同項の規定を適用する。しては、第一項の著作物に該当する著作物以外の著作物についても、当該団体が著作の名義を有しては、第一項の著作物に該当する著作物以外の著作物についても、当該団体が著作 の名義に関い 第十五条第二項の規定により法人その他の団体が著作者である著作物の著作権の存続期間に関

(映画の著作物の保護期間)

- 年以内に公表されなかつたときは、その創作後七十年)を経過するまでの間、存続する。 第五十四条 映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後七十年(その著作物がその創作後七十
- 3 前二条の規定は、映画の著作物の著作権については、適用しない。に関するその原著作物の著作権は、当該映画の著作物の著作権とともに消滅したものとする。2 映画の著作物の著作権がその存続期間の満了により消滅したときは、当該映画の著作物の利用

第五十五条 削除

(継続的刊行物等の公表の時)

分ずつを逐次公表して完成する著作物については、最終部分の公表の時によるものとする。は回を追つて公表する著作物については、毎冊、毎号又は毎回の公表の時によるものとし、一部第五十六条 第五十二条第一項、第五十三条第一項及び第五十四条第一項の公表の時は、冊、号又

の最終部分とみなす。 三年を経過しても公表されないときは、すでに公表されたもののうちの最終の部分をもつて前項ュー部分ずつを逐次公表して完成する著作物については、継続すべき部分が直近の公表の時から

属する年の翌年から起算する。 
を計算するときは、著作者が死亡した日又は著作物が公表され若しくは創作された日のそれぞれを計算するときは、著作者が死亡した日又は著作物の公表後七十年若しくは創作後七十年の期間の終期第五十七条 第五十一条第二項、第五十二条第一項、第五十三条第一項又は第五十四条第一項の場

(保護期間の特例)

第五十八条 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約により創設された国際同盟の加盟 第五十八条 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、著作権の存続期間による。 第五十八条 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、著作権に関する世界知的所有権機関条約の締約国又は世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の規定に基づいて本国とする著作物(第六条第 国、著作権に関する世界知的所有権機関条約の締約国又は世界貿易機関の加盟国である外国をそ 国、著作権の存続期間による。

第五節 著作者人格権の一身専属性等

(著作者人格権の一身専属性)

- 第五十九条 著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない。
- **第六十条** 著作物を公衆に提供し、又は提示する者は、その著作物の著作者が存しなくなつた後に (著作者が存しなくなつた後における人格的利益の保護)

おいても、著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはな

者の意を害しないと認められる場合は、この限りでない らない。ただし、その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該著作

著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。

て特掲されていないときは、これらの権利は、譲渡した者に留保されたものと推定する。 (相続人の不存在の場合等における著作権の消滅) 著作権を譲渡する契約において、第二十七条又は第二十八条に規定する権利が譲渡の目的とし

著作権は、次に掲げる場合には、消滅する。

百五十九条(残余財産の国庫への帰属)の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。 著作権者である法人が解散した場合において、その著作権が一般社団法人及び一般財団法人 著作権者が死亡した場合において、その著作権が民法(明治二十九年法律第八十九号)第九 3 2

属)その他これに準ずる法律の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。 に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第二百三十九条第三項(残余財産の国庫への帰

第五十四条第二項の規定は、映画の著作物の著作権が前項の規定により消滅した場合について

## 第七節 権利の行使

(著作物の利用の許諾)

第六十三条 著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。

著作物を利用することができる。 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る

条において同じ。)は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。 利用権(第一項の許諾に係る著作物を前項の規定により利用することができる権利をいう。 次

作物の録音又は録画の許諾を含まないものとする。 著作物の放送又は有線放送についての第一項の許諾は、契約に別段の定めがない限り、当該著

5 配信等事業者が当該放送番組又は有線放送番組の供給を受けて行うものを含む。)の許諾を含む該許諾には当該著作物の放送同時配信等(当該特定放送事業者等と密接な関係を有する放送同時 つ、その事実を周知するための措置として、文化庁長官が定める方法により、放送同時配信等が業者が業として行う放送同時配信等のために放送番組若しくは有線放送番組を供給しており、か ものと推定する。 著作物の利用の許諾を行つた場合には、当該許諾に際して別段の意思表示をした場合を除き、 下この項において同じ。)に対し、当該特定放送事業者等の放送番組又は有線放送番組における 時配信等の実施状況に関する情報として文化庁長官が定める情報を公表しているものをいう。以行われている放送番組又は有線放送番組の名称、その放送又は有線放送の時間帯その他の放送同 者のうち、放送同時配信等を業として行い、又はその者と密接な関係を有する放送同時配信等事 項において同じ。)を行うことができる者が、特定放送事業者等(放送事業者又は有線放送事業 著作物の放送又は有線放送及び放送同時配信等について許諾(第一項の許諾をいう。以下この 当 2

三条第一項の規定は、 て反復して又は他の自動公衆送信装置を用いて行う当該著作物の送信可能化については、第二十 信可能化の回数又は送信可能化に用いる自動公衆送信装置に係るものを除く。)の範囲内におい 著作物の送信可能化について第一項の許諾を得た者が、その許諾に係る利用方法及び条件(送 適用しない。

(利用権の対抗力)

第六十三条の二 利用権は、当該利用権に係る著作物の著作権を取得した者その他の第三者に対抗 することができる

(共同著作物の著作者人格権の行使)

共同著作物の著作者人格権は、 著作者全員の合意によらなければ、 行使することがで

2 共同著作物の各著作者は、信義に反して前項の合意の成立を妨げることができない。

3 共同著作物の著作者は、そのうちからその著作者人格権を代表して行使する者を定めることが

ができない 前項の権利を代表して行使する者の代表権に加えられた制限は、 善意の第三者に対抗すること

(共有著作権の行使)

第六十五条 共同著作物の著作権その他共有に係る著作権 (以下この条において「共有著作権」と 権の目的とすることができない。 いう。)については、各共有者は、 他の共有者の同意を得なければ、 その持分を譲渡し、 又は質

共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない

の合意の成立を妨げることができない。 前二項の場合において、各共有者は、正当な理由がない限り、 第一項の同意を拒み、 又は前

前条第三項及び第四項の規定は、共有著作権の行使について準用する

(質権の目的となつた著作権)

4

第六十六条 著作権は、これを目的として質権を設定した場合においても、設定行為に別段の定め がない限り、著作権者が行使するものとする。

2 著作権を目的とする質権は、当該著作権の譲渡又は当該著作権に係る著作物の利用につき著作 きる。ただし、これらの支払又は引渡し前に、これらを受ける権利を差し押えることを必要とす 権者が受けるべき金銭その他の物(出版権の設定の対価を含む。)に対しても、行なうことがで

第八節 裁定による著作物の利用

(著作権者不明等の場合における著作物の利用)

第六十七条 公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事 う。)を利用しようとする者は、次の各号のいずれにも該当するときは、文化庁長官の裁定を受 ために供託して、当該裁定の定めるところにより、当該公表著作物等を利用することができる。 け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者の 実が明らかである著作物(以下この条及び第六十七条の三第二項において「公表著作物等」とい ができなかつたこと。 報に基づき著作権者と連絡するための措置をとつたにもかかわらず、著作権者と連絡すること るものをとり、かつ、当該措置により取得した権利者情報その他その保有する全ての権利者情 要な情報をいう。以下この号において同じ。)を取得するための措置として文化庁長官が定め 権利者情報(著作権者の氏名又は名称及び住所又は居所その他著作権者と連絡するために必

二 著作者が当該公表著作物等の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかでない ح

ことができるに至つたときは、同項の規定により文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支 払わなければならない。 かわらず、同項の規定による供託を要しない。この場合において、国等が著作権者と連絡をする 「国等」という。)が前項の規定により公表著作物等を利用しようとするときは、同項の規定にか 国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人(以下この節において

3 申請書に、次に掲げる資料を添えて、これを文化庁長官に提出しなければならない。 利用方法、補償金の額の算定の基礎となるべき事項その他文部科学省令で定める事項を記載した に係る著作物の題号、著作者名その他の当該著作物を特定するために必要な情報、当該著作物 第一項の裁定(以下この条及び次条において「裁定」という。)を受けようとする者は、

当該著作物が公表著作物等であることを疎明する資料

第一項各号に該当することを疎明する資料

前二号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める資料

三

- らない。ただし、当該者が国であるときは、この限りでない 裁定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければな
- 裁定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 当該裁定に係る著作物の利用方法
- 前号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める事項
- 会を与えなければならない。 次条第一項において「申請者」という。)にその理由を通知し、 文化庁長官は、裁定をしない処分をするときは、あらかじめ、裁定の申請をした者(次項及び 弁明及び有利な証拠の提出の機
- 文化庁長官は、次の各号に掲げるときは、 当該各号に定める事項を申請者に通知しなければな
- 裁定をしたとき 第五項各号に掲げる事項及び当該裁定に係る著作物の利用につき定めた補

10

9

8

- 裁定をしない処分をしたとき その旨及びその理由
- の適切な方法により公表しなければならない。 文化庁長官は、裁定をしたときは、その旨及び次に掲げる事項をインターネットの利用その他
- 当該裁定に係る著作物の題号、著作者名その他の当該著作物を特定するために必要な情報 第五項第一号に掲げる事項
- 前二号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める事項
- 利用することができる。 文化庁長官は、前項の規定による公表に必要と認められる限度において、裁定に係る著作物を
- あつた年月日を表示しなければならない 第一項の規定により作成した著作物の複製物には、 裁定に係る複製物である旨及びその裁定の
- 第六十七条の二 申請者は、当該申請に係る著作物の利用方法を勘案して文化庁長官が定める額の 係る著作物を利用することができる。ただし、当該著作物の著作者が当該著作物の出版その他のことができるに至つた時までの間)、当該申請に係る利用方法と同一の方法により、当該申請に 利用を廃絶しようとしていることが明らかであるときは、この限りでない。 い処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができるに至つたときは、当該連絡をする 担保金を供託した場合には、裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間(裁定又は裁定をしな (裁定申請中の著作物の利用)
- 2 規定による供託を要しない。 国等が前項の規定により著作物を利用しようとするときは、同項の規定にかかわらず、 同項の
- 3 物である旨及び裁定の申請をした年月日を表示しなければならない 第一項の規定により作成した著作物の複製物には、同項の規定の適用を受けて作成された複製
- 4 第一項の規定により供託された担保金の額に相当する額(当該担保金の額が当該補償金の額を超 えるときは、当該額)については、同条第一項の規定による供託を要しない。 において同じ。)が裁定を受けたときは、前条第一項の規定にかかわらず、同項の補償金のうち 第一項の規定により著作物を利用する者(以下「申請中利用者」という。)(国等を除く。次項
- た担保金の額のうち当該補償金の額に相当する額(当該補償金の額が当該担保金の額を超えると 金を著作権者のために供託しなければならない。この場合において、同項の規定により供託され の規定による著作物の利用に係る使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償 絡をすることができるに至つた場合を除く。)は、当該処分を受けた時までの間における第一項 申請中利用者は、裁定をしない処分を受けたとき(当該処分を受けるまでの間に著作権者と連 は、当該額)については、当該補償金を供託したものとみなす。
- 6 用に係る使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払わな ができるに至つたときは、当該処分を受けた時までの間における第一項の規定による著作物の利 申請中利用者(国等に限る。)は、裁定をしない処分を受けた後に著作権者と連絡をすること ばならない

- 7 できるに至つたときは、当該連絡をすることができるに至つた時までの間における第一項の規定 による著作物の利用に係る使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならな 申請中利用者は、裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることが
- ができる。 前項の補償金を受ける権利に関し、第一項の規定により供託された担保金から弁済を受けること 第四項、第五項又は前項の場合において、著作権者は、前条第一項又はこの条第五項若しくは
- 済を受けることができる額を超えることとなつたときは、 又は一部を取り戻すことができる。 第一項の規定により担保金を供託した者は、当該担保金の額が前項の規定により著作権者が弁 政令で定めるところにより、 その全部
- ない処分をするものとする。この場合において、前条第六項の規定は、適用しない。、文化庁長官は、申請中利用者から裁定の申請を取り下げる旨の申出があつたときは、 (未管理公表著作物等の利用) 裁定をし
- 第六十七条の三 未管理公表著作物等を利用しようとする者は、次の各号のいずれにも該当すると 定める額の補償金を著作権者のために供託して、当該裁定の定めるところにより、当該未管理 表著作物等を利用することができる。 きは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当する額を考慮して文化庁長官が
- 化庁長官が定める措置をとつたにもかかわらず、その意思の確認ができなかつたこと。当該未管理公表著作物等の利用の可否に係る著作権者の意思を確認するための措置として文
- でないこと。 著作者が当該未管理公表著作物等の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らか
- 2 ないものをいう。 前項に規定する未管理公表著作物等とは、公表著作物等のうち、 次の各号のいずれにも該当し
- 当該公表著作物等に関する著作権について、著作権等管理事業者による管理が行われている
- 二 文化庁長官が定める方法により、当該公表著作物等の利用の可否に係る著作権者の意思を円 滑に確認するために必要な情報であつて文化庁長官が定めるものの公表がされているもの
- 3 及び利用期間、補償金の額の算定の基礎となるべき事項その他文部科学省令で定める事項を記載 作物の題号、著作者名その他の当該著作物を特定するために必要な情報、当該著作物の利用方法 第一項の裁定(以下この条において「裁定」という。)を受けようとする者は、 )た申請書に、次に掲げる資料を添えて、これを文化庁長官に提出しなければならない 裁定に係る著
- 当該著作物が未管理公表著作物等であることを疎明する資料
- 第一項各号に該当することを疎明する資料 前二号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める資料
- 裁定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 当該裁定に係る著作物の利用方法
- 当該裁定に係る著作物を利用することができる期間
- 5 ればならない。 前項第二号の期間は、 RI項第二号の期間は、第三項の申請書に記載された利用期間の範囲内かつ三年を限度としなけ前二号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める事項
- 6 いて、同条第七項第一号中「第五項各号」とあるのは「第六十七条の三第四項各号」と、同条第 八項第二号中「第五項第一号」とあるのは「第六十七条の三第四項第一号及び第二号」と読み替 えるものとする。 第六十七条第四項及び第六項から第十項までの規定は、裁定について準用する。この場合に
- 7 こと、当該著作物の利用に関する協議の求めを受け付けるための連絡先その他の情報を公表する ことその他の当該著作物の利用に関し当該裁定を受けた者からの協議の求めを受け付けるために 裁定に係る著作物の著作権者が、当該著作物の著作権の管理を著作権等管理事業者に委託する

通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。 ことができる。この場合において、文化庁長官は、あらかじめ当該裁定を受けた者にその理由を 必要な措置を講じた場合には、文化庁長官は、当該著作権者の請求により、当該裁定を取り消す | 2

知しなければならない 補償金相当額その他の文部科学省令で定める事項を当該裁定を受けた者及び前項の著作権者に通 前項に規定する場合においては、著作権者は、第一項の補償金を受ける権利に関し同項の規定 文化庁長官は、前項の規定により裁定を取り消したときは、その旨及び次項に規定する取消時

済を受けることができる。 日までの期間に対応する額(以下この条において「取消時補償金相当額」という。)について弁 により供託された補償金の額のうち、当該裁定のあつた日からその取消しの処分のあつた日の前

第八項に規定する場合においては、第一項の補償金を供託した者は、 当該補償金の額のうち、

11 、 国等が第一項の規定により未管理公表著作物等を利用しようとするときは、取消時補償金相当額を超える額を取り戻すことができる。 わらず、同項の規定による供託を要しない。この場合において、国等は、著作権者から請求がある。国等が第一項の規定により未管理公表著作物等を利用しようとするときは、同項の規定にかか 時補償金相当額)の補償金を著作権者に支払わなければならない。 つたときは、同項の規定により文化庁長官が定める額(第八項に規定する場合にあつては、取消

時配信等事業者は、次の各号のいずれにも該当するときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通第六十八条 公表された著作物を放送し、又は放送同時配信等しようとする放送事業者又は放送同 常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払つて、そ の著作物を放送し、又は放送同時配信等することができる。 2

ず、又はその協議をすることができないこと。 著作権者に対し放送又は放送同時配信等の許諾につき協議を求めたが、その協議が成立せ

らかでないこと。 著作者が当該著作物の放送、放送同時配信等その他の利用を廃絶しようとしていることが明

い事情があると認められないこと。 著作権者がその著作物の放送又は放送同時配信等の許諾を与えないことについてやむを得な

び第三項の規定の適用がある場合を除き、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者にて、当該有線放送、地域限定特定入力型自動公衆送信又は伝達を行う者は、第三十八条第二項及 支払わなければならない。 入力型自動公衆送信を行い、又は受信装置を用いて公に伝達することができる。この場合におい 前項の規定により放送され、又は放送同時配信等される著作物は、有線放送し、 地域限定特定

文化庁長官は、第一項の裁定の申請があつたときは、その旨を当該申請に係る著作権者に通知 相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。

各号に掲げる事項」とあるのは「その旨」と読み替えるものとする。 第六十七条第四項、第六項及び第七項の規定は、第一項の裁定について準用する。この場合に いて、同条第七項中「申請者」とあるのは「申請者及び著作権者」と、同項第一号中「第五項

める額の補償金を著作権者に支払つて、当該録音又は譲渡による公衆への提供をすることができきは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定 作物を録音して他の商業用レコードを製作しようとする者は、次の各号のいずれにも該当すると を経過した場合において、当該商業用レコードに著作権者の許諾を得て録音されている音楽の著六十九条 商業用レコードが最初に国内において販売され、かつ、その最初の販売の日から三年 2

成立せず、又はその協議をすることができないこと。 著作権者に対し録音又は譲渡による公衆への提供の許諾につき協議を求めたが、その協議が

二 著作者が当該音楽の著作物の録音その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかでない

(裁定に関する事項の政令への委任) 前条第三項及び第四項の規定は、前項の裁定について準用する。

第七十条 第六十七条から前条までに規定するもののほか、 は、 政令で定める。 この節に定める裁定に関し必要な事項

第九節 補償金等

(文化審議会への諮問)

第七十一条 文化庁長官は、 次に掲げる事項を定める場合には、文化審議会に諮問しなければ なら

第三十三条の三第二項の算出方法 第三十三条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第二項又は

二 第六十七条第一項、第六十七条の二第五項若しくは第六項、 八条第一項又は第六十九条第一項の補償金の額 第六十七条の三第一項、 第六十

(補償金の額についての訴え)

第七十二条 第六十七条第一項、第六十七条の二第五項若しくは第六項、第六十七条の三第一 起してその額の増減を求めることができる。 第六十八条第一項又は第六十九条第一項の規定に基づき定められた補償金の額について不服があ は、第六十七条第一項の裁定をしない処分)があつたことを知つた日から六月以内に、 る当事者は、これらの規定による裁定(第六十七条の二第五項又は第六項に係る場合にあつて 訴えを提

作権者であるときは著作物を利用する者を、 前項の訴えにおいては、訴えを提起する者が著作物を利用する者であるときは著作権者を、 それぞれ被告としなければならない。

著

(補償金の額についての審査請求の制限)

第七十三条 第六十七条第一項、第六十七条の三第一項、第六十八条第一項又は第六十九条第一項 とができない。ただし、第六十七条第一項又は第六十七条の三第一項の裁定又は裁定をしない処 係る補償金の額についての不服をその裁定又は裁定をしない処分についての不服の理由とするこ の裁定又は裁定をしない処分についての審査請求においては、その裁定又は裁定をしない処分に ができない場合は、この限りでない。 分を受けた者が著作権者の不明その他これに準ずる理由により前条第一項の訴えを提起すること (補償金等の供託)

第七十四条 第三十三条第二項 項、 第三十三条の三第二項、第六十八条第一項又は第六十九条第一項の補償金を支払うべき者 次に掲げる場合には、その補償金の支払に代えてその補償金を供託しなければならない。 (同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第二

著作権者が補償金を受領することができないとき。

補償金の提供をした場合において、著作権者がその受領を拒んだとき。

三 その者が著作権者を確知することができないとき(その者に過失があるときを除く。)。

五. 四 その者がその補償金の額について第七十二条第一項の訴えを提起したとき。

当該著作権を目的とする質権が設定されているとき(当該質権を有する者の承諾を得た場合

己の見積金額を支払い、裁定に係る補償金の額との差額を供託しなければならない。 前項第四号の場合において、著作権者の請求があるときは、当該補償金を支払うべき者は、 自

3 他の場合にあつては供託をする者の住所又は居所の最寄りの供託所に、 る補償金の供託又は第六十七条の二第一項の規定による担保金の供託は、著作権者が国内に住所 又は居所で知れているものを有する場合にあつては当該住所又は居所の最寄りの供託所に、その 第六十七条第一項、第六十七条の二第五項、第六十七条の三第一項若しくは前二項の規定によ それぞれするものとす

4 作権者の不明その他の理由により著作権者に通知することができない場合は、この限りでない。 前項の供託をした者は、すみやかにその旨を著作権者に通知しなければならない。ただし、著

第七十五条 無名又は変名で公表された著作物の著作者は、現にその著作権を有するかどうかにか かわらず、その著作物についてその実名の登録を受けることができる。

- 著作者は、その遺言で指定する者により、死後において前項の登録を受けることができる。
- 実名の登録がされている者は、当該登録に係る著作物の著作者と推定する。
- (第一発行年月日等の登録)

**第七十六条 著作権者又は無名若しくは変名の著作物の発行者は、その著作物について第一発行年** 月日の登録又は第一公表年月日の登録を受けることができる。

録に係る年月日において最初の発行又は最初の公表があつたものと推定する。 (創作年月日の登録) 第一発行年月日の登録又は第一公表年月日の登録がされている著作物については、これらの登

第七十六条の二 プログラムの著作物の著作者は、その著作物について創作年月日の登録を受ける ことができる。ただし、その著作物の創作後六月を経過した場合は、この限りでない。

と推定する。 前項の登録がされている著作物については、その登録に係る年月日において創作があつたもの

(著作権の登録)

第七十七条 著作権の移転若しくは信託による変更又は処分の制限-七条 次に掲げる事項は、登録しなければ、第三者に対抗することができない

2

る債権の消滅によるものを除く。)又は処分の制限 著作権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅 (混同又は著作権若しくは担保す

化庁長官が著作権登録原簿に記載し、又は記録して行う。 (登録手続等) 第七十五条第一項、第七十六条第一項、第七十六条の二第一項又は前条の登録は、

文

3

をもつて調製することができる。 ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。第四項において同じ。) 著作権登録原簿は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を磁気ディスク(これに準

他の適切な方法により公表するものとする。 文化庁長官は、第七十五条第一項の登録を行つたときは、その旨をインターネットの利用その

5 の交付、著作権登録原簿若しくはその附属書類の閲覧又は著作権登録原簿のうち磁気ディスクを「何人も、文化庁長官に対し、著作権登録原簿の謄本若しくは抄本若しくはその附属書類の写し もつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。

前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。前項の請求をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。 第一項に規定する登録に関する処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)

章及び第三章の規定は、適用しない。 著作権登録原簿及びその附属書類については、行政機関情報公開法の規定は、適用しない。

同法第五章第四節の規定は、適用しない。 著作権登録原簿及びその附属書類に記録されている保有個人情報(個人情報の保護に関する法 (平成十五年法律第五十七号) 第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。) については、

(プログラムの著作物の登録に関する特例) この節に規定するもののほか、第一項に規定する登録に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十八条の二 プログラムの著作物に係る登録については、この節の規定によるほか、 で定めるところによる。

第三章

(出版権の設定)

18

「複製権等保有者」という。)は、 第二十一条又は第二十三条第一項に規定する権利を有する者(以下この章において その著作物について、文書若しくは図画として出版すること

> された当該著作物の複製物を用いて公衆送信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合に 二項及び第八十一条第一号において「出版行為」という。)又は当該方式により記録媒体に記録 条第二号において「公衆送信行為」という。)を引き受ける者に対し、出版権を設定することが あつては送信可能化を含む。以下この章において同じ。)を行うこと(次条第二項及び第八十一 できる。 体に記録し、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物により頒布することを含む。次条第 (電子計算機を用いてその映像面に文書又は図画として表示されるようにする方式により記録媒

2 該質権を有する者の承諾を得た場合に限り、出版権を設定することができるものとする。 (出版権の内容) 複製権等保有者は、その複製権又は公衆送信権を目的とする質権が設定されているときは 当

第八十条 出版権者は、設定行為で定めるところにより、 次に掲げる権利の全部又は一部を専有する。 その出版権の目的である著作物につい

記録として複製する権利を含む。) して複製する権利(原作のまま前条第一項に規定する方式により記録媒体に記録された電磁的 頒布の目的をもつて、原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画と

二 原作のまま前条第一項に規定する方式により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用 いて公衆送信を行う権利

保有者は、前項の規定にかかわらず、当該著作物について、全集その他の編集物(その著作者 四条第三項において「出版行為等」という。)があつた日から三年を経過したときは、 る場合を除き、出版権の設定後最初の出版行為又は公衆送信行為(第八十三条第二項及び第八十 著作物のみを編集したものに限る。)に収録して複製し、又は公衆送信を行うことができる。 出版権者は、複製権等保有者の承諾を得た場合に限り、他人に対し、その出版権の目的である 出版権の存続期間中に当該著作物の著作者が死亡したとき、又は、設定行為に別段の定めがあ 複製権等

4 著作物の複製又は公衆送信を許諾することができる。 第六十三条第二項、第三項及び第六項並びに第六十三条の二の規定は、前項の場合について準

複製権等保有者及び出版権者」と、同条第六項中「第二十三条第一項」とあるのは「第八十条第 用する。この場合において、第六十三条第三項中「著作権者」とあるのは「第七十九条第一項の (出版の義務) 項(第二号に係る部分に限る。)」と読み替えるものとする。

第八十一条 出版権者は、次の各号に掲げる区分に応じ、その出版権の目的である著作物につき当 該各号に定める義務を負う。ただし、設定行為に別段の定めがある場合は、この限りでな 前条第一項第一号に掲げる権利に係る出版権者(次条において「第一号出版権者」という。) 次に掲げる義務

イ 相当する物の引渡し又はその著作物に係る電磁的記録の提供を受けた日から六月以内に当該・ 複製権等保有者からその著作物を複製するために必要な原稿その他の原品若しくはこれに 著作物について出版行為を行う義務

ロ 当該著作物について慣行に従い継続して出版行為を行う義務

二号ロにおいて「第二号出版権者」という。) 次に掲げる義務 前条第一項第二号に掲げる権利に係る出版権者(次条第一項第二号及び第百四条の十の三第

1 月以内に当該著作物について公衆送信行為を行う義務 しくはこれに相当する物の引渡し又はその著作物に係る電磁的記録の提供を受けた日から六 複製権等保有者からその著作物について公衆送信を行うために必要な原稿その他の原品若

当該著作物について慣行に従い継続して公衆送信行為を行う義務

別に法

律

第八十二条 著作者は、次に掲げる場合には、 を加えることができる。 正当な範囲内において、 その著作物に修正又は増減

その著作物を第一号出版権者が改めて複製する場合

| ラーテコ叉権針は、このコヌ権の目りでの分音手切が立りに夏二|| その著作物について第二号出版権者が公衆送信を行う場合

| 食、あらかじめ著作者にその旨を通知しなければならない。| 2 第一号出版権者は、その出版権の目的である著作物を改めて複製しようとするときは、その都

(出版権の存続期間)

**第八十三条** 出版権の存続期間は、設定行為で定めるところによる。

(出版権の消滅の請求) あつた日から三年を経過した日において消滅する。 2 出版権は、その存続期間につき設定行為に定めがないときは、その設定後最初の出版行為等が

一項第一号又は第二号に掲げる権利に係る出版権を消滅させることができる。限る。)の義務に違反したときは、複製権等保有者は、出版権者に通知してそれぞれ第八十条第第八十四条 出版権者が第八十一条第一号(イに係る部分に限る。)又は第二号(イに係る部分に

3

てそれぞれ第八十条第一項第一号又は第二号に掲げる権利に係る出版権を消滅させることができてそれぞれ第八十条第一項第一号又は第二号に掲げる権利に係る出版権等保有者は、出版権者に通知しもかかわらず、その期間内にその履行がされないときは、複製権等保有者は、出版権者に通知した場合において、複製権等保有者が三月以上の期間を定めてその履行を催告したに2 出版権者が第八十一条第一号(口に係る部分に限る。)又は第二号(口に係る部分に限る。)の2 出版権者が第八十一条第一号(口に係る部分に限る。)の

この限りでない。できる。ただし、当該廃絶により出版権者に通常生ずべき損害をあらかじめ賠償しない場合は、できる。ただし、当該廃絶により出版権者に通常生ずべき損害をあらかじめ賠償しない場合は、その著作物の内容が自己の確信に適合しなくなつたときは、3 複製権等保有者である著作者は、その著作物の内容が自己の確信に適合しなくなつたときは、

第八十五条 削除この削りでなり

(出版権の制限)

2 次に掲げる者は、第八十条第一項第一号の複製を行つたものとみなす。

の公衆への提示を行つた者に関することにより作成されたものを含む。)を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物複製することにより作成されたものを含む。)を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物(原作のまま第七十九条第一項に規定する方式により記録媒体に記録された電磁的記録として(原作のまま第七十九条第一項に定める私的使用の目的又は第三十一条第四項若しくは第九項第一号に定め一一第三十条第一項に定める私的使用の目的又は第三十一条第四項若しくは第九項第一号に定め

一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四第二三項、第三十七条の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、同号)、第四十一条、第四十十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第二 前項において準用する第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第七項第一号、第三

は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行つた者的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目

いずれの方法によるかを問わず、当該著作物を利用した者て、当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させる目的のために、三 前項において準用する第三十条の四の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を用い

るかを問わず、当該著作物を利用した者ために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を用いて、いずれの方法によために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を用いて、いずれの方法によ 前項において準用する第四十七条の四又は第四十七条の五第二項に定める目的以外の目的の

(出版権の譲渡等)

は質権の目的とすることができる。 第八十七条 出版権は、複製権等保有者の承諾を得た場合に限り、その全部又は一部を譲渡し、

又

(出版権の登録)

**第八十八条** 次に掲げる事項は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

ものを除く。)又は処分の制限出版権の設定、移転、変更若しくは消滅(混同又は複製権若しくは公衆送信権の消滅による

る債権の消滅によるものを除く。)又は処分の制限 出版権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅(混同又は出版権若しくは担保す

録原簿」と読み替えるものとする。「一条のでは、「出版権登録原簿」とあるのは、「出版権登局条第一項、第二項、第四項、第八項及び第九項中「著作権登録原簿」とあるのは、「出版権登局条第一升人条(第三項を除く。)の規定は、前項の登録について準用する。この場合において、

第四章 著作隣接権

『乍潾·妾雀) 第一節 ※

有する。

2

- に規定する報酬を受ける権利を享有する。第一項に規定する報酬を受ける権利並びに第九十七条第一項に規定する権利がびに第九十七条第一項に規定する二次使用料及び第九十七条の三第一項及び第九十七条の三と、以上、
- 3 放送事業者は、第九十八条から第百条までに規定する権利を享有する。
- | 4 有線放送事業者は、第百条の二から第百条の五までに規定する権利を享有する。
- 5 前各項の権利の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。
- 受ける権利を除く。) は、著作隣接権という。6 第一項から第四項までの権利(実演家人格権並びに第一項及び第二項の報酬及び二次使用料を

(著作者の権利と著作隣接権との関係)

第二節 実演家の権利 第九十条 この章の規定は、著作者の権利に影響を及ぼすものと解釈してはならない。

# 第二節 実演家の権利

る権利を有する。の他氏名に代えて用いられるものを実演家名として表示し、又は実演家名を表示しないこととすの他氏名に代えて用いられるものを実演家名として表示し、又は実演家名を表示しないこととす第九十条の二 実演家は、その実演の公衆への提供又は提示に際し、その氏名若しくはその芸名そ(氏名表示権)

- 表示しているところに従つて実演家名を表示することができる。 2 実演を利用する者は、その実演家の別段の意思表示がない限り、その実演につき既に実演家が
- ときは、省略することができる。 を主張する利益を害するおそれがないと認められるとき又は公正な慣行に反しないと認められると 実演家名の表示は、実演の利用の目的及び態様に照らし実演家がその実演の実演家であること
- 第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
- て実演家名を表示するとき。 し、又は提示する場合において、当該実演につき既にその実演家が表示しているところに従つし、又は提示する場合において、当該実演につき既にその実演家が表示しているところに従つ長、独立行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が実演を公衆に提供一行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法又は情報公開条例の規定により行政機関の一
- よう、又は是示ける場合において、自核を真りを資家なり受示と資格けるにいなるとは。関の長、独立行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が実演を公衆に提は情報公開条例の規定で行政機関情報公開法第六条第二項の規定に相当するものにより行政機二 行政機関情報公開法第六条第二項の規定、独立行政法人等情報公開法第六条第二項の規定又

### 同一性保持権)

| その実演の変更、切除その他の改変を受けないものとする。| 第九十条の三 実演家は、その実演の同一性を保持する権利を有し、自己の名誉又は声望を害する

改変又は公正な慣行に反しないと認められる改変については、適用しない。 2 前項の規定は、実演の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる

# (録音権及び録画権)

第九十一条 実演家は、その実演を録音し、又は録画する権利を専有する。

るものを除く。)に録音する場合を除き、適用しない。又は録画された実演については、これを録音物(音を専ら影像とともに再生することを目的とす2.前項の規定は、同項に規定する権利を有する者の許諾を得て映画の著作物において録音され、

# (放送権及び有線放送権)

**第九十二条** 実演家は、その実演を放送し、又は有線放送する権利を専有する。

- 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
- 一 放送される実演を有線放送する場合

- 二 次に掲げる実演を放送し、又は有線放送する場合
- ロ 前条第二項の実演で同項の録音物以外の物に録音され、又は録画されているものイ 前条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て録音され、又は録画されている実演

(送信可能化権)

第九十二条の二 実演家は、その実演を送信可能化する権利を専有する。

前項の規定は、次に掲げる実演については、適用しない。

| 第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て録画されている実

る目的で録音し、又は録画する場合は、この限りでない。 し、契約に別段の定めがある場合及び当該許諾に係る放送番組と異なる内容の放送番組に使用すし、契約に別段の定めがある場合及び当該許諾に係る放送番組と異なる内容の放送番組に使用す業者は、その実演を放送及び放送同時配信等のために録音し、又は録画することができる。ただ第九十三条 実演の放送について第九十二条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得た放送事

次に掲げる者は、第九十一条第一項の録音又は録画を行つたものとみなす。

2

- 目的又は同項ただし書に規定する目的のために使用し、又は提供した者前項の規定により作成された録音物又は録画物を放送若しくは放送同時配信等の目的以外の
- 等のために提供したもの等事業者では放送同時配信等事業者の放送又は放送同時配信等事業者で、これらを更に他の放送事業者又は放送同時配信等事業者の放送又は放送同時配信」前項の規定により作成された録音物又は録画物の提供を受けた放送事業者又は放送同時配信

(放送のための固定物等による放送)

おいて放送することができる。 は、契約に別段の定めがない限り、当該実演は、当該許諾に係る放送のほか、次に掲げる放送に第九十三条の二 第九十二条第一項に規定する権利を有する者がその実演の放送を許諾したとき

る放送 当該許諾を得た放送事業者が前条第一項の規定により作成した録音物又は録画物を用いてすー 当該許諾を得た放送事業者が前条第一項の規定により作成した録音物又は録画物を用いてす

の提供を受けてする放送 の提供を受けてする放送事業者からその者が前条第一項の規定により作成した録音物又は録画物 一 当該許諾を得た放送事業者からその者が前条第一項の規定により作成した録音物又は録画物

送を除く。) 三 当該許諾を得た放送事業者から当該許諾に係る放送番組の供給を受けてする放送(前号の放三 当該許諾を得た放送事業者から当該許諾に係る放送番組の供給を受けてする放送(前号の放

る者に支払わなければならない。 定する放送事業者は、相当な額の報酬を当該実演に係る第九十二条第一項に規定する権利を有すをする放送事業者は、相当な額の報酬を当該実演に係る第九十二条第一項に規定する権利を有 2 前項の場合において、同項各号に掲げる放送において実演が放送されたときは、当該各号に規

(放送等のための固定物等による放送同時配信等)

第九十三条の三 第九十二条の二第一項に規定する権利(放送同時配信等に係るものに限る。以下第九十三条の三 第九十二条の二第一項に規定する権利(放送同時配信等を行うことができる。

- 物又は録画物を用いてする放送同時配信等 当該許諾を得た放送事業者が当該実演について第九十三条第一項の規定により作成した録音
- ら当該許諾に係る放送番組の供給を受けてする放送同時配信等 当該許諾を得た放送事業者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が当該放送事業者か

- は放送同時配信等事業者は、通常の使用料の額に相当する額の報酬を当該実演に係る特定実演家 前項の場合において、同項各号に掲げる放送同時配信等が行われたときは、当該放送事業者又
- 3 条において「指定報酬管理事業者」という。)によつてのみ行使することができる。 得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該指定を受けた著作権等管理事業者 文化庁長官は、次に掲げる要件を備える著作権等管理事業者でなければ、前項の規定による指 前項の報酬を受ける権利は、著作権等管理事業者であつて全国を通じて一個に限りその同意を (以下この
- 定をしてはならない。 営利を目的としないこと。

- その構成員の議決権及び選挙権が平等であること その構成員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- めにその権利を行使する業務を自ら的確に遂行するに足りる能力を有すること。 第二項の報酬を受ける権利を有する者(次項及び第七項において「権利者」という。)のた
- の行為を行う権限を有する。 指定報酬管理事業者は、権利者のために自己の名をもつてその権利に関する裁判上又は裁判外
- 業務に関して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の資料の提出を求め、又はその業務の執行 文化庁長官は、指定報酬管理事業者に対し、政令で定めるところにより、第二項の報酬に係る 3

方法の改善のため必要な勧告をすることができる。

- 毎年、指定報酬管理事業者と放送事業者若しくは放送同時配信等事業者又はその団体との間にお 指定報酬管理事業者が第三項の規定により権利者のために請求することができる報酬の額は、 4
- いて協議して定めるものとする。 前項の協議が成立しないときは、その当事者は、政令で定めるところにより、 同項の報酬の額
- 第七十一条(第二号に係る部分に限る。)、第七十二条第一項、第七十三条本文並びに第七十四条第六十七条第七項(第一号に係る部分に限る。)及び第八項、第六十八条第三項、第七十条、 ついて文化庁長官の裁定を求めることができる。
- 第二項中「著作権者」とあるのは「第九十三条の三第三項に規定する指定報酬管理事業者」と読とあり、及び同条第八項中「その旨及び次に掲げる事項」とあるのは「その旨」と、第七十四条 み替えるものとする。 第一号中「第五項各号に掲げる事項及び当該裁定に係る著作物の利用につき定めた補償金の額」 者」とあり、及び第六十八条第三項中「著作権者」とあるのは「当事者」と、第六十七条第七項 第二項の報酬及び前項の裁定について準用する。この場合において、第六十七条第七項中「申請 第一項(第四号及び第五号に係る部分に限る。第十一項において同じ。)及び第二項の規定は、

(放送される実演の有線放送)

- なければならない。 業者であるときは放送事業者若しくは放送同時配信等事業者又はその団体を、それぞれ被告とし しくは放送同時配信等事業者又はその団体であるときは指定報酬管理事業者を、指定報酬管理事前項において準用する第七十二条第一項の訴えにおいては、訴えを提起する者が放送事業者若
- 理事業者の所在地の最寄りの供託所にするものとする。この場合において、供託をした者は、 やかにその旨を指定報酬管理事業者に通知しなければならない。 第九項において準用する第七十四条第一項及び第二項の規定による報酬の供託は、指定報酬管 速
- な取引方法を用いる場合及び関連事業者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでな 第七項の協議による定め及びこれに基づいてする行為については、適用しない。ただし、不公正 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、
- 13 第二項から前項までに定めるもののほか、第二項の報酬の支払及び指定報酬管理事業者に関し
- **第九十四条** 第九十三条の二第一項の規定により同項第一号に掲げる放送において実演が放送され る場合において、当該放送を行う放送事業者又は当該放送事業者と密接な関係を有する放送同時 必要な事項は、政令で定める。 (特定実演家と連絡することができない場合の放送同時配信等)

- 該放送に係る放送番組の供給を受けて、当該実演の放送同時配信等を行うことができる。 とができないときは、契約に別段の定めがない限り、その事情につき、著作権等管理事業者であ 配信等事業者は、次に掲げる措置の全てを講じてもなお当該実演に係る特定実演家と連絡するこ 者にあつては当該放送に用いる録音物又は録画物を用いて、放送同時配信等事業者にあつては当 金であつて特定実演家に支払うべきものを指定補償金管理事業者に支払うことにより、放送事業 「指定補償金管理事業者」という。)の確認を受け、かつ、通常の使用料の額に相当する額の補償 つて全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定したもの(以下この条において
- 当該特定実演家の連絡先を保有している場合には、当該連絡先に宛てて連絡を行うこと。
- 著作権等管理事業者であつて実演について管理を行つているものに対し照会すること。
- 前条第一項に規定する公表がされているかどうかを確認すること。
- 化庁長官が定める情報を文化庁長官が定める方法により公表すること。 放送同時配信等することを予定している放送番組の名称、当該特定実演家の氏名その他の文
- ができないことを疎明する資料を指定補償金管理事業者に提出しなければならない。 の全てを適切に講じてもなお放送同時配信等しようとする実演に係る特定実演家と連絡すること 前項の確認を受けようとする放送事業者又は放送同時配信等事業者は、同項各号に掲げる措置
- 払わなければならない。 信等された実演に係る特定実演家から請求があつた場合には、当該特定実演家に当該補償金を支 第一項の規定により補償金を受領した指定補償金管理事業者は、同項の規定により放送同時
- とあるのは「次条第一項の確認及び同項の補償金」と、同条第七項中「第三項の規定により権利 る」と、同条第五項中「権利者」とあるのは「特定実演家」と、同条第六項中「第二項の報酬」 という。)のためにその権利を行使する」とあるのは「次条第一項の確認及び同項の補償金に係 条第四項第四号中「第二項の報酬を受ける権利を有する者(次項及び第七項において「権利者」 と読み替えるものとする。 者のために請求することができる報酬」とあるのは「次条第一項の規定により受領する補償金」 第一項の補償金及び指定補償金管理事業者について、それぞれ準用する。この場合において、 前条第四項の規定は第一項の規定による指定について、同条第五項から第十三項までの規定は 同
- 第九十四条の二 有線放送事業者は、放送される実演を有線放送した場合(営利を目的とせず、 接権の存続期間内のものに限り、第九十二条第二項第二号に掲げるものを除く。)に係る実演家 価をいう。第九十五条第一項において同じ。)を受けない場合を除く。)には、当該実演(著作隣 つ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、実演の提示につき受ける対抗十四条の二 有線放送事業者は、放送される実演を有線放送した場合(営利を目的とせず、か に相当な額の報酬を支払わなければならない。
- (商業用レコードに録音されている実演の放送同時配信等)
- 第九十四条の三 放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者は、第九十一条第一項 ものを除く。)について放送同時配信等を行うことができる 先その他の円滑な許諾のために必要な情報であつて文化庁長官が定めるものの公表がされている 同じ。)に録音されている実演(当該実演に係る第九十二条の二第一項に規定する権利について 規定する権利を有する者の許諾を得て商業用レコード(送信可能化されたレコードを含む。次 著作権等管理事業者による管理が行われているもの又は文化庁長官が定める方法により当該実演 項、次条第一項、第九十六条の三第一項及び第二項並びに第九十七条第一項及び第三項において に係る特定実演家の氏名若しくは名称、放送同時配信等の許諾の申込みを受け付けるための連絡
- 2 償金を当該実演に係る特定実演家に支払わなければならない。 放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者は、通常の使用料の額に相当する額の補 前項の場合において、商業用レコードを用いて同項の実演の放送同時配信等を行つたときは、
- 3 ことができる を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、 前項の補償金を受ける権利は、著作権等管理事業者であつて全国を通じて一個に限りその同意 当該著作権等管理事業者によつてのみ行使する

有線放送事業者」と読み替えるものとする。 条の三第二項の補償金」と、同条第七項及び第十項中「放送事業者」とあるのは「放送事業者」 ぞれ準用する。この場合において、同条第四項第四号中「第二項の報酬」とあるのは「第九十四 の規定は第二項の補償金及び前項の規定による指定を受けた著作権等管理事業者について、それ 第九十三条の三第四項の規定は前項の規定による指定について、同条第五項から第十三項まで

**第九十五条** 放送事業者及び有線放送事業者(以下この条及び第九十七条第一項において「放送事 約第十六条1 (a) (i) の規定に基づき実演家等保護条約第十二条の規定を適用しないことと **第九十五条の二** 実演家は、その実演をその録音物又は録画物の譲渡により公衆に提供する権利を る。 れている商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行つた場合(営利を目的とせず、かつ、聴 について適用する。 している国以外の国の国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家 衆又は観衆から料金を受けずに、当該放送を受信して同時に有線放送を行つた場合を除く。)に 業者等」という。)は、第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て実演が録音さ 当該実演(第七条第一号から第六号までに掲げる実演で著作隣接権の存続期間内のものに限 次項から第四項までにおいて同じ。)に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない。 :項の規定は、実演家等保護条約の締約国については、当該締約国であつて、実演家等保護条 2

演家が同項の規定により保護を受ける期間は、第八条第一号に掲げるレコードについて当該締約 保護条約第十二条の規定による保護の期間が第一項の規定により実演家が保護を受ける期間より 短いときは、当該締約国の国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実 第八条第一号に掲げるレコードについて実演家等保護条約の締約国により与えられる実演家等 3

者とするレコードに固定されている実演に係る実演家については、当該留保の範囲に制限して適 第一項の規定は、実演・レコード条約の締約国(実演家等保護条約の締約国を除く。)であつ 実演・レコード条約第十五条(3)の規定により留保を付している国の国民をレコード製作

国により与えられる実演家等保護条約第十二条の規定による保護の期間による。

5 団体(その連合体を含む。)でその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該団 体によつてのみ行使することができる。 第一項の二次使用料を受ける権利は、国内において実演を業とする者の相当数を構成員とする

文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ、 営利を目的としないこと。 前項の指定をしてはならない。

その構成員が任意に加入し、又は脱退することができること。

その構成員の議決権及び選挙権が平等であること。

ためにその権利を行使する業務をみずから的確に遂行するに足りる能力を有すること。 第一項の二次使用料を受ける権利を有する者(以下この条において「権利者」という。)の

を拒んではならない。 第五項の団体は、権利者から申込みがあつたときは、その者のためにその権利を行使すること

関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。 第五項の団体は、前項の申込みがあつたときは、権利者のために自己の名をもつてその権利に

方法の改善のため必要な勧告をすることができる。 業務に関して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の資料の提出を求め、又はその業務の執行 文化庁長官は、第五項の団体に対し、政令で定めるところにより、第一項の二次使用料に係る

11 前項の協議が成立しないときは、その当事者は、政令で定めるところにより、同項の二次使用 第五項の団体が同項の規定により権利者のために請求することができる二次使用料の額は、 当該団体と放送事業者等又はその団体との間において協議して定めるものとする。 毎

12 料の額について文化庁長官の裁定を求めることができる。 第七十一条 第六十七条第七項(第一号に係る部分に限る。)及び第八項、第六十八条第三項、第七十条、 (第二号に係る部分に限る。) 並びに第七十二条から第七十四条までの規定は、前項

> の団体」と読み替えるものとする。 り、及び同条第八項中「その旨及び次に掲げる事項」とあるのは「その旨」と、第七十二条第二 中「第五項各号に掲げる事項及び当該裁定に係る著作物の利用につき定めた補償金の額」とあ 0) とあるのは「同条第五項の団体」と、第七十四条中「著作権者」とあるのは「第九十五条第五項 項中「著作物を利用する者」とあるのは「第九十五条第一項の放送事業者等」と、「著作権者」 あり、及び第六十八条第三項中「著作権者」とあるのは「当事者」と、第六十七条第七項第一号 |裁定及び二次使用料について準用する。この場合において、第六十七条第七項中「申請者」と

事業者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。 に基づいてする行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合及び関連 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、第十項の協議による定め及びこれ

14 第五項から前項までに定めるもののほか、第一項の二次使用料の支払及び第五項の団体に関し 必要な事項は、政令で定める。

専有する。

前項の規定は、次に掲げる実演については、適用しない。 第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て録画されている実演

3 第一項の規定は、実演(前項各号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。)の録音物二 第九十一条第二項の実演で同項の録音物以外の物に録音され、又は録画されているもの

又は録画物で次の各号のいずれかに該当するものの譲渡による場合には、適用しない。 第一項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡された実演の録音

物又は録画物

二 第百三条において準用する第六十七条第一項又は第六十七条の三第一項の規定による裁定を 受けて公衆に譲渡された実演の録音物又は録画 第百三条において準用する第六十七条の二第一項の規定の適用を受けて公衆に譲渡された実

演の録音物又は録画物

た実演の録音物又は録画物 第一項に規定する権利を有する者又はその承諾を得た者により特定かつ少数の者に譲渡され

る権利に相当する権利を有する者若しくはその承諾を得た者により譲渡された実演の録音物又 国外において、第一項に規定する権利に相当する権利を害することなく、又は同項に規定す

(貸与権等)

第九十五条の三 提供する権利を専有する。 実演家は、その実演をそれが録音されている商業用レコードの貸与により公衆に

2 令で定める期間を経過した商業用レコード(複製されているレコードのすべてが当該商業用レコ 前項の規定は、最初に販売された日から起算して一月以上十二月を超えない範囲内において政 -ドと同一であるものを含む。以下「期間経過商業用レコード」という。)の貸与による場合に

3 期間経過商業用レコードの貸与により実演を公衆に提供した場合には、当該実演(著作隣接権の 存続期間内のものに限る。)に係る実演家に相当な額の報酬を支払わなければならない。 商業用レコードの公衆への貸与を営業として行う者(以下「貸レコード業者」という。)は、

4 項の放送事業者等」とあるのは、「第九十五条の三第三項の貸レコード業者」と読み替えるも の場合において、同条第十項中「放送事業者等」とあり、及び同条第十二項中「第九十五条第一 第九十五条第五項から第十四項までの規定は、前項の報酬を受ける権利について準用する。こ

5 第九十五条第五項の団体によつて行使することができる 第一項に規定する権利を有する者の許諾に係る使用料を受ける権利は、 前項において準用する

6 第九十五条第七項から第十四項までの規定は、 第四項後段の規定を準用する。 レコード製作者の権利 前項の場合について準用する。この場合におい

レコード製作者は、 そのレコードを複製する権利を専有す

第九十六条の二 レコード製作者は、そのレコードを送信可能化する権利を専有する

(商業用レコードの放送同時配信等)

該商業用レコードに係る前条に規定する権利(放送同時配信等に係るものに限る。以下この項及第九十六条の三 放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者は、商業用レコード(当 は名称、放送同時配信等の許諾の申込みを受け付けるための連絡先その他の円滑な許諾のために長官が定める方法により当該商業用レコードに係る同条に規定する権利を有する者の氏名若しく 必要な情報であつて文化庁長官が定めるものの公表がされているものを除く。次項において同 び次項において同じ。)について著作権等管理事業者による管理が行われているもの又は文化庁 3 2 Ŧī. (貸与権等)

有線放送事業者又は放送同時配信等事業者は、通常の使用料の額に相当する額の補償金を当該商 じ。) を用いて放送同時配信等を行うことができる。 前項の場合において、商業用レコードを用いて放送同時配信等を行つたときは、放送事業者、

業用レコードに係る前条に規定する権利を有する者に支払わなければならない。

3 条の三第二項の補償金」と、同条第七項及び第十項中「放送事業者」とあるのは「放送事業者、 ぞれ準用する。この場合において、同条第四項第四号中「第二項の報酬」とあるのは「第九十六 の規定は第二項の補償金及び前項の規定による指定を受けた著作権等管理事業者について、それ ことができる。 を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該著作権等管理事業者によつてのみ行使する 前項の補償金を受ける権利は、著作権等管理事業者であつて全国を通じて一個に限りその同意 第九十三条の三第四項の規定は前項の規定による指定について、同条第五項から第十三項まで 7 6

的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、レコードに係れ十七条)放送事業者等は、商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行つた場合(営利を目 接権の存続期間内のものに限る。)に係るレコード製作者に二次使用料を支払わなければならな た場合を除く。)には、そのレコード(第八条第一号から第四号までに掲げるレコードで著作隣 る音の提示につき受ける対価をいう。)を受けずに、当該放送を受信して同時に有線放送を行つ 有線放送事業者」と読み替えるものとする。 (商業用レコードの二次使用)

ける期間」とあるのは「レコード製作者が保護を受ける期間」と読み替えるものとする。 に係る実演家」とあるのは「国民であるレコード製作者」と、同条第三項中「実演家が保護を受 条第二項から第四項までの規定中「国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演 第三項の規定は、前項の規定により保護を受ける期間について準用する。この場合において、同 第九十五条第二項及び第四項の規定は、前項に規定するレコード製作者について準用し、同条

数を構成員とする団体(その連合体を含む。)でその同意を得て文化庁長官が指定するものがあ、第一項の二次使用料を受ける権利は、国内において商業用レコードの製作を業とする者の相当 るときは、当該団体によつてのみ行使することができる。

第九十五条第六項から第十四項までの規定は、 第一項の二次使用料及び前項の団体について準

第九十七条の二 を専有する。 レコード製作者は、そのレコードをその複製物の譲渡により公衆に提供する権利

2 前項の規定は、 適用しない。 コ 'n 複製物で次の各号のいずれかに該当するものの譲渡による場合に

前項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡されたレコードの

複

受けて公衆に譲渡されたレコードの複製物 第百三条において準用する第六十七条第一項又は第六十七条の三第一項の規定による裁定を

三 第百三条において準用する第六十七条の二第一項の規定の適用を受けて公衆に譲渡されたレ

前項に規定する権利を有する者又はその承諾を得た者により特定かつ少数の者に譲渡された

レコードの複製物 国外において、 前項に規定する権利に相当する権利を害することなく、 又は同項に規定する

権利に相当する権利を有する者若しくはその承諾を得た者により譲渡されたレコー

ドの複製物

第九十七条の三 レコード製作者は、そのレコードをそれが複製されている商業用レコ により公衆に提供する権利を専有する。

前項の規定は、期間経過商業用レコードの貸与による場合には、適用しない。

の報酬を支払わなければならない。は、当該レコード(著作隣接権の存続期間内のものに限る。)に係るレコード製作者に相当な額は、当該レコード(著作隣接権の存続期間内のものに限る。)に係るレコード製作者に相当な額 貸レコード業者は、期間経過商業用レコードの貸与によりレコードを公衆に提供した場合に

第九十七条第三項の規定は、前項の報酬を受ける権利の行使について準用する。

5 第九十五条第六項から第十四項までの規定は、第三項の報酬及び前項において準用する第九十 の規定を準用する。 七条第三項に規定する団体について準用する。この場合においては、第九十五条の三第四項後段

る第九十七条第三項の団体によつて行使することができる。 第一項に規定する権利を有する者の許諾に係る使用料を受ける権利は、 第四項において準用す

六項」とあるのは、「第九十五条第七項」と読み替えるものとする。 第五項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、 第五項中「第九十五条第

第四節 放送事業者の権利

(複製権)

第九十八条 放送事業者は、その放送又はこれを受信して行なう有線放送を受信して、その放送に 係る音又は影像を録音し、 有する。 録画し、 又は写真その他これに類似する方法により複製する権利を専

(再放送権及び有線放送権

第九十九条 放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利を専有す

2 い有線放送については、適用しない。 前項の規定は、放送を受信して有線放送を行なう者が法令の規定により行なわなければならな

(送信可能化権)

第九十九条の二 放送事業者は、その放送又はこれを受信して行う有線放送を受信して、 を送信可能化する権利を専有する。 その放送

2 い自動公衆送信に係る送信可能化については、適用しない。 前項の規定は、放送を受信して自動公衆送信を行う者が法令の規定により行わなければならな

(テレビジョン放送の伝達権)

**第百条** 放送事業者は、そのテレビジョン放送又はこれを受信して行なう有線放送を受信して、 像を拡大する特別の装置を用いてその放送を公に伝達する権利を専有する。

影

第五節 有線放送事業者の権利

(複製権)

第百条の二 有線放送事業者は、その有線放送を受信して、その有線放送に係る音又は 録画し、 又は写真その他これに類似する方法により複製する権利を専有する。 影像を録音

放送権及び再有線放送権)

を専有する。 第**百条の三** 有線放送事業者は、その有線放送を受信してこれを放送し、又は再有線放送する権利

(送信可能化権)

(有線テレビジョン放送の伝達権) 第百条の四 有線放送事業者は、その有線放送を受信してこれを送信可能化する権利を専有する。

第六節 保護期間

(実演、レコード、放送又は有線放送の保護期間

第百一条 著作隣接権の存続期間は、次に掲げる時に始まる。

一 レコードに関しては、その音を最初に固定した時

一 放送に関しては、その放送を行つた時

有線放送に関しては、その有線放送を行つた時

著作隣接権の存続期間は、次に掲げる時をもつて満了する。

して寺 なかつたときは、その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して七十年)を経過 5が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して七十年を経過する時までの間に発行され二 レコードに関しては、その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して七十年(その音一 実演に関しては、その実演が行われた日の属する年の翌年から起算して七十年を経過した時一

過した時四 有線放送に関しては、その有線放送が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年を経四 有線放送に関しては、その放送が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した時二 放送に関しては、その放送が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した時

第七節 実演家人格権の一身専属性等

(実演家人格権の一身専属性)

第**百一条の二** 実演家人格権は、実演家の一身に専属し、譲渡することができない。

(実演家の死後における人格的利益の保護)

第八節 権利の制限、譲渡及び行使等並びに登録

|作隣接権の制限|

項、第九十六条の二、第九十九条第一項又は第百条の三」と、同条第二項中「第二十三条第一類、第九十六条の二、第九十九条第一項又は第百条の三」と、同条第二項中「第二十三条第一項、第四十四条第一項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条の四並びに第四十二条の工り、第三十条第三項及び第四十七条の二まで、第四十四条第一項中「第二十三条第一項」とあるのは「含む。)に係る自動公衆送信」と、第四十四条第一項を除く。)、第四十六条から第四十七条の二まで、第四十七条の四並びに第四十七条の目的となつている放送又は有線放送の利用について準用し、第三十条第三項及び第四十七条の上の規定は、著作隣接権の目的となつている実演、レコード、放送又は有線放送の利用について準の目的となつている方で、第四十二条がら第三十三条がら第三十三条の回並びに第四十七条の五の目的となつている方で、第四十二条第二項を除く。次第二十条第一項(第四号を除く。第九項第一号において連用する。この場合において準度に対しての目的となっている方で、第三十二条第二項及び第四項、第四十一条から第四十三条まで、第四十四条第二項を除く。、第二十条第一項(第四号を除く。第九項第一号において同じ。)、第三十条の二から第三項、第三十六条第一項(第四号を除く。第九項第一号において同じ。)、第三十条の二から第三項、第三十条第一項(第四号を除く。第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項を除く。

二」と読み替えるものとする。と、同条第三項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条の二第一項又は第九十六条のと、同条第三項中「第二十三条第一項、第九十二条の二第一項、第九十六条の二又は第百条の三」

することができる。
物に係るレコードを複製し、又は同項に定める目的のためにその複製物の譲渡により公衆に提供物に係るレコードを複製し、又は同項に定める目的のためにその複製物の譲渡により公衆に提供合には、同項の規定の適用を受けて作成された録音物において録音されている実演又は当該録音に、第三十三条の三第一項の規定により教科用図書に掲載された著作物を複製することができる場

とができる。 に定める目的のために、送信可能化を行い、若しくはその複製物の譲渡により公衆に提供するこほ定める目的のために、送信可能化を行い、若しくはその複製物の譲渡により公衆に提供、又は同項銀定により視覚著作物を複製することができる場合には、同項の規定の適用を受けて作成された、視覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で第三十七条第三項の政令で定めるものは、同項の

る者の権利を害することとなる場合は、この限りでない。 送信を行うことができる。ただし、当該放送に係る第九十九条の二第一項に規定する権利を有する 著作隣接権の目的となつている実演であつて放送されるものは、地域限定特定入力型自動公衆

に相当な額の補償金を支払わなければならない。 規定の適用がある場合を除き、当該実演に係る第九十二条の二第一項に規定する権利を有する者6 前項の規定により実演の送信可能化を行う者は、第一項において準用する第三十八条第二項の

とする。 において、前項中「第九十二条の二第一項」とあるのは、「第九十六条の二」と読み替えるものにおいて、前項中「第九十二条の二第一項」とあるのは、「第九十六条の二」と読み替えるもの場合

ついて、地域限定特定入力型自動公衆送信を行うことができる。有線放送し、若しくは影像を拡大する特別の装置を用いて公に伝達し、又はその著作物の放送に放送することができる場合には、その著作物の放送若しくは有線放送について、これを受信して放送することができる場合には、その著作物の放送若しくは有線放送について、これを受信して、第三十九条第一項又は第四十条第一項若しくは第二項の規定により著作物を放送し、又は有線

は複製を行つたものとみなす。
次に掲げる者は、第九十一条第一項、第九十六条、第九十八条又は第百条の二の録音、録画又

本の提示を行つた者 第一項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号、第二項 第一項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号、第二項 第一項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第二項、第三十三条の 第一号、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第三十七条の三、第三十二条の三、第二十二条の三、第三十二条の三、第二十二条の三、第二十二条の三、第二十二条の三、第二十二条の三、第二十二条の三、第二十二条の三、第二十二条の三、第三十三条の三、第二十二条の三、第三十三条の一項、第三十三条の三、第三十三条の三、第三十三条の三、第三十二条第一項、第三十三条の一段、第三十三条の一項第一号、第二項

問わず、当該実演等を利用した者いて、当該実演等を自ら享受し又は他人に享受させる目的のために、いずれの方法によるかを二 第一項において準用する第三十条の四の規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を用

- した放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者 第一項において準用する第四十四条第四項の規定に違反して同項の録音物又は録画物を保存
- よるかを問わず、当該実演等を利用した者 のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を用いて、いずれの方法に 第一項において準用する第四十七条の四又は第四十七条の五第二項に定める目的以外の目的
- 該複製物によつて当該実演若しくは当該レコードに係る音の公衆への提示を行つた者 くは第四項の規定の適用を受けて作成された実演若しくはレコードの複製物を頒布し、又は当一 第三十三条の三第一項又は第三十七条第三項に定める目的以外の目的のために、第三項若し
- 第百二条の二 前条の著作隣接権の制限に関する規定(同条第七項及び第八項の規定を除く。)は、 実演家人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならない。 (実演家人格権との関係)

(著作隣接権の譲渡、行使等)

第百三条 第六十一条第一項の規定は著作隣接権の譲渡について、第六十二条第一項の規定は著作 条の四」と、第六十八条第二項中「第三十八条第二項及び第三項」とあるのは「第百二条第一項 利用について、第六十八条(第一項第二号を除く。)、第七十条、第七十一条(第二号に係る部分送又は有線放送の利用の可否に係る著作隣接権者の意思の確認ができない場合におけるこれらの 隣接権の消滅について、第六十三条及び第六十三条の二の規定は実演、レコード、 において準用する第三十八条第二項」と読み替えるものとする。 第一項」とあるのは「第九十二条の二第一項、第九十六条の二、第九十九条の二第一項又は第百 放送の利用について、それぞれ準用する。この場合において、第六十三条第六項中「第二十三条 第百二条第一項において準用する第三十三条から第三十三条の三までの規定による放送又は有線 は有線放送の利用について、第七十一条(第一号に係る部分に限る。)及び第七十四条の規定は その協議が成立せず、又はその協議をすることができない場合における実演、レコード、放送又 に限る。)、第七十二条、第七十三条本文及び第七十四条の規定は著作隣接権者に協議を求めたが る。)、第七十二条、第七十三条並びに第七十四条第三項及び第四項の規定は実演、レコード、放て、第六十七条の三(第一項第二号を除く。)、第七十条、第七十一条(第二号に係る部分に限 接権者と連絡することができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用につい係る部分に限る。)、第七十二条、第七十三条並びに第七十四条第三項及び第四項の規定は著作隣 第二号を除く。)、第六十七条の二 (第一項ただし書を除く。)、第七十条、第七十一条 (第二号に 六条の規定は著作隣接権を目的として質権が設定されている場合について、第六十七条(第一項 放送の利用の許諾について、第六十五条の規定は著作隣接権が共有に係る場合について、第六十 放送又は有線

第百四条 第七十七条及び第七十八条(第三項を除く。)の規定は、著作隣接権に関する登録につ 登録原簿」とあるのは、「著作隣接権登録原簿」と読み替えるものとする。 いて準用する。この場合において、同条第一項、第二項、第四項、第八項及び第九項中「著作権

(著作隣接権の登録)

第五章 著作権等の制限による利用に係る補償金

第一節 私的録音録画補償金

(私的録音録画補償金を受ける権利の行使)

第百四条の二 第三十条第三項(第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この節におい 的録音録画補償金を受ける権利を有する者(次項及び次条第四号において「権利者」という。) れぞれ当該指定を受けた団体(以下この節において「指定管理団体」という。)によつてのみ行 区分ごとに全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、そ のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、次に掲げる私的録音録画補償金の て同じ。)の補償金(以下この節において「私的録音録画補償金」という。)を受ける権利は、私 3

及び第百四条の四において「私的録音」という。)に係る私的録音録画補償金 私的使用を目的として行われる録音(専ら録画とともに行われるものを除く。 次条第二号イ

- 二 私的使用を目的として行われる録画(専ら録音とともに行われるものを含む。 及び第百四条の四において「私的録画」という。)に係る私的録音録画補償金 次条第二号口
- 2 裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。 指定管理団体は、権利者のために自己の名をもつて私的録音録画補償金を受ける権利に関する

第百四条の三 文化庁長官は、 定をしてはならない。 次に掲げる要件を備える団体でなければ前条第一項の規定による指

一般社団法人であること。

- 団体を、同項第二号に掲げる私的録音録画補償金に係る場合についてはロからニまでに掲げる一 前条第一項第一号に掲げる私的録音録画補償金に係る場合についてはイ、ハ及びニに掲げる 団体を構成員とすること。
- 権利を有する者の利益を代表すると認められるもの (その連合体を含む。) であつて、国内において私的録音に係る著作物に関し同条に規定する 私的録音に係る著作物に関し第二十一条に規定する権利を有する者を構成員とする団
- 権利を有する者の利益を代表すると認められるもの (その連合体を含む。) であつて、国内において私的録画に係る著作物に関し同条に規定する 私的録画に係る著作物に関し第二十一条に規定する権利を有する者を構成員とする団体

ロ

- 国内において実演を業とする者の相当数を構成員とする団体(その連合体を含む。)
- 体を含む。) 国内において商業用レコードの製作を業とする者の相当数を構成員とする団体(その 連合
- 前号イから二までに掲げる団体がそれぞれ次に掲げる要件を備えるものであること
- 営利を目的としないこと。
- その構成員が任意に加入し、又は脱退することができること
- その構成員の議決権及び選挙権が平等であること。
- 業に係る業務を含む。以下この節において「補償金関係業務」という。)を的確に遂行するに 足りる能力を有すること。 権利者のために私的録音録画補償金を受ける権利を行使する業務(第百四条の八第一項

(私的録音録画補償金の支払の特例)

- 第百四条の四 第三十条第三項の政令で定める機器(以下この条及び次条において「特定機器」と 器又は特定記録媒体について定められた額の私的録音録画補償金の支払の請求があつた場合に 一次では、これでは、これでは、一項の規定により当該特定機画に係る私的録音録画補償金の一括の支払として、第百四条の六第一項の規定により当該特定機器又は特定記録媒体を用いて行う私的録音又は私的録に当たり、指定管理団体から、当該特定機器又は特定記録媒体を用いて行う私的録音又は私的録 は、当該私的録音録画補償金を支払わなければならない。 いう。)又は記録媒体(以下この条及び次条において「特定記録媒体」という。)を購入する者 (当該特定機器又は特定記録媒体が小売に供された後最初に購入するものに限る。) は、その購入
- 2 私的録音録画補償金の返還を請求することができる。 特定機器又は特定記録媒体を専ら私的録音及び私的録画以外の用に供することを証明して、 前項の規定により私的録音録画補償金を支払つた者は、指定管理団体に対し、その支払に係る 当該
- が前項の規定により私的録音録画補償金の返還を受けたものであるときは、この限りでない。 当たり、私的録音録画補償金を支払うことを要しない。ただし、当該特定機器又は特定記録媒体 私的録画を行う者は、第三十条第三項の規定にかかわらず、当該私的録音又は私的録画を行うに の規定による支払の請求を受けて私的録音録画補償金が支払われた特定記録媒体に私的録音又は (製造業者等の協力義務) 第一項の規定による支払の請求を受けて私的録音録画補償金が支払われた特定機器により同

第百四条の五 前条第一項の規定により指定管理団体が私的録音録画補償金の支払を請求する場合 には、特定機器又は特定記録媒体の製造又は輸入を業とする者(次条第三項において「製造業者

等」という。)は、 当該私的録音録画補償金の支払の請求及びその受領に関し協力しなければな

(私的録音録画補償金の

- 第百四条の六 第百四条の二第一項の規定により指定管理団体が私的録音録画補償金を受ける権利 けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 を行使する場合には、指定管理団体は、私的録音録画補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受
- 前項の認可があつたときは、私的録音録画補償金の額は、第三十条第三項の規定にかかわら その認可を受けた額とする。
- 認められるものの意見を聴かなければならない。 る第一項の認可の申請に際し、あらかじめ、製造業者等の団体で製造業者等の意見を代表すると 指定管理団体は、第百四条の四第一項の規定により支払の請求をする私的録音録画補償金に係
- の認可をしてはならない。 画に係る通常の使用料の額その他の事情を考慮した適正な額であると認めるときでなければ、そ 二条第一項において準用する場合を含む。)及び第百四条の四第一項の規定の趣旨、録音又は録 文化庁長官は、第一項の認可の申請に係る私的録音録画補償金の額が、第三十条第一項(第百
- (補償金関係業務の執行に関する規程) 文化庁長官は、第一項の認可をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。
- 第百四条の七 指定管理団体は、補償金関係業務を開始しようとするときは、補償金関係業務の執 行に関する規程を定め、文化庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするとき

同様とする。

を考慮して当該分配に関する事項を定めなければならない。 に限る。)の分配に関する事項を含むものとし、指定管理団体は、第三十条第三項の規定の趣旨 前項の規程には、私的録音録画補償金(第百四条の四第一項の規定に基づき支払を受けるもの

(著作権等の保護に関する事業等のための支出)

- 権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければ 受けるものに限る。)の額の二割以内で政令で定める割合に相当する額を、著作権及び著作隣接 指定管理団体は、私的録音録画補償金(第百四条の四第一項の規定に基づき支払を
- なければならない。 文化庁長官は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、文化審議会に諮問し
- (報告の徴収等) 文化庁長官は、第一項の事業に係る業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき 指定管理団体に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。
- **第百四条の九** 文化庁長官は、指定管理団体の補償金関係業務の適正な運営を確保するため必要が することができる 簿、書類その他の資料の提出を求め、 あると認めるときは、指定管理団体に対し、補償金関係業務に関して報告をさせ、若しくは帳 又は補償金関係業務の執行方法の改善のため必要な勧告を

(政令への委任)

第百四条の十 この節に規定するもののほか、 政令で定める 指定管理団体及び補償金関係業務に関し必要な事項

第二節 図書館等公衆送信補償金

(図書館等公衆送信補償金を受ける権利の行使)

第百四条の十の二 第三十一条第五項(第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場 権利を行使することを目的とする団体であつて、 償金を受ける権利を有する者(次項及び次条第四号において「権利者」という。)のためにその 下この節において「図書館等公衆送信補償金」という。)を受ける権利は、図書館等公衆送信補 合を含む。第百四条の十の四第二項及び第百四条の十の五第二項において同じ。)の補償金(以 全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁

> 長官が指定するものがあるときは、当該指定を受けた団体(以下この節において「指定管理 体」という。)によつてのみ行使することができる。

寸

- する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。 指定管理団体は、権利者のために自己の名をもつて図書館等公衆送信補償金を受ける権利に関
- 第百四条の十の三 文化庁長官は、 る指定をしてはならない。 次に掲げる要件を備える団体でなければ前条第一項の規定によ
- 一般社団法人であること。
- 次に掲げる団体を構成員とすること。
- 関し同項に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの する団体(その連合体を含む。)であつて、国内において図書館等公衆送信に係る著作物に 信」という。)に係る著作物に関し第二十三条第一項に規定する権利を有する者を構成員と 次条第四項において同じ。)の規定による公衆送信(以下この節において「図書館等公衆送 第三十一条第二項(第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。
- を含む。)であつて、国内において図書館等公衆送信に係る著作物に関する第二号出版権者 の利益を代表すると認められるもの 図書館等公衆送信に係る著作物に関する第二号出版権者を構成員とする団体(その連合体
- 前号イ及びロに掲げる団体がそれぞれ次に掲げる要件を備えるものであること
- 営利を目的としないこと。

三

その構成員が任意に加入し、又は脱退することができること。

その構成員の議決権及び選挙権が平等であること。

- 行するに足りる能力を有すること。 一項の事業に係る業務を含む。以下この節において「補償金関係業務」という。)を的確に遂権利者のために図書館等公衆送信補償金を受ける権利を行使する業務(第百四条の十の六第

(図書館等公衆送信補償金の額)

- 第百四条の十の四 第百四条の十の二第二項の規定により指定管理団体が図書館等公衆送信補償金 庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 を受ける権利を行使する場合には、指定管理団体は、図書館等公衆送信補償金の額を定め、
- 2 前項の認可があつたときは、図書館等公衆送信補償金の額は、第三十一条第五項の規定にかか わらず、その認可を受けた額とする。
- 3 書館等を設置する者の意見を代表すると認められるものの意見を聴かなければならない。 指定管理団体は、第一項の認可の申請に際し、あらかじめ、図書館等を設置する者の団体で図
- あると認めるときでなければ、その認可をしてはならない。 ことができることにより特定図書館等の利用者が受ける便益その他の事情を考慮した適正な額で 照らした著作権者等の利益に与える影響、図書館等公衆送信により電磁的記録を容易に取得する の規定の趣旨、図書館等公衆送信に係る著作物の種類及び用途並びに図書館等公衆送信の態様に 文化庁長官は、第一項の認可の申請に係る図書館等公衆送信補償金の額が、第三十一条第二項
- (補償金関係業務の執行に関する規程) 文化庁長官は、第一項の認可をするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

5

- 第百四条の十の五 指定管理団体は、補償金関係業務を開始しようとするときは、補償金関係業務 の執行に関する規程を定め、文化庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとすると きも、同様とする。
- 2 前項の規程には、図書館等公衆送信補償金の分配に関する事項を含むものとし、 は、第三十一条第五項の規定の趣旨を考慮して当該分配に関する事項を定めなければならない。 指定管理団体
- 第百四条の十の六 指定管理団体は、図書館等公衆送信補償金の総額のうち、 よる著作物の利用状況、 (著作権等の保護に関する事業等のための支出) 図書館等公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用その他の事情を 図書館等公衆送信に

らない。の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければなの保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければなめ保護に関する額を、著作権、出版権及び著作隣接権

- ならない。
  2 文化庁長官は、前項の政令の制定又は改正の立案をするときは、文化審議会に諮問しなける
- | (報告の徴収等)| は、指定管理団体に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。| は、指定管理団体に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。| 3 文化庁長官は、第一項の事業に係る業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき

事項は、政令で定める。 第百四条の十の八 この節に規定するもののほか、指定管理団体及び補償金関係業務に関し必要な(政令への委任)

第三節 授業目的公衆送信補償金

(授業目的公衆送信補償金を受ける権利の行使)

指定をしてはならない。 第百四条の十二 文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ前条第一項の規定による(対策の書当)

- 一般社団法人であること。
- 次に掲げる団体を構成員とすること。
- 認められるもの

  「おから」

  「おから」
  「おから」

  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おから」
  「おか
- ードに関し同条に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの員とする団体(その連合体を含む。)であつて、国内において授業目的公衆送信に係るレコハ 授業目的公衆送信に係るレコードに関し第九十六条の二に規定する権利を有する者を構成
- 忍められるもの 目的公衆送信に係る放送に関しこれらの規定に規定する権利を有する者の利益を代表すると目的公衆送信に係る放送に関しこれらの規定に規定する権利を有する者を構成員とする団体(その連合体を含む。)であつて、国内において授業ニ 授業目的公衆送信に係る放送に関し第九十九条第一項及び第九十九条の二第一項に規定す

- るものに係る有線放送に関しこれらの規定に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められに係る有線放送に関しこれらの規定に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められる者を構成員とする団体(その連合体を含む。)であつて、国内において授業目的公衆送信に係る有線放送に関し第百条の三及び第百条の四に規定する権利を有すか、授業目的公衆送信に係る有線放送に関し第百条の三及び第百条の四に規定する権利を有す
- 前号イからホまでに掲げる団体がそれぞれ次に掲げる要件を備えるものであること。
- その構成員が任意に加入し、又は脱退することができること営利を目的としないこと。
- その構成員の議決権及び選挙権が平等であること。
- するに足りる能力を有すること。項の事業に係る業務を含む。以下この節において「補償金関係業務」という。)を的確に遂行項の事業に係る業務を含む。以下この節において「補償金関係業務」という。)を的確に遂行権

(授業目的公衆送信補償金の額)

- 官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ける権利を行使する場合には、指定管理団体は、授業目的公衆送信補償金の額を定め、文化庁長第百四条の十三 第百四条の十一第一項の規定により指定管理団体が授業目的公衆送信補償金を受
- わらず、その認可を受けた額とする。 前項の認可があつたときは、授業目的公衆送信補償金の額は、第三十五条第二項の規定にかか

2

- 認められるものの意見を聴かなければならない。十五条第一項の教育機関を設置する者の意見を代表すると3 指定管理団体は、第一項の認可の申請に際し、あらかじめ、授業目的公衆送信が行われる第三
- (補償金関係業務の執行に関する規程)5 文化庁長官は、第一項の認可をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。
- も、同様とする。 執行に関する規程を定め、文化庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするとき、新行に関する規程を定め、文化庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときは、補償金関係業務の第百四条の十四 指定管理団体は、補償金関係業務を開始しようとするときは、補償金関係業務の
- (著作権等の保護に関する事業等のための支出)は、第三十五条第二項の規定の趣旨を考慮して当該分配に関する事項を定めなければならない。前項の規程には、授業目的公衆送信補償金の分配に関する事項を含むものとし、指定管理団体
- (最后)放び話し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。 は、指定管理団体に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。 文化庁長官は、第一項の事業に係る業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき

(政令への委任)

第百四条の十七 この節に規定するもののほか、指定管理団体及び補償金関係業務に関し必要な事 は、政令で定める。

第六章 裁定による利用に係る指定補償金管理機関及び登録確認機関

第一節 指定補償金管理機関

第百四条の十八 文化庁長官は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、第百四条の二十に規定 を行う者として指定することができる。 正かつ確実に行うことができると認められるものを、全国を通じて一個に限り、補償金管理業務 する業務(以下この節及び第百二十二条の二第三号において「補償金管理業務」という。)を適

第百四条の十九 前条の規定による指定(以下この節において「指定」という。) は、補償金管理 業務を行おうとする者の申請により行う。

申請書を文化庁長官に提出しなければならない。 指定を受けようとする者は、文部科学省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した

指定を受けようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

一 その他文部科学省令で定める事項

3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

3

くなつた日から起算して二年を経過しない者 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、 、その執行を終わり、又は執行を受けることがな

二 第百四条の三十一第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起 算して二年を経過しない者

三 その役員のうちに、イからハまでのいずれかに該当する者があるもの

終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行な

第百四条の二十四第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して一

年を経過しない者 の規定による通知があつた日前六十日以内に当該取消しを受けた法人の役員であつた者でる 第百四条の三十一第一項又は第二項の規定による取消しの処分に係る行政手続法第十五名

る事項を官報で告示するものとする。 文化庁長官は、指定をしたときは、第二項第一号に規定する事項その他の文部科学省令で定式 の取消しの日から二年を経過しないもの

を文化庁長官に届け出なければならない。 げる事項を変更するときは、文部科学省令で定めるところにより、その二週間前までに、その1 指定を受けた者(以下この節において「指定補償金管理機関」という。)は、第二項各号に関

を官報で告示するものとする。 文化庁長官は、第四項に規定する事項について前項の規定による届出があつたときは、その旨

(指定補償金管理機関の業務)

第百四条の二十 指定補償金管理機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

次条第一項及び第二項の規定により支払われる補償金の受領に関する業務

定を第百三条において準用する場合を含む。)の規定により支払われる補償金及び担保金の受し、次条第三項の規定により読み替えて適用する第六十七条の二第一項及び第五項(これらの規 に関する業務

前二号の規定により受領した補償金及び担保金の管理に関する業務

する場合を含む。)及び次条第四項の規定による著作権者及び著作隣接権者に対する支払に関 次条第三項の規定により読み替えて適用する第六十七条の二第八項(第百三条において準用

> (指定補償金管理機関が補償金管理業務を行う場合の補償金及び担保金の取扱い) 第百四条の二十二第一項に規定する著作物等保護利用円滑化事業に関する業務

第百四条の二十一 いて準用する場合を含む。)の規定は、指定補償金管理機関が補償金管理業務を行う場合には、 第六十七条第二項及び第六十七条の三第十一項(これらの規定を第百三条にお

う。)」と、第六十七条の三第九項中「第一項の補償金を受ける権利に関し同項の規定により供託 された」とあるのは「第百四条の二十一第一項及び第二項の規定により指定補償金管理機関に支 九第五項に規定する指定補償金管理機関(第六十七条の三において「指定補償金管理機関」とい じ。)の適用については、第六十七条第七項中「申請者」とあるのは「申請者及び第百四条の十第十項の規定(これらの規定を第百三条において準用する場合を含む。以下この項において同 償金管理機関に支払うものとする。この場合において、第六十七条第七項(第六十七条の三第六 払われた」と、同条第十項中「供託した」とあるのは「指定補償金管理機関に支払つた」とす 定により補償金を供託することとされた者は、これらの規定にかかわらず、当該補償金を指定補 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)並びに第六十七条の三第九項及び 項(これらの規定を第百三条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規 指定補償金管理機関が補償金管理業務を行うときは、第六十七条第一項及び第六十七条の三第

規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表 六十七条の二(第百三条において準用する場合を含む。以下この項及び次条において同じ。) の下欄に掲げる字句とする。 前二項の規定により第六十七条第一項の補償金を指定補償金管理機関に支払う場合における第 の

	第六十七条の二第一項	供託した	第百四条の十九第五項に規定する指定補償金管理
を			という。)に支払つた機関(以下この条において「指定補償金管理機関
_	頃 第六十七条の二第二項及び第四供託を		指定補償金管理機関への支払を
Ř.	第六十七条の二第四項	前条第一項	第百四条の二十一第二項
<i>₹ §</i>		同条第一項	同条第二項
	及び第八項第六十七条の二第四項、第五項	第五項供託された	指定補償金管理機関に支払われた
- 0	第六十七条の二第五項	著作権者のため	共任 / 作権者のため指定補償金管理機関に支払わ
旨掲	項 第六十七条の二第五項及び第九供託した に供託し		指定補償金管理機関に支払つた
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一角質をつこれ	「国人の一旦の見な」、「自食をした」、「日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本

4 たときは、当該著作物等の利用につき当該著作権者又は著作隣接権者が受けるべき補償金に相当 項又は第六十七条の三第一項の裁定に係る著作物等の著作権者又は著作隣接権者から請求があ する額を支払わなければならない。 第一項及び第二項の規定により補償金の支払を受けた指定補償金管理機関は、第六十七条第一

(著作物等保護利用円滑化事業のための支出)

第百四条の二十二 指定補償金管理機関は、前条第一項及び第二項並びに同条第三項の規定により 読み替えて適用する第六十七条の二第一項及び第五項の規定により支払われた補償金及び担保金 金管理業務の事務に要する費用その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算出した額に 者への将来の支払に支障が生じないようにすることを旨として、その支払が見込まれる額、 定により著作権者及び著作隣接権者に支払つた額を控除した額のうち、著作権者及び著作隣接権 相当する額を、 額から前条第三項の規定により読み替えて適用する第六十七条の二第八項及び前条第四項の規 著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物等の利用の円滑化及び創

の振興に資する事業(次項において「著作物等保護利用円滑化事業」という。)のために支出

- 2 について学識経験者の意見を聴かなければならない。 著作物等保護利用円滑化事業が著作物等の適正な管理の促進に資するものとなるよう、 指定補償金管理機関は、著作物等保護利用円滑化事業の内容を決定しようとするときは、当該 その内容
- 3 しなければならない。 (補償金管理業務規程) 文化庁長官は、第一項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、 文化審議会に諮問
- いて「補償金管理業務規程」という。)を定め、文化庁長官の認可を受けなければならない。こ第百四条の二十三 指定補償金管理機関は、補償金管理業務の執行に関する規程(以下この節にお れを変更しようとするときも、同様とする。 補償金管理業務規程には、 補償金管理業務の実施の方法その他文部科学省令で定める事項を定
- めなければならない。
- 指定補償金管理機関は、前項の規定による告示の日の翌日から補償金管理業務を開始するもの 文化庁長官は、第一項前段の認可をしたときは、その旨を官報で告示するものとする。
- 5 施上不適当となつたと認めるときは、 とする。 文化庁長官は、第一項の認可をした補償金管理業務規程が補償金管理業務の適正かつ確実な実 指定補償金管理機関に対し、 その補償金管理業務規程を変 2
- (役員の選任及び解任)

更すべきことを命ずることができる。

- 第百四条の二十四 指定補償金管理機関の役員の選任及び解任は、文化庁長官の認可を受けなけれ その効力を生じない。
- 若しくは補償金管理業務規程に違反する行為をしたとき、又は補償金管理業務に関し著しく不適 当な行為をしたときは、指定補償金管理機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。 (補償金管理業務の会計) 文化庁長官は、指定補償金管理機関の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分
- と区分し、特別の会計として経理しなければならない。
  第百四条の二十五 指定補償金管理機関は、補償金管理業務に関する会計を他の業務に関する会計
- (事業計画及び収支予算の認可等)
- 業計画書及び収支予算書を作成し、文化庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しよ第百四条の二十六 指定補償金管理機関は、文部科学省令で定めるところにより、毎事業年度、事 うとするときも、同様とする。
- 書を公表しなければならない。 指定補償金管理機関は、前項の認可を受けたときは、 遅滞なく、その事業計画書及び収支予算
- 3 なければならない。 支決算書を作成し、 指定補償金管理機関は、毎事業年度、文部科学省令で定めるところにより、事業報告書及び収 当該事業年度の終了後三月以内に、 文化庁長官に提出するとともに、 公表し
- (帳簿の備付け等)
- 第百四条の二十八 文化庁長官は、補償金管理業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要な 第百四条の二十七 ろにより、帳簿を備え、これに文部科学省令で定める事項を記載し、これを保存しなければなら、百四条の二十七 指定補償金管理機関は、補償金管理業務について、文部科学省令で定めるとこ (報告徴収及び立入検査
- 管理業務に関し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 つたときは、 出を求め、又はその職員に、 限度において、指定補償金管理機関に対し、補償金管理業務に関し必要な報告若しくは資料の提 !項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があ これを提示しなければならない 指定補償金管理機関の事務所その他必要な場所に立ち入り、補償金

- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、 犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならな
- 第百四条の二十九 ことができる。 ると認めるときは、 文化庁長官は、 指定補償金管理機関に対し、 補償金管理業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があ 補償金管理業務に関し監督上必要な命令をする
- (補償金管理業務の廃止)
- 第百四条の三十 止してはならない。 指定補償金管理機関は、 文化庁長官の許可を受けなければ、 補償金管理 業務を廃
- 文化庁長官は、前項の許可をしたときは、その旨を官報で告示するものとする
- 指定は、前項の規定による告示があつた日の翌日以後は、 その効力を失う。
- (指定の取消し等)

2

- 第百四条の三十一 文化庁長官は、指定補償金管理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、
- その指定を取り消すものとする。

偽りその他不正の手段により指定を受けたとき。

- 第百四条の十九第三項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき
- 消すことができる。 文化庁長官は、指定補償金管理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その 指定を取
- 補償金管理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき
- 百四条の二十七まで又は前条第一項の規定に違反したとき。 第百四条の十九第五項、第百四条の二十二第一項若しくは第二項、第百四条の二十五から第
- 三 第百四条の二十三第一項の認可を受けた補償金管理業務規程によらないで補償金管理業務を 行つたとき。
- 第百四条の二十三第五項、第百四条の二十四第二項又は第百四条の二十九の規定による命令
- Ŧi. は虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しく に違反したとき。 第百四条の二十八第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告
- 文化庁長官は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を官報で告示するものと

3

- (廃止の許可又は指定の取消しの場合における経過措置) 指定は、前項の規定による取消しの告示があつた日の翌日以後は、 その効力を失う
- 第百四条の三十二 文化庁長官が第百四条の三十第一項の許可をした場合又は前条第一項若しくは 第二項の規定により指定を取り消した場合においてその後に新たに指定補償金管理機関の指定を
- 2 二項の規定により指定を取り消した場合における補償金管理業務に関する所要の経過措置 に関する経過措置を含む。)は、 指定を受けた指定補償金管理機関に引き継がなければならない。 したときは、当該許可又は取消しに係る指定補償金管理機関は、その補償金管理業務を、 前項に定めるもののほか、第百四条の三十第一項の許可をした場合又は前条第一項若しくは第 合理的に必要と判断される範囲内において、 政令で定める。 新たに (罰則
- 第二節 登録確認機関
- (登録確認機関による確認等事務の実施等)
- 第百四条の三十三 文化庁長官は、その登録を受けた者(以下この節において「登録確認機関」と 節、第百二十一条の三及び第百二十二条の二第三号において「確認等事務」という。) て同じ。)の規定による裁定及び補償金の額の決定に係る事務のうち次に掲げるもの いう。) に、第六十七条の三第一項(第百三条において準用する場合を含む。以下この節にお ることができる。 (以下この を行わ せ

を官報で告示するものとする

- 当該裁定の申請の受付 (第百四条の三十五第二項において「申請受付」という。) に関する
- をした者が第六十七条の三第一項第一号に該当するか否かの確認(以下この条及び第百四条の二 当該裁定の申請に係る著作物等が未管理公表著作物等に該当するか否か及び当該裁定の申請 三十五第二項において「要件確認」という。) に関する事務
- 三 第六十七条の三第一項の通常の使用料の額に相当する額の算出 料相当額算出」という。)に関する事務 (以下この節において「使用
- する書面に記載した要件確認及び使用料相当額算出の結果を考慮して、第六十七条の三第一項の行わないものとする。この場合において、文化庁長官は、登録確認機関が次項の規定により送付 文化庁長官は、前項の規定により登録確認機関に確認等事務を行わせるときは、確認等事務を
- 3 該要件確認及び使用料相当額算出の結果を記載した書面を添付して、文化庁長官に送付するもの 料相当額算出を行い、文部科学省令で定めるところにより、当該裁定の申請書及び添付資料に当登録確認機関は、第六十七条の三第一項の裁定の申請を受け付けたときは、要件確認及び使用 規定による裁定及び補償金の額の決定を行わなければならない。 4
- 合を含む。)の規定は、文化庁長官が第二項後段の規定により補償金の額の決定を行う場合につ 第七十一条(第二号中第六十七条の三第一項に係る部分に限り、第百三条において準用する場 6 5

(登録の手続及び要件等)

第百四条の三十四 前条第一項の登録 行おうとする者の申請により行う。 (以下この節において「登録」という。) は、 確認等事務を

- 登録を受けようとする者は、文部科学省令で定めるところにより、 請書を文化庁長官に提出しなければならない。 次に掲げる事項を記載した
- たる事務所の所在地) 登録を受けようとする者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、 代表者の氏名及び主
- その他文部科学省令で定める事項
- ものとする。 文化庁長官は、登録の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、登録をする
- る経験を有する者が一人以上含まれていること。 確認等事務に従事する者のうちに文部科学省令で定める著作権及び著作隣接権の管理に関す
- 令で定めるものを有する者が一人以上含まれていること。 確認等事務に従事する者のうちに使用料相当額算出に必要な知識及び経験として文部科学省
- 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。
- 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、 り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者 その執行を終
- 算して二年を経過しない者(登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消し一 第百四条の四十五第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起 であつた者でその取消しの日から二年を経過しないものを含む。) の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員

2

- 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの
- 項を記載してするものとする。 文化庁長官は、登録をしたときは、 録は、登録確認機関登録簿に、第二項第一号に掲げる事項その他の文部科学省令で定める事 前項に規定する事項(文部科学省令で定めるものを除く。)
- を官報で告示するものとする。
- 8 文化庁長官に届け出なければならない。 登録確認機関は、第二項各号に掲げる事項を変更するときは、その二週間前までに、 文化庁長官は、第六項に規定する事項について前項の規定による届出があつたときは、 その旨を その旨

(確認等事務規程

- 第百四条の三十五 登録確認機関は、確認等事務の実施に関する規程(以下この条及び次条にお て「確認等事務規程」という。)を定め、確認等事務の開始前に、 だばならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 文化庁長官の認可を受けなけ
- 2 方法その他文部科学省令で定める事項を定めなければならない。 確認等事務規程には、申請受付及び要件確認に関する事務の実施の方法、 使用料相当額算出
- 掲げる者の意見を聴かなければならない。 項において「算出方法規程」という。)について第一項の認可を申請しようとするときは、 登録確認機関は、確認等事務規程(使用料相当額算出の方法に係る部分に限る。 次項及び 次に
- 著作権等管理事業者
- いて著作権者又は著作隣接権者の利益を代表すると認められるもの 著作権者又は著作隣接権者を構成員とする団体(その連合体を含む。)であつて、 国内に
- てはならない。 ると認めるときでなければ、当該算出方法規程を含む確認等事務規程について第一項の認可をし、 文化庁長官は、算出方法規程が第六十七条の三第一項の規定の趣旨を考慮した適正なものであ
- は、文化審議会に諮問しなければならない。 文化庁長官は、算出方法規程を含む確認等事務規程について第一項の認可をしようとするとき
- 当となつたと認めるときは、登録確認機関に対し、その確認等事務規程を変更すべきことを命ず ることができる。 文化庁長官は、第一項の認可をした確認等事務規程が確認等事務の適正かつ確実な実施上不適

(確認等事務の実施に係る義務)

第百四条の三十六 登録確認機関は、確認等事務を、 び前条第一項の認可を受けた確認等事務規程に従つて実施しなければならない (役員の選任及び解任) 公正に、 かつ、 文部科学省令で定める基準及

第百四条の三十七 きは、遅滞なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。 (定期報告) 登録確認機関が法人である場合において、その役員を選任し、 又は解任したと

- 第百四条の三十八 登録確認機関は、確認等事務の実施状況について、 ろにより、定期的に、文化庁長官に報告しなければならない。
- (財務諸表等の作成、備置き及び閲覧等) 文部科学省令で定めるとこ
- **第百四条の三十九** 登録確認機関は、毎事業年度、当該事業年度の終了後三月以内に、文部科学省 科学省令で定める事項を記載し、又は記録し、五年間事務所に備え置かなければならない。 並びに事業報告書(これらの作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁 令で定めるところにより、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書 的記録を含む。次項及び第百二十五条において「財務諸表等」という。)を作成し、これに文部
- 請求をするには、当該登録確認機関の定めた費用を支払わなければならない。 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の

時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる

第六十七条の三第一項の裁定を受けようとする者その他の利害関係人は、登録確認機関の業務

- 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事
- 算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を 前号の電磁的記録に記録された事項を登録確認機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を 以下この号において同じ。)と当該事項の提供を受けようとする者の使用に係る電子計

利用する方法であつて文部科学省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記 した書面の交付の請求

(帳簿の備付け等)

第百四条の四十 登録確認機関は、確認等事務について、 簿を備え、これに文部科学省令で定める事項を記載し、 (報告徴収及び立入検査) これを保存しなければならない。 文部科学省令で定めるところにより、 帳

第百四条の四十一 若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。その職員に、登録確認機関の事務所その他必要な場所に立ち入り、確認等事務に関し質問させ、 いて、登録確認機関に対し、 文化庁長官は、 確認等事務に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は 確認等事務の適正かつ確実な実施を確保するために必要な限度

第百四条の二十八第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第百四条の四十二 文化庁長官は、登録確認機関が第百四条の三十四第三項各号のいずれかに適合 置を講ずべきことを命ずることができる。 しなくなつたと認めるときは、当該登録確認機関に対し、 これらの規定に適合するため必要な措 2

第百四条の四十三 文化庁長官は、 するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。に違反していると認めるときは、当該登録確認機関に対し、その確認等事務の実施の方法を改善 (改善命令) 登録確認機関が実施する確認等事務が第百四条の三十六の規定

第百四条の四十四 登録確認機関は、文化庁長官の許可を受けなければ、 (確認等事務の休廃止) 確認等事務を休止 Ļ 又

は廃止してはならない。

3 録は、その効力を失う。 文化庁長官が第一項の規定により確認等事務の廃止を許可したときは、 文化庁長官は、前項の許可をしたときは、その旨を官報で告示するものとする。 当該登録確認機関の登

(登録の取消し等

第百四条の四十五 文化庁長官は、登録確認機関が次の各号のいずれかに該当するときは、 録を取り消すものとする。 その登

偽りその他不正の手段により登録を受けたとき

又は期間を定めて確認等事務の停止を命ずることができる。 文化庁長官は、登録確認機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、一 第百四条の三十四第四項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。

項、第百四条の四十又は前条第一項の規定に違反したとき。第百四条の三十四第七項、第百四条の三十七、第百四条の三十八、第百四条の三十九第

したとき 第百四条の三十五第六項、第百四条の四十二又は第百四条の四十三の規定による命令に違反

正当な理由がないのに第百四条の三十九第二項の規定による請求を拒んだとき。

をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しく は虚偽の答弁をし、 第百四条の四十一第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告 若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

その旨を官報で告示するものとする。 文化庁長官は、前二項の規定により登録を取り消し、 又は確認等事務の停止を命じたときは、

(文化庁長官による確認等事務の実施)

第百四条の四十六 文化庁長官は、登録確認機関が第百四条の四十四第一項の許可を受けて確認等 他の事由により確認等事務を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるとき 事務を休止し、若しくは廃止したとき、 若しくは登録確認機関に対し確認等事務の停止を命じたとき、又は登録確認機関が天災その 確認等事務を自ら行うことができる 前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消

2 確認等事務を行わないこととするときは、その旨を官報で告示するものとする。 文化庁長官は、前項の規定により確認等事務を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた

3 ぎその他の必要な事項は、文部科学省令で定める。 文化庁長官が第一項の規定により確認等事務を行うこととした場合における確認等事務の引継

第百四条の四十七 該登録確認機関に納付しなければならない。この場合において、納付された手数料は、当該登録 三条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、同項の政令で定める額の手数料を当 確認機関の収入とする。 定を受けようとする者は、同条第六項において準用する第六十七条第四項(これらの 登録確認機関が確認等事務を行う場合においては、第六十七条の三第 規定を第百

紛争処理

(著作権紛争解決あつせん委員)

第百五条 この法律に規定する権利に関する紛争につきあつせんによりその解決を図るため、 庁に著作権紛争解決あつせん委員(以下この章において「委員」という。)を置く。 文化

ら、事件ごとに三人以内を委嘱する。 委員は、文化庁長官が、著作権又は著作隣接権に係る事項に関し学識経験を有する者のうち

(あつせんの申請)

第百六条 この法律に規定する権利に関し紛争が生じたときは、 つせんの申請をすることができる。 当事者は、 文化庁長官に対

Ļ

あ

(手数料)

第百七条 あつせんの申請をする者は、 ならない。 実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなけ

2 (あつせんへの付託) 前項の規定は、 同項の規定により手数料を納付すべき者が国であるときは、 適用しな

第百八条 文化庁長官は、第百六条の規定に基づき当事者の双方からあつせんの申請があつたと き、又は当事者の一方からあつせんの申請があつた場合において他の当事者がこれに同意したと

きは、委員によるあつせんに付するものとする。 文化庁長官は、前項の申請があつた場合において、事件がその性質上あつせんをするのに適当

でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりにあつせんの申請をしたと認めるとき

は、あつせんに付さないことができる。

第百九条 委員は、当事者間をあつせんし、 されるように努めなければならない。 双方の主張の要点を確かめ、 実情に即して事件が解決

2 委員は、事件が解決される見込みがないと認めるときは、 (報告等) あつせんを打ち切ることができる

2 委員は、前条の規定によりあつせんを打ち切つたときは、その旨及びあつせんを打ち切ること 第百十条 委員は、あつせんが終わつたときは、その旨を文化庁長官に報告しなければならない。 とした理由を、当事者に通知するとともに文化庁長官に報告しなければならない。

第百十一条 この章に規定するもののほか、 あつせんの手続及び委員に関し必要な事項は、 政 令で

第八章 権利侵害 (政令への委任)

(差止請求権)

第百十二条 著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、その著作者人格権、 権、 の侵害の停止又は予防を請求することができる。 出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、 そ

機械若しくは器具の廃棄その他の侵害の停止又は予防に必要な措置を請求することができる。し、侵害の行為を組成した物、侵害の行為によつて作成された物又は専ら侵害の行為に供された2.著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、前項の規定による請求をするに際

(侵害とみなす行為)

れた物を輸入する行為 人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害となるべき行為によつて作成さ一 国内において頒布する目的をもつて、輸入の時において国内で作成したとしたならば著作者

もつて所持する行為し、又は業として輸出し、若しくは業としての輸出の目的をし、若しくは頒布する旨の申出をし、又は業として輸出し、若しくは頒布の目的をもつて所持された物(前号の輸入に係る物を含む。)を、情を知つて、頒布し、頒布の目的をもつて所持二 著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為によつて作成二 著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為によつて作成

のであると認められるウェブサイト等ける侵害送信元識別符号等の提供の態様に照らし、公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するもける侵害送信元識別符号等が強調されていることその他の当該ウェブサイト等にお下れること、侵害送信元識別符号等が強調されていることその他の当該ウェブサイト等におれて、侵害著作物等に係る送信元識別符号等(以下この条及び第イ 当該ウェブサイト等において、侵害著作物等に係る送信元識別符号等(以下この条及び第

著作物等の利用のために用いられるものであると認められるウェブサイト等ブサイト等における侵害送信元識別符号等の提供の状況に照らし、主として公衆による侵害める割合、当該侵害送信元識別符号等の利用に資する分類又は整理の状況その他の当該ウェ等の数、当該数が当該ウェブサイト等において提供されている送信元識別符号等の総数に占等の数、当該数が当該ウェブサイト等において提供されている侵害送信元識別符号

誘導するものであると認められるプログラムログラムによる侵害送信元識別符号等の提供の態様に照らし、公衆を侵害著作物等に殊更にログラムによる侵害送信元識別符号等の提供の態様に照らし、公衆を侵害著作物等に殊更にす文言が表示されていること、侵害送信元識別符号等が強調されていることその他の当該プイ 当該プログラムによる送信元識別符号等の提供に際し、侵害送信元識別符号等の利用を促

次に掲げるプログラム

ために用いられるものであると認められるプログラムと書ど信元識別符号等の提供の状況に照らし、主として公衆による侵害著作物等の利用の当該侵害送信元識別符号等の利用に資する分類又は整理の状況その他の当該プログラムによ数、当該数が当該プログラムにより提供されている送信元識別符号等の総数に占める割合、ロ イに掲げるもののほか、当該プログラムにより提供されている侵害送信元識別符号等の

3 著作隣接権を侵害する行為とみなす。 が侵害著作物等であることを知つている場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理 元識別符号等の提供が行われている場合であつて、かつ、当該送信元識別符号等に係る著作物等 当該侵害著作物等利用容易化プログラムを用いて他人による侵害著作物等利用容易化に係る送信 情がある場合を除く。)を除く。)が、当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等において又は ウェブサイト等において、単に当該侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等の機会 る侵害送信元識別符号等の削除に関する請求に正当な理由なく応じない状態が相当期間にわたり ぎない者(著作権者等からの当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等において提供されてい 用容易化ウェブサイト等と侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等以外の相当数のウェブサイト であるにもかかわらず当該措置を講じない行為は、当該侵害著作物等に係る著作権、 がある場合において、当該侵害著作物等利用容易化を防止する措置を講ずることが技術的に可 期間にわたり継続していることその他の著作権者等の利益を不当に害すると認められる特別な事 を提供しているに過ぎない者(著作権者等からの当該侵害著作物等利用容易化プログラムにより 物等利用容易化プログラム以外の相当数のプログラムの公衆への提供等のために用いられている ト等とを包括しているウェブサイト等又は当該侵害著作物等利用容易化プログラム及び侵害著作 (当該公衆への提供等のために用いられているウェブサイト等とそれ以外の相当数のウェブサイ を除く。)を除く。)又は侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等を行つている者 継続していることその他の著作権者等の利益を不当に害すると認められる特別な事情がある場合 等とを包括しているウェブサイト等において、単に当該公衆への提示の機会を提供しているに過 提供されている侵害送信元識別符号等の削除に関する請求に正当な理由なく応じない状態が相当 侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等の公衆への提示を行つている者(当該侵害著作物等利

政令で定める要件に該当するものを含む。)をいう。相互の関係その他の事情に照らし公衆への提示が一体的に行われていると認められるものとして相互の関係その他の事情に照らし公衆への提示が一体的に行われていると認められるものとしてて同じ。)の集合物(当該集合物の一部を構成する複数のウェブページであつて、ウェブページた情報の閲覧の用に供される電磁的記録で文部科学省令で定めるものをいう。以下この項におい電子計算機を識別するために用いられる部分が共通するウェブページ(インターネットを利用し電子計算機を識別するために用いられる部分が共通するウェブページ(インターネットにおいて個々の・前二項に規定するウェブサイト等とは、送信元識別符号のうちインターネットにおいて個々の・

原を取得した時に情を知つていた場合に限り、当該著作権を侵害する行為とみなす。 た複製物を含む。)を業務上電子計算機において使用する行為は、これらの複製物を使用する権プログラムの著作物の複製物及び当該複製物の所有者によつて同条第一項の規定により作成されによつて第四十七条の三第一項の規定により作成された複製物並びに第一項第一号の輸入に係る5 プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によつて作成された複製物(当該複製物の所有者

出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

出版権又は著作権者等の利益を不当に害しない場合を除き、当該技術的利用制限手段に係る研究又は技術の開発の目的上正当な範囲内で行われる場合う行為は、技術的利用制限手段に係る研究又は技術の開発の目的上正当な範囲内で行われる場合を除く。)をいう。次項並びに第百二十条の二第一号及び第二号において同じ。)を行技術的利用制限手段の回避(技術的利用制限手段により制限されている著作物等の視聴を当該の技術的利用制限手段の回避(技術的利用制限手段により制限されている著作物等の視聴を当該

権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなす。

権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなす。

「電子計算機に対する指令であつて、当該指令のみによつて一の結果を得ることができるものを(電子計算機に対する指令であつて、当該指令のみによつて一の結果を得ることができるものを(電子計算機に対する指令であつて、当該指令のみによつて一の結果を得ることができるものをて、技術的保護手段の回避又は技術的利用制限手段の回避を行うことをその機能とする指令符号

は著作隣接権を侵害する行為とみなす。8.次に掲げる行為は、当該権利管理情報に係る著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又8.次に掲げる行為は、当該権利管理情報に係る著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又

権利管理情報として虚偽の情報を故意に付加する行為

- められる場合を除く。) な制約による場合その他の著作物又は実演等の利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認二 権利管理情報を故意に除去し、又は改変する行為(記録又は送信の方式の変換に伴う技術的

- 10 国内において頒布することを目的とする商業用レコード(以下この項において「国内頒布目的同業用レコードを国内において頒布する目的の変化の対抗の関係を国外において頒布することを目的とするもの(以下この項において「国外頒布目的商業用レコードを国内において頒布する目的をもつて所持する「大き国内において頒布目的商業用レコードを国内において頒布する目的をもつて所持する「大き国内において頒布目的商業用レコードを国内において頒布する目的をもつて所持する「大き国内において頒布目的商業用レコードを国内において頒布する目的をもつて所持する「大き国内において頒布目的商業用レコードを国内において頒布する目的をもつて所持する「大き国内において最初に発行された日から起算して七年を超えない範囲内において政府目的商業用レコードの国外頒布目的商業用レコードを国内において「国外頒布目的商業の関係を国内において頒布目の商業ので設定を関係を国内において関布する目的をもつて所持する「大き国内において頒布目的商業の関係を国内において頒布目の商業の関係を国内において通行という。」は、「大き国内のでは、当該国外頒布目的商業のでは、「大き国内のでは、「大き用のでは、「大き国内のでは、「大き国内のでは、「大き国内のでは、「大き国内のでは、「大き国内のでは、「大き国内のでは、「大き国内のでは、「大き国内のでは、「大き国内のでは、「大き国内のでは、「大き国内のでは、「大き国内のでは、「大き国内のでは、「大き国内ので
- 侵害する行為とみなす。1 著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を1 著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を

(善意者に係る譲渡権の特例)

第百十三条の二 著作物の原作品若しくは複製物(映画の著作物の複製物(映画の著作物において、複製されている著作物の原作品若しくは複製物、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物を公衆に譲渡作物の原作品若しくは複製物、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物がそれざれ第二十六条の二第二項各号、第九十五条の二第三項各号又は第九十七条の二第二項各号のいぞれ第二十六条の二第二項各号、第九十五条の二第三項各号又は第九十七条の二第二項各号のいぞれ第二十六条の二第二項各号、第九十五条の二第三項各号又は第九十七条の二第二項各号のいぞれ第二十六条の二第二項合号、第九十五条の二第一項とは最関物の譲渡を受けた時において、対象では、第二十六条の二第一項、第九十五条の二第一項とは、当該映画の著作物の複製物(映画の著作物において、複製されている著作物の原作品若しくは複製物(映画の著作物の複製物(映画の著作物において、第百十三条の二 著作物の原作品若しくは複製物(映画の著作物の複製物(映画の著作物において、

惧害の額の推定等

- 各号に掲げる額の合計額を、著作権者等が受けた損害の額とすることができる。 ては、送信可能化を含む。同号において「侵害組成公衆送信」という。)を行つたときは、次の物」という。)を譲渡し、又はその侵害の行為を組成する公衆送信(自動公衆送信の場合にあつ物」という。)を譲渡し、又はその侵害の行為を組成する公衆送信(自動公衆送信の場合にあつり、という。)に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求 第 第 百十四条 著作権者等が故意又は過失により自己の著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者
- 信して作成した著作物又は実演等の複製物(以下この号において「侵害受信複製物」という。)一 譲渡等数量(侵害者が譲渡した侵害作成物及び侵害者が行つた侵害組成公衆送信を公衆が受

- がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額量(同号において「特定数量」という。)を控除した数量)に、著作権者等がその侵害の行為を当該著作権者等が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量を当該者作権者等が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量物又は当該侵害受信複製物を販売するとした場合にその販売のために必要な行為を行う能力にの数量をいう。次号において同じ。)のうち販売等相応数量(当該著作権者等が当該侵害作成の数量をいう。次号において同じ。)のうち販売等相応数量(当該著作権者等が当該侵害作成
- する額の著に応じた当該著作権、出版権又は著作隣接権の行使につき受けるべき金銭の額に相当らの数量に応じた当該著作権、出版権又は著作隣接権の行使をし得たと認められない場合を除く。)におけるこれの著作権、出版権又は著作隣接権の行使をし得たと認められない場合を除く。)におけるこれ、 譲渡等数量のうち販売等相応数量を超える数量又は特定数量がある場合(著作権者等が、それが、 おれに関うできています。
- は著作隣接権者が受けた損害の額と推定する。がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、当該著作権者、出版権者又がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、当該著作権者、出版権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者権を侵害した者に対しその著作権、出版権又は著作隣接権者が故意又は過失によりその著作権、出版権又は著作隣接
- に相当する額を自己が受けた損害の額として、その賠償を請求することができる。接権を侵害した者に対し、その著作権、出版権又は著作隣接権の行使につき受けるべき金銭の額3 著作権者、出版権者又は著作隣接権者は、故意又は過失によりその著作権、出版権又は著作隣
- る。

  「著作権者又は著作隣接権者は、前項の規定によりその著作権又は著作隣接権を侵害した者に対す。

  「政治を持た。」とは著作対等の使用料の額(当該額の算出方法が複数あるときは、当該複数の算出方法によ権に係る著作物等の使用料の額(当該額の算出方法が複数あるときは、当該複数の算出方法によび著作権等管理事業者が定める同法第十三条第一項に規定する使用料規程のうちその侵害の行為に第一項に規定する管理委託契約に基づき著作権等管理事業者が管理するものであるときは、当該第一項に規定する管理委託契約に基づき著作権等管理事業者が管理するものであるときは、当該第一項に規定する管理委託契約に基づき著作権等管理事業者が管理するものであるときは、当該第一項に規定する管理委託契約に基づき著作権では著作隣接権を侵害した者に対する。
- こととなるその対価を考慮することができる。者との間でこれらの権利の行使の対価について合意をするとしたならば、当該著作権者等が得る者との間でこれらの権利の行使の対価について合意をするとしたならば、当該著作権者等が得るては著作隣接権の侵害があつたことを前提として当該著作権、出版権又は著作隣接権を侵害したけるべき金銭の額に相当する額を認定するに当たつては、著作権者等が、自己の著作権、出版権5、裁判所は、第一項第二号及び第三項に規定する著作権、出版権又は著作隣接権の行使につき受
- 所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。て、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判6 第三項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合におい

(具体的態様の明示義務)

- (書類の提出等) 第百十四条の二 著作者人格権、著作権、出版権者、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟第百十四条の二 著作者人格権、著作権、出版権者、実演家又は著作隣接権者が侵害の行為を組成したものにおいて、著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者が侵害の行為を組成したもの第百十四条の二 著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟
- おいてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。ずることができる。ただし、その書類の所持者又はその電磁的記録を利用する権限を有する者にあため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類又は電磁的記録の提出を命に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害の行為について立証す第百十四条の三 裁判所は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害
- 記録に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするた2 裁判所は、前項本文の申立てに係る書類若しくは電磁的記録が同項本文の書類若しくは電磁的

開示を求めることができない。 示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類又は電磁的記録の示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類又は電磁的記録を利用する権限を有する者にその提め必要があると認めるときは、書類の所持者又は電磁的記録を利用する権限を有する者にその提

- (鑑定人に対する当事者の説明義務) | 4 | 訴訟における当該侵害の行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。 | 3 | 5 | 前各項の規定は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る | 1 |

い。 は、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするため必要な事項について説明しなければならな は、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするため必要な事項について鑑定を命じたとき り、裁判所が当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項について鑑定を命じたとき 5第百十四条の四 著作権、出版権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てによ 5

(相当な損害額の認定)

(秘密保持命令)

- 第百十四条の六 裁判所は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害で応与事項の関語又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずる意業である。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定ことができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する正とができる。ただし、その申立ての時までに当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘できる。ことができる。ただし、その申立ての時までに当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する事権の事故できる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する事務を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。
- した書面でしなければならない。
  2 前項の規定による命令(以下「秘密保持命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載
- 秘密保持命令を受けるべき者
- 二 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足りる事実

ことができる。

三 前項各号に掲げる事由に該当する事実

- 生ずる。4 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する電子決定書の送達がされた時から、効力を4 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する電子決定書の送達がされた時から、効力を
- (秘密保持命令の取消し) 秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 命令の取消しの申立てをすることができる。 し、前条第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、秘密保持し、前条第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、秘密保持の (訴訟記録の存する裁判所がない場合にあつては、秘密保持命令を発した裁判所)に対第百十四条の七 秘密保持命令の申立てをした者又は秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存す
- てをした者及び相手方に送達しなければならない。 私密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その電子決定書をその申立
- 秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- した旨を通知しなければならない。保持命令を受けている者があるときは、その者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り消す裁判を保持命令を受けている者があるときは、その者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り消す裁判を した場合において、秘密保持命令の取消しの申立て裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をした場合において、秘密保持命令の取消しの申立て

(訴訟記録の閲覧等の請求の通知等)

- 第百十四条の八 秘密保持命令が発せられた訴訟(全ての秘密保持命令が取り消された訴訟を除第百十四条の八 秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立て当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立て当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立て当該訴訟において秘密保持命令が発せられた訴訟(全ての秘密保持命令が取り消された訴訟を除
- 密記載部分の閲覧等をさせてはならない。 ては、その請求の手続を行つた者に同項の秘では、その申立てについての裁判が確定するまでの間)、その請求の手続を行つた者に対する秘密保持命令の申立てがその日までにされた場合にあつ2 前項の場合において、裁判所書記官は、同項の請求があつた日から二週間を経過する日までの2
- (名誉回復等の措置)民事訴訟法第九十二条第一項の申立てをした当事者のすべての同意があるときは、適用しない。民事訴訟法第九十二条第一項の請求をした者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせることについて
- 行為又は第六十条若しくは第百一条の三の規定に違反する行為をした者に対し前条の請求をするる者に対し第百十二条の請求を、故意又は過失により著作者人格権又は実演家人格権を侵害するは実演家について第六十条又は第百一条の三の規定に違反する行為をする者又はするおそれがあ者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹をいう。以下この条において同じ。)は、当該著作者又第百十六条 著作者又は実演家の死後においては、その遺族(死亡した著作者又は実演家の配偶

- は実演家が遺言によりその順位を別に定めた場合は、その順序とする。 前項の請求をすることができる遺族の順位は、同項に規定する順序とする。ただし、 著作者又
- 3 ては、その存しなくなつた後)においては、その請求をすることができない。 の属する年の翌年から起算して七十年を経過した後(その経過する時に遺族が存する場合にあつ ることができる。この場合において、その指定を受けた者は、当該著作者又は実演家の死亡の日 (共同著作物等の権利侵害) 著作者又は実演家は、遺言により、遺族に代えて第一項の請求をすることができる者を指定す
- 第百十七条 共同著作物の各著作者又は各著作権者は、他の著作者又は他の著作権者の同意を得な の請求若しくは自己の持分に応じた不当利得の返還の請求をすることができる。 いで、第百十二条の規定による請求又はその著作権の侵害に係る自己の持分に対する損害の賠償 3
- 前項の規定は、共有に係る著作権又は著作隣接権の侵害について準用する。
- (無名又は変名の著作物に係る権利の保全)
- ことができる。ただし、著作者の変名がその者のものとして周知のものである場合及び第七十五 条第一項の実名の登録があつた場合は、この限りでない。 者人格権若しくは著作権の侵害に係る損害の賠償の請求若しくは不当利得の返還の請求を行なう の名をもつて、第百十二条、第百十五条若しくは第百十六条第一項の請求又はその著作物の著作 無名又は変名の著作物の発行者は、その著作物の著作者又は著作権者のために、自己
- 表示されている者は、その著作物の発行者と推定する。 無名又は変名の著作物の複製物にその実名又は周知の変名が発行者名として通常の方法により

- 第百十九条 著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者(第三十条第一項(第百二条第一項にお 若しくは実演等の複製を行つた者、第百十三条第二項、第三項若しくは第六項から第八項までのいて準用する場合を含む。第三項において同じ。)に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物 く。)は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者又は次項第三号若しくは第六号に掲げる者を除 害する行為とみなされる行為を行つた者、第百十三条第十項の規定により著作権若しくは著作隣 の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第百二十条の二第五号において同じ。)を侵 規定により著作権、出版権若しくは著作隣接権(同項の規定による場合にあつては、同条第九項
- 又はこれを併科する。 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、
- 又は実演家人格権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者を除く。) 著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者(第百十三条第八項の規定により著作者人格権
- 二 営利を目的として、第三十条第一項第一号に規定する自動複製機器を著作権、出版権又は著 作隣接権の侵害となる著作物又は実演等の複製に使用させた者 第百十三条第一項の規定により著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる
- 継続していたことその他の著作権者等の利益を不当に害すると認められる特別な事情がある場 等(第百十三条第四項に規定するウェブサイト等をいう。以下この号及び次号において同じ。) | 第百二十条 第六十条又は第百一条の三の規定に違反した者は、五百万円以下の罰金に処する。 侵害送信元識別符号等の削除に関する請求に正当な理由なく応じない状態が相当期間にわたり い者(著作権者等からの当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等において提供されている とを包括しているウェブサイト等において、単に当該公衆への提示の機会を提供したに過ぎな 容易化ウェブサイト等と侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等以外の相当数のウェブサイト 行為を行つた者 侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等の公衆への提示を行つた者(当該侵害著作物等利用
- めに用いられているウェブサイト等とそれ以外の相当数のウェブサイト等とを包括しているウ ェブサイト等又は当該侵害著作物等利用容易化プログラム及び侵害著作物等利用容易化プログ 侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等を行つた者(当該公衆への提供等のた

合を除く。)を除く。)

- 送信元識別符号等の削除に関する請求に正当な理由なく応じない状態が相当期間にわたり継続 ラム以外の相当数のプログラムの公衆への提供等のために用いられているウェブサイト等にお 除く。) を除く。) していたことその他の著作権者等の利益を不当に害すると認められる特別な事情がある場合を ない者(著作権者等からの当該侵害著作物等利用容易化プログラムにより提供されている侵害 いて、単に当該侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等の機会を提供したに過ぎ
- 又はこれを併科する。 六 第百十三条第五項の規定により著作権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、
- 画」という。) を、自ら有償著作物等特定侵害録音録画であることを知りながら行つて著作 画」という。)を、自ら有償著作物等特定侵害録音録画であることを知りながら行つて著作権デジタル方式の録音又は録画(以下この号及び次項において「有償著作物等特定侵害録音録 としたならば著作隣接権の侵害となるべきものを含む。)に係る自動公衆送信を受信して行う 又は著作隣接権を侵害する送信可能化(国外で行われる送信可能化であつて、国内で行われた る自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。) 隣接権を侵害しないものに限る。)をいう。)の著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行わ 録画された著作物又は実演等(著作権又は著作隣接権の目的となつているものに限る。)であ 又は著作隣接権を侵害した者 つて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの(その提供又は提示が著作権又は著作 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、録音録画有償著作物等(録音され、
- 二 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、著作物(著作権の目的となつているもの 権利(翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。)を除く。以下このの(その提供又は提示が著作権を侵害しないものに限る。)の著作権(第二十八条に規定する 号及び第五項において同じ。)を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であ 益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く。)を継続的に又は反復して行 う。)を、自ら有償著作物特定侵害複製であることを知りながら行つて著作権を侵害する行為 照らし軽微なものを除く。以下この号及び第五項において「有償著作物特定侵害複製」とい 製がされる部分の占める割合、当該部分が自動公衆送信される際の表示の精度その他の要素に タル方式の複製(録音及び録画を除く。以下この号において同じ。)(当該著作物のうち当該複 に限る。以下この号において同じ。)であつて有償で公衆に提供され、又は提示されているも (当該著作物の種類及び用途並びに当該有償著作物特定侵害複製の態様に照らし著作権者の て、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジ
- 4 むものと解釈してはならない。 音録画であることを重大な過失により知らないで行つて著作権又は著作隣接権を侵害した者を含 前項第一号に掲げる者には、有償著作物等特定侵害録音録画を、自ら有償著作物等特定侵害録
- 5 た者を含むものと解釈してはならない。 ることを重大な過失により知らないで行つて著作権を侵害する行為を継続的に又は反復して行つ 第三項第二号に掲げる者には、有償著作物特定侵害複製を、自ら有償著作物特定侵害複製であ
- | **第百二十条の二** 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の 罰金に処し、又はこれを併科する。
- 入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は当該プログラムを公衆送信し、若 製物を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもつて製造し、 護手段の回避若しくは技術的利用制限手段の回避を行うことをその機能とするプログラムの複 くは送信可能化する行為(当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する (当該装置の部品一式であつて容易に組み立てることができるものを含む。) 若しくは技術的保 技術的保護手段の回避若しくは技術的利用制限手段の回避を行うことをその機能とする装置 輸

場合にあつては、著作権等を侵害する行為を技術的保護手段の回避により可能とし、又は第百 | 2 前項の罪は、国外において同項の罪を犯した者にも適用する。 為を技術的利用制限手段の回避により可能とする用途に供するために行うものに限る。)をし 十三条第六項の規定により著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行

- 二 業として公衆からの求めに応じて技術的保護手段の回避又は技術的利用制限手段の回避を行
- 三 第百十三条第二項の規定により著作権、 出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる
- る著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者 営利を目的として、第百十三条第八項の規定により著作者人格権、著作権、出版権、 第百十三条第七項の規定により技術的保護手段に係る著作権等又は技術的利用制限手段に係 実演家
- みなされる行為を行つた者 人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者 営利を目的として、第百十三条第十項の規定により著作権又は著作隣接権を侵害する行為と
- 第百二十一条 著作者でない者の実名又は周知の変名を著作者名として表示した著作物の複製物 又はこれを併科する。 著作物の複製物を含む。)を頒布した者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、 (原著作物の著作者でない者の実名又は周知の変名を原著作物の著作者名として表示した二次的 3
- 第百二十一条の二 次の各号に掲げる商業用レコード(当該商業用レコードの複製物(二以上の段 円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 おいて当該複製、頒布、所持又は申出を行つた者を除く。)は、一年以下の拘禁刑若しくは百万(当該各号の原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して七十年を経過した後に 頒布し、その複製物を頒布の目的をもつて所持し、又はその複製物を頒布する旨の申出をした者 階にわたる複製に係る複製物を含む。)を含む。)を商業用レコードとして複製し、その複製物を 4
- 界貿易機関の加盟国の国民又はレコード保護条約の締約国の国民(当該締約国の法令に基づい 八条各号のいずれかに該当するものを除く。)の原盤の提供を受けて製作した商業用レコード て設立された法人及び当該締約国に主たる事務所を有する法人を含む。)であるレコード製作 国外において商業用レコードの製作を業とする者が、実演家等保護条約の締約国の国民、世 国内において商業用レコードの製作を業とする者が、レコード製作者からそのレコード (第
- 第百二十二条 第四十八条又は第百二条第二項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処す 第百二十一条の三 第百四条の四十五第二項の規定による確認等事務の停止の命令に違反したとき は、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

者からそのレコード(第八条各号のいずれかに該当するものを除く。)の原盤の提供を受けて

- 第百二十二条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円 以下の罰金に処する。
- しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。第百四条の二十七又は第百四条の四十の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、 若
- 二 第百四条の二十八第一項又は第百四条の四十一第一項の規定による報告若しくは資料の提出 妨げ、若しくは忌避したとき。 問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、 をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又はこれらの規定による質
- 三 第百四条の三十第一項又は第百四条の四十四第一項の許可を受けないで、補償金管理業務又 確認等事務を廃止したとき。
- 第百二十二条の三 秘密保持命令に違反した者は、 又はこれを併科する 五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金

- | 第百二十三条 第百十九条第一項から第三項まで、第百二十条の二第三号から第六号まで、 十一条の二及び前条第一項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。 第百二
- 供若しくは提示により著作権者等の得ることが見込まれる利益を害する目的で、次の各号のいず れかに掲げる行為を行うことにより犯した第百十九条第一項の罪については、適用しない。 前項の規定は、次に掲げる行為の対価として財産上の利益を受ける目的又は有償著作物等の

2

- 利益が不当に害されることとなる場合に限る。)。 事情に照らして、当該有償著作物等の提供又は提示により著作権者等の得ることが見込まれる (当該有償著作物等の種類及び用途、当該譲渡の部数、当該譲渡又は公衆送信の態様その他 送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。次号において同じ。)を行うこと 有償著作物等について、原作のまま複製された複製物を公衆に譲渡し、又は原作のまま公衆
- 一 有償著作物等について、原作のまま複製された複製物を公衆に譲渡し、又は原作のまま公衆 送信を行うために、当該有償著作物等を複製すること(当該有償著作物等の種類及び用途、当 権者等の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる場合に限る。)。 該複製の部数及び態様その他の事情に照らして、当該有償著作物等の提供又は提示により著作
- ことができる。ただし、第百十八条第一項ただし書に規定する場合及び当該告訴が著作者の明 あつては、国内で行われたとしたならばこれらの権利の侵害となるべきもの)を除く。)をいう。 提供又は提示が著作権、出版権又は著作隣接権を侵害するもの(国外で行われた提供又は提示に となつているものに限る。)であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの(その した意思に反する場合は、この限りでない。 無名又は変名の著作物の発行者は、その著作物に係る第一項に規定する罪について告訴をする 前項に規定する有償著作物等とは、著作物又は実演等(著作権、出版権又は著作隣接権の目的
- 第百二十四条 法人の代表者 (法人格を有しない社団又は財団の管理人を含む。) 又は法人若しく その人に対して各本条の罰金刑を科する。 の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、 は人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定
- 円以下の罰金刑 第百十九条第一項若しくは第二項第三号から第六号まで又は第百二十二条の三第一項
- 二 第百十九条第二項第一号若しくは第二号、第百二十条から第百二十一条の二まで又は第百二 十二条 各本条の罰金刑
- 2 合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。 理人がその訴訟行為につきその社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場 法人格を有しない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管
- 3 対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴又は告訴の取消しは、 ても効力を生ずるものとする。 第一項の場合において、当該行為者に対してした告訴又は告訴の取消しは、その法人又は人に 当該行為者に対し
- 4 につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての 第一項の規定により第百十九条第一項若しくは第二項又は第百二十二条の三第一項の違反行為
- 第百二十五条 第百四条の三十九第一項の規定に違反して財務諸表等を作成せず、財務諸表等に記 は、当該違反行為をした者は、二十万円以下の過料に処する。財務諸表等を備え置かず、又は正当な理由がないのに同条第二項の規定による請求を拒んだとき 載すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、若しくは

第一条 この法律は、 昭和四十六年一月一日から施行する。

第二条 際現に改正前の著作権法 (適用範囲についての経過措置)

この法律の施行の際現に旧法による著作権の一部が消滅している著作物については、 いては、適用しない。 新法中こ

2

(以下「旧法」という。) による著作権の全部が消滅している著作物に(以下「新法」という。) 中著作権に関する規定は、この法律の施行の

れに相当する著作権に関する規定は、 適用しない。

3 までの規定を含む。)を適用する。 十五条、第九十五条の三第三項及び第四項、第九十七条並びに第九十七条の三第三項から第五項 条及び第八条の規定にかかわらず、著作権法中著作隣接権に関する規定(第九十四条の二、第九 ものを除く。)でこの法律の施行の際現に旧法による著作権が存するものについては、新法第七 この法律の施行前にその音が最初に固定されたレコード(新法第八条各号のいずれかに該当する この法律の施行前に行われた実演(新法第七条各号のいずれかに該当するものを除く。)又は 4 3

(国等が作成した翻訳物等についての経過措置)

されているものについては、当該出版権の存続期間内に限り、 (法人名義の著作物等の著作者についての経過措置) 新法第十三条第四号に該当する著作物でこの法律の施行の際現に旧法による出版権が設定 同号の規定は、 適用しない。

新法第十五条及び第十六条の規定は、この法律の施行前に創作された著作物については、

(映画の著作物等の著作権の帰属についての経過措置)

第五条 この法律の施行前に創作された新法第二十九条に規定する映画の著作物の著作権の帰属に ついては、なお従前の例による。

五条の規定により生じた効力を妨げない に嘱託によつて創作された肖像写真の著作物の著作権の帰属について旧法第二十四条又は第二十 新法の規定は、この法律の施行前に著作物中に挿入された写真の著作物又はこの法律の施行前

(自動複製機器についての経過措置)

第五条の二 著作権法第三十条第一項第一号及び第百十九条第二項第二号の規定の適用について のを含まないものとする。 当分の間、これらの規定に規定する自動複製機器には、専ら文書又は図画の複製に供するも

(公開の美術の著作物についての経過措置)

的に設置されている美術の著作物の著作権者は、その設置による当該著作物の展示を許諾したも第六条 この法律の施行の際現にその原作品が新法第四十五条第二項に規定する屋外の場所に恒常

(著作物の保護期間についての経過措置)

による著作権の存続期間が新法第二章第四節の規定による期間より長いときは、なお従前の例に第七条 この法律の施行前に公表された著作物の著作権の存続期間については、当該著作物の旧法

(翻訳権の存続期間についての経過措置)

第八条 この法律の施行前に発行された著作物については、 その効力を有する 旧法第七条及び第九条の規定は、 なお

(著作権の処分についての経過措置)

に該当する場合を除き、これに相当する新法の著作権の譲渡その他の処分とみなす。第九条 この法律の施行前にした旧法の著作権の譲渡その他の処分は、附則第十五条第 附則第十五条第 項の規定

(合著作物についての経過措置)

第十条 この法律の施行前に二人以上の者が共同して創作した著作物でその各人の寄与を分離して その効力を有する。 個別的に利用することができるものについては、 旧法第十三条第一項及び第三項の規定は、 なお

2 著作物とみなす 前項の著作物は、 新法第五十一条第二項又は第五十二条第一項の規定の適用については、

共同

(裁定による著作物の利用についての経過措置)

第十一条 に録音されている音楽の著作物の他の商業用レコードの製作のための録音については、適用しな 新法第六十九条の規定は、この法律の施行前に国内において販売された商業用レコード

とみなして、新法第七十二条及び第七十三条の規定を適用する。 は、新法第六十八条第一項又は第六十七条第一項の規定に基づき文化庁長官が定めた補償金の ることができることとされた者は、なお従前の例により当該著作物を利用することができる。 旧法第二十二条ノ五第二項又は第二十七条第二項の見至こ基づき文化庁長官が定めた補償金の額3ことができることとされた者に、たま役首の負し。- ^\* 旧法第二十二条ノ五第二項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定により著作物を利用

の施行前に知つているときは、新法第七十二条第一項に規定する期間は、この法律の施行の日 ら起算する。 前項の場合において、当該償金の額について不服のある当事者が裁定のあつたことをこの

(登録についての経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした旧法第十五条の著作権の登録、実名の登録及び第一発行年月日 当する新法第七十五条から第七十七条までの登録に関する処分又は手続とみなす。 の登録に関する処分又は手続は、附則第十五条第三項の規定に該当する場合を除き、 これらに相

は、旧法第三十五条第五項の規定は、なおその効力を有する。 この法律の施行の際現に旧法第十五条第三項の著作年月日の登録がされている著作物について

(出版権についての経過措置)

2

第十三条 この法律の施行前に設定された旧法による出版権でこの法律の施行の際現に存するもの は、 新法による出版権とみなす。

2 この法律の施行前にした旧法第二十八条ノ十の出版権の登録に関する処分又は手続は、 相当する新法第八十八条の登録に関する処分又は手続とみなす。

3 十八条ノ三から第二十八条ノハまでの規定は、なおその効力を有する。 第一項の出版権については、新法第八十条から第八十五条までの規定にかかわらず、 旧 法第二

第十四条 削除

(著作隣接権についての経過措置)

第十五条 この法律の施行前にした旧法の著作権の譲渡その他の処分で、この法律の施行前に行わ 新法中著作隣接権に関する規定が適用されることとなるものに係るものは、新法のこれに相当すれた実演又はこの法律の施行前にその音が最初に固定されたレコードでこの法律の施行の日から る著作隣接権の譲渡その他の処分とみなす。

2 条の規定による期間の満了する日後の日であるときは、同条の規定にかかわらず、旧法による著 係る著作隣接権の存続期間は、旧法によるこれらの著作権の存続期間の満了する日が新法第百一 の日であるときは、その七十年を経過する日)までの間とする。 作権の存続期間の満了する日(その日がこの法律の施行の日から起算して七十年を経過する日後 前項に規定する実演又はレコードでこの法律の施行の際現に旧法による著作権が存するものに

3 処分又は手続とみなす。 作権の登録に関する処分又は手続は、これに相当する新法第百四条の著作隣接権の登録に関する この法律の施行前に第一項に規定する実演又はレコードについてした旧法第十五条第一項の著

(複製物の頒布等についての経過措置)

4

附則第十条第一項及び第十二条第二項の規定は、

第一項に規定する実演又はレコードにつ

いて

第十六条 この法律の施行前に作成した著作物、実演又はレコードの複製物であつて、 らば適法なものとなるべきものは、これらの規定に定める複製の目的の範囲内において、使用 第三節第五款(新法第百二条第一項において準用する場合を含む。)の規定を適用するとしたな 適用しない し、又は頒布することができる。この場合においては、新法第百十三条第一項第二号の規定は、 新法第二章

(権利侵害についての経過措置)

第十七条 この法律の施行前にした旧法第十八条第一項若しくは第二項の規定に違反する行為又は 十三条、第三十四条、第三十五条第一項から第四項まで、第三十六条及び第三十六条ノニの規定四条及び第八章の規定にかかわらず、なお旧法第十二条、第二十八条ノ十一、第二十九条、第三 の例による。 旧法第三章に規定する偽作に該当する行為(出版権を侵害する行為を含む。)については、第十

(罰則についての経過措置)

第十八条 則 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 (昭和五三年五月一八日法律第四九号)

なお従前の例による。

について効力を生ずる日から施行する。 この法律は、許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約が日本国 (施行期日) 5

2 た著作権法第八条第六号に掲げるレコードについては、適用しない。 改正後の著作権法中著作隣接権に関する規定は、この法律の施行前にその音が最初に固定され

#### (施行期日) 附 則 (昭和五六年五月一九日法律第四五号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

1

## (昭和五八年一二月二日法律第七八号)

この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他このの日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関 法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることがで この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行 4

#### 附 (昭和五九年五月一日法律第二三号) 抄

(施行期日)

(施行期日)

この法律は、 公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

### 則 (昭和五九年五月二五日法律第四六号)

この法律は、昭和六十年一月一日から施行する。

(暫定措置法の廃止)

2 商業用レコードの公衆への貸与に関する著作者等の権利に関する暫定措置法 (昭和五十八年法

(暫定措置法の廃止に伴う経過措置)

律第七十六号。以下「暫定措置法」という。)は、廃止する。

- 3 た者は、改正後の著作権法第二十六条の二、第九十五条の二及び第九十七条の二の規定にかかわ。この法律の施行前に暫定措置法の規定により商業用レコードの公衆への貸与について許諾を得 及びレコードを当該商業用レコードの貸与により公衆に提供することができる。 らず、その許諾に係る条件の範囲内において当該商業用レコードに複製されている著作物、 実演
- 4 この法律の施行前にした暫定措置法第四条第一項の規定に違反する行為については、 (これに基づく政令を含む。) の規定は、なおその効力を有する。 暫定措置

### (昭和六〇年六月一四日法律第六二号) 抄

(施行期日)

正規定及び第七十八条第一項の改正規定並びに附則第六項の規定は、 この法律は、昭和六十一年一月一日から施行する。ただし、第七十六条の次に一条を加える改 の二に規定する法律の施行の日から施行する。 改正後の著作権法第七十八 1

(職務上作成する著作物についての経過措置)

- 2 この法律の施行前に創作された著作物については、なお従前の例による。 (創作年月日登録についての経過措置) 改正後の著作権法第十五条の規定は、この法律の施行後に創作された著作物について適用
- 3 過する日までの間は、同項ただし書の規定は、適用しない。 ムの著作物に係る著作権法第七十六条の二第一項の登録については、その施行の日から三月を経 改正後の著作権法第七十八条の二に規定する法律の施行の日前六月以内に創作されたプログラ

(プログラムの著作物の複製物の使用についての経過措置)

4 作物の複製物であつて、改正後の著作権法第四十七条の二の規定を適用するとしたならば適法で あり、かつ、保存し得るべきものとなるものについては、適用しない。 改正後の著作権法第百十三条第二項の規定は、この法律の施行前に作成されたプログラムの著

(罰則についての経過措置)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## (昭和六一年五月二三日法律第六四号)

(施行期日)

1

2

この法律は、昭和六十二年一月一日から施行する。

(有線放送のための映画の著作物の著作権の帰属についての経過措置)

著作権の帰属については、なお従前の例による。 この法律の施行前に創作された改正後の著作権法第二十九条第三項に規定する映画の著作物

(有線放送事業者又は実演家に係る著作隣接権についての経過措置)

るものを除く。)については、適用しない。 の有線放送において送信された実演(同法第七条第一号から第三号までに規定する実演に該当す 十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。)は、この法律の施行前に行われた有線放送又はそ 著作権法中有線放送事業者又は実演家に係る著作隣接権に関する規定(第九十五条並びに第九

(罰則についての経過措置)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 抄 なお従前の例による。

#### 附 則 (昭和六一年五月二三日法律第六五号)

(施行期日)

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

1

則 (昭和六三年一一月一日法律第八七号)

(施行期日)

2

- 経過措置) この法律は、 公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
- については、適用しない。 改正後の著作権法第百二十一条第二号の規定は、この法律の施行後に行われる次に掲げる行為
- の属する年の翌年から起算して二十年を経過する日(次号において「改正前の禁止期間経過 号において「特定外国原盤商業用レコード」という。)で、当該原盤に音を最初に固定した日 物を頒布する行為 日」という。)がこの法律の施行前であるものを商業用レコードとして複製し、 条各号のいずれかに該当するものを除く。)の原盤の提供を受けて製作した商業用レコード(次 国内において商業用レコードの製作を業とする者がレコード製作者からそのレコード(第八 又はその複製
- 改正前の禁止期間経過日がこの法律の施行前であるものを頒布する行為 改正前の禁止期間経過日以前に特定外国原盤商業用レコードを複製した商業用レコードで、

## (平成元年六月二八日法律第四三号)

効力を生ずる日から施行する。 この法律は、実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約が日本国について

(条約により保護の義務を負う実演等についての経過措置)

- 2 七条の規定を含む。)は、次に掲げるものについては、適用しない。 改正後の著作権法(以下「新法」という。)中著作隣接権に関する規定(第九十五条及び第九
- この法律の施行前に行われた新法第七条第五号に掲げる実演
- 規定するもの以外のもの この法律の施行前にその音が最初に固定された新法第八条第三号に掲げるレコードで次項に
- この法律の施行前に行われた新法第九条第三号に掲げる放送
- 3 ものについては、なお従前の例による。 ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約により我が国が保護の義務を負う この法律の施行前にその音が最初に固定された新法第八条第三号に掲げるレコードで許諾を得

(国内に常居所を有しない外国人であった実演家についての経過措置)

するものに係る実演家については、この限りでない。 常居所を有しない外国人であったものについては、適用しない。ただし、著作権法の施行前に行 定を含む。)は、この法律の施行前に行われた実演に係る実演家で当該実演が行われた際国内に著作権法中著作隣接権に関する規定(第九十五条並びに第九十五条の三第三項及び第四項の規 れた実演で同法の施行の際現に旧著作権法(明治三十二年法律第三十九号)による著作権が存

### 則 (平成三年五月二日法律第六三号)

(施行期日)

- この法律は、平成四年一月一日から施行する。
- 号に掲げる実演については、適用しない。 著作権法第九十五条の三の規定は、著作権法の一部を改正する法律(平成元年法律第四十三 次項第二号において「平成元年改正法」という。)の施行前に行われた著作権法第七条第五

3

- 著作権法第九十七条の三の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。
- 法律(昭和五十三年法律第四十九号)の施行前にその音が最初に固定されたもの 項第三号において「レコード保護条約」という。)により我が国が保護の義務を負うレコード (著作権法第八条第一号又は第二号に掲げるものを除く。) であって著作権法の一部を改正する 許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約(次号及び附則第五
- うものを除く。)であって平成元年改正法の施行前にその音が最初に固定されたもの 著作権法第八条第三号に掲げるレコード(レコード保護条約により我が国が保護の義務を負
- の例による。 十五条の三第二項に規定する期間経過商業用レコードに係る期間の起算日については、 いるものに限る。)を実演家又はレコード製作者が貸与により公衆に提供する権利に関する第九 | 第十五条 | 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置 に掲げる実演が録音されているもの及び第八条第一号又は第二号に掲げるレコードが複製されて 最初に販売された日がこの法律の施行前である商業用レコード(第七条第一号から第四号まで なお従前
- 5 改正後の第百二十一条の二の規定は、この法律の施行後に行われる次に掲げる行為について 適用しない。
- 複製し、その複製物を頒布し、又はその複製物を頒布の目的をもって所持する行為 複製物(二以上の段階にわたる複製に係る複製物を含む。)を含む。)を商業用レコードとして 三号において「昭和六十三年改正法」という。)の施行前であるもの(当該商業用レコードの 日」という。)が著作権法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第八十七号。次号及び第 の属する年の翌年から起算して二十年を経過する日(次号において「二十年の禁止期間経過 号において「特定外国原盤商業用レコード」という。)で、当該原盤に音を最初に固定した日 条各号のいずれかに該当するものを除く。)の原盤の提供を受けて製作した商業用レコード(次 国内において商業用レコードの製作を業とする者がレコード製作者からそのレコード(第八
- 二 二十年の禁止期間経過日以前に特定外国原盤商業用レコードを複製した商業用レコードで、 二十年の禁止期間経過日が昭和六十三年改正法の施行前であるものを頒布し、又は頒布の目的 をもって所持する行為

- 三 著作権法の施行地外において商業用レコードの製作を業とする者が実演家、レコード製作者 コードとして複製し、その複製物を頒布し、又はその複製物を頒布の目的をもって所持する 用レコードの複製物(二以上の段階にわたる複製に係る複製物を含む。)を含む。)を商業用レ の翌年から起算して二十年を経過する日が昭和六十三年改正法の施行前であるもの(当該商業 原盤の提供を受けて製作した商業用レコードで、当該原盤に音を最初に固定した日の属する年 であるレコード製作者からそのレコード(第八条各号のいずれかに該当するものを除く。)の 締約国の法令に基づいて設立された法人及び当該締約国に主たる事務所を有する法人を含む。) 及び放送機関の保護に関する国際条約又はレコード保護条約の締約国の国民(これらの条約
- この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### 附 (平成四年一二月一六日法律第一〇六号)

(施行期日)

6

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行す る。ただし、目次の改正規定、第七章を第八章とし、第六章を第七章とし、第五章を第六章と 項及び第三項に係る部分を除く。)及び附則第十七条の改正規定は、公布の日から施行する。 し、第四章の次に一章を加える改正規定(第百四条の四、第百四条の五並びに第百四条の八第
- 二第一項第一号の私的録音又は同項第二号の私的録画については、適用しない。 四第一項の特定機器により施行日前の購入に係る同項の特定記録媒体に行われる新法第百四条の という。)前の購入(小売に供された後の最初の購入に限る。以下同じ。)に係る新法第百四条の 改正後の著作権法(以下「新法」という。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」
- 附 則 (平成五年一一月一二日法律第当該特定記録媒体についても、同様とする。 定記録媒体に新法第百四条の二第一項第一号の私的録音又は同項第二号の私的録画を行う場合の たものとみなす。施行日以後の購入に係る同項の特定機器により施行日前の購入に係る同項の特 合には、当該特定機器は、新法第百四条の四第一項の規定により私的録音録画補償金が支払わ の特定記録媒体に新法第百四条の二第一項第一号の私的録音又は同項第二号の私的録画を行う場施行日前の購入に係る新法第百四条の四第一項の特定機器により施行日以後の購入に係る同項

## (平成五年一一月一二日法律第八九号)

抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。 (政令への委任)
- は、政令で定める。

### 附 則 (平成六年一二月一四日法律第一一二号)

(施行期日)

- から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (著作隣接権に関する規定の適用) この法律は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日の翌日
- 2 第一条の規定による改正後の著作権法(以下「新法」という。)第七条第四号に掲げる実演(同 年法律第六十三号。附則第四項において「平成三年改正法」という。) 附則第二項の規定は、適号。以下「平成元年改正法」という。) 附則第二項及び著作権法の一部を改正する法律(平成三 号に掲げる実演で次に掲げるものに対する著作権法中著作隣接権に関する規定(第九十五条の三 条第一号から第三号までに掲げる実演に該当するものを除く。)で次に掲げるもの又は同条第五 十一年法律第六十四号)附則第三項、著作権法の一部を改正する法律(平成元年法律第四十三 第三項及び第四項の規定を含む。)の適用については、著作権法の一部を改正する法律(昭和
- 世界貿易機関の加盟国において行われた実演

- 次に掲げるレコードに固定された実演
- レコードでこれに固定されている音が最初に世界貿易機関の加盟国において固定された国に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。)をレコード製作者とするレコード 世界貿易機関の加盟国の国民(当該加盟国の法令に基づいて設立された法人及び当該加盟
- されたものを除く。) 次に掲げる放送において送信された実演(実演家の承諾を得て送信前に録音され、 又は録画
- 世界貿易機関の加盟国の国民である放送事業者の放送
- 世界貿易機関の加盟国にある放送設備から行われた放送
- 定を含む。)の適用については、平成元年改正法附則第四項の規定は、適用しない。 あったものに対する著作権法中著作隣接権に関する規定(第九十五条の三第三項及び第四項の規 前項各号に掲げる実演に係る実演家で当該実演が行われた際国内に常居所を有しない外国人で 2
- 成三年改正法附則第三項の規定は、適用しない。 第五項までの規定を含む。)の適用については、平成元年改正法附則第二項及び第三項並びに平 次に掲げるレコードに対する著作権法中著作隣接権に関する規定(第九十七条の三第三項から
- 新法第八条第三号に掲げるレコードで次に掲げるもの
- 世界貿易機関の加盟国の国民をレコード製作者とするレコード
- レコードでこれに固定されている音が最初に世界貿易機関の加盟国において固定された
- 者の保護に関する条約(附則第六項において「レコード保護条約」という。)により我が国が 保護の義務を負うもの 著作権法第八条第五号に掲げるレコードで許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作
- 用については、平成元年改正法附則第二項の規定は、適用しない 新法第九条第三号に掲げる放送で次に掲げるものに対する新法中著作隣接権に関する規定の適 4
- 世界貿易機関の加盟国の国民である放送事業者の放送
- 世界貿易機関の加盟国にある放送設備から行われた放送
- (外国原盤商業用レコードの複製等についての経過措置)

法人及び当該締約国に主たる事務所を有する法人を含む。)である場合を除く。)であるレコード 目的をもって所持する行為であって、この法律の施行後に行われるものについては、 む。)を含む。)を商業用レコードとして複製し、その複製物を頒布し、又はその複製物を頒布の 行前であるもの(当該商業用レコードの複製物(二以上の段階にわたる複製に係る複製物を含 して二十年を経過する日が著作権法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第八十七号)の施受けて製作した商業用レコードで、当該原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算 製作者からそのレコード(新法第八条各号のいずれかに該当するものを除く。)の原盤の提供を 条約又はレコード保護条約の締約国の国民(これらの条約の締約国の法令に基づいて設立された る者が世界貿易機関の加盟国の国民(実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際 新法第百二十一条の二の規定は、著作権法の施行地外において商業用レコードの製作を業とす 適用しな 用しない。 (施行期日)

#### 則 (平成七年五月一二日法律第九一号) 抄

(施行期日)

一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行す

### (平成八年一二月二六日法律第一一七号) 抄

(施行期日)

この法律は、 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行す 2

(写真の著作物の保護期間についての経過措置)

2 真の著作物については、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が存するものに 改正後の著作権法中著作物の保護期間に関する規定(次項において「新法」という。)は、 写

> 作物については、なお従前の例による。 ついて適用し、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が消滅している写真の著

3 前の著作権法中著作物の保護期間に関する規定(以下「旧法」という。)による期間の満了する この法律の施行前に創作された写真の著作物の著作権の存続期間は、当該写真の著作物の改正 1が新法による期間の満了する日後の日であるときは、新法にかかわらず、 旧法による期間の

## (平成九年六月一八日法律第八六号)

了する日までの間とする。

(施行期日)

この法律は、平成十年一月一日から施行する。

(自動公衆送信される状態に置かれている著作物等についての経過措置)

自動公衆送信装置を用いて送信可能化する場合には、適用しない。 る状態に置いている者が異なる場合には、当該自動公衆送信される状態に置いている者)が当該 た者(当該送信可能化を行った者とこの法律の施行の際現に当該著作物、実演又はレコードを当 限る。以下この項において同じ。)又はレコードを、当該自動公衆送信に係る送信可能化を行っ 物、実演(改正前の著作権法(以下「旧法」という。)第九十二条第二項第二号に掲げるものに 該送信可能化に係る新法第二条第一項第九号の五の自動公衆送信装置を用いて自動公衆送信され 改正後の著作権法(以下「新法」という。)第二十三条第一項、第九十二条の二第一項又は 十六条の二の規定は、この法律の施行の際現に自動公衆送信される状態に置かれている著作

3 この法律の施行の際現に自動公衆送信される状態に置かれている実演(旧法第九十二条第二項 第二号に掲げるものを除く。)については、同条第一項の規定は、 の効力を有する。 この法律の施行後も、

(罰則についての経過措置)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

抄

## (平成一〇年六月一二日法律第一〇一号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

# (平成一一年五月一四日法律第四三号) 抄

第一条 この法律は、行政機関の保有する情報の公開に関する法 律 (平成十一年法律第四十二

第二条 第十一条の規定による改正後の著作権法第十八条第三項の規定は、この法律の施行前に著 以下「情報公開法」という。)の施行の日から施行する。 表されていないもの(その著作者の同意を得ないで公表された著作物を含む。)については、 作者が情報公開法第二条第一項に規定する行政機関又は地方公共団体に提供した著作物でまだ公 (著作権法の一部改正に伴う経過措置) 適

### (平成一一年六月二三日法律第七七号) 抄

(施行期日)

第百二十条の次に一条を加える改正規定、第百二十三条第一項の改正規定及び附則第五条の二の 加える改正規定、第三十条第一項の改正規定、第百十三条の改正規定、第百十九条の改正規定、 改正規定並びに附則第五項の規定は、平成十一年十月一日から施行する。 この法律は、平成十二年一月一日から施行する。ただし、第二条第一項第十九号の次に二号を

を除く。) の譲渡による場合には、 る権利を有する者の権利を害さずに作成されたものに限り、 録画物又はレコードの複製物(著作権法第二十一条、第九十一条第一項又は第九十六条に規定す 規定は、この法律の施行の際現に存する著作物の原作品若しくは複製物、実演の録音物若しくは 改正後の著作権法第二十六条の二第一項、第九十五条の二第一項及び第九十七条の二第一項 適用しない。 出版権者が作成した著作物の複製物

- | となっている著作物の複製物の頒布については、適用しない。| の法律の施行の際現に存するものを有する者が当該出版権の存続期間中に行う当該出版権の目的| 3 改正後の著作権法第二十六条の二第一項の規定は、この法律の施行前に設定された出版権でこ
- 前の例による。 していた者が行う当該出版権の存続期間中に作成した著作物の複製物の頒布については、なお従4 出版権(この法律の施行前に設定されたものに限る。)が消滅した後において当該出版権を有
- う 「女後男」を育すら背限りく別と男よらは食った手の男系は食りを清浄に男よらは食べる。第三項」とあるのは「第九十七条の二第三項」とする。第四項中「第九十五条の三第三項」とあるのは「第九十五条の二第三項」と、「第九十七条の三第四項中「第九十五条の三第三項」とあるのは「第九十五条の二第三項」と、「第九十七条の三第四項中「第九十五条の三項」とあるの法律の施行の日の前日までの間は、改正後の著作権法第百十三条
- 合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。7 この法律の施行前にした行為及び附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場

# 別 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

- 二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定(公布の日)法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第一)第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する)

# 附 則 (平成一一年一二月二二日法律第二二〇号) 抄

**一条** この注 (施行期日)

(政令への委任) 『明令への委任)

## 附 則 (平成一二年五月八日法律第五六号) 「条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、

(施行期日)

(損害額の認定についての経過措置)

- た事件については、適用しない。
  方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をし方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をしてある高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地2 第一条の規定による改正後の著作権法第百十四条の四の規定は、この法律の施行前に、第二審2 第一条の規定による改正後の著作権法第百十四条の四の規定は、この法律の施行前に、第二審
- (罰則についての経過措置)
- この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附 則 (平成一二年一一月二九日法律第一三一号) 抄

(施行期日)

から施行する。 第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、公布の日第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、公布の日

# 附 則 (平成一三年一二月五日法律第一四〇号) 抄

(施行期日)

(著作権法の一部改正に伴う経過措置)

| の(その著作者の同意を得ないで公表された著作物を含む。)については、適用しない。| は、前条の規定の施行前に著作者が独立行政法人等に提供した著作物でまだ公表されていないも| 第七条 | 前条の規定による改正後の著作権法第十八条第三項(第二号に係る部分に限る。) の規定

## 則 (平成一四年六月一九日法律第七二号) 抄

 1 この法律の (施行期日)

- 六項、第七項及び第九項の規定 実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約(以下定、第九十七条の改正規定、第九十七条の三の改正規定並びに附則第二項から第四項まで、第第七条の改正規定、第八条の改正規定、第九十五条の改正規定、第九十五条の三の改正規この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。
- 一日の五とし、第百条の三の次に一条を加える改正規定及び第百三条の改正規定 平成十五年一月の五とし、第百条の三の次に一条を加える改正規定、第四章第五節中第百条の四を第百条項の改正規定、第九十九条の四」を「第百条の五」に改める部分に限る。)、第八十九条第四「実演・レコード条約」という。)が日本国について効力を生ずる日
- 平成十五年一月一日のうちいずれか早い日 前二号に掲げる規定以外の規定 実演・レコード条約が日本国について効力を生ずる日又は

(著作隣接権に関する規定の適用)

2

- 第六十三号。以下「平成三年改正法」という。) 附則第二項の規定は、適用しない。 下「平成元年改正法」という。) 附則第二項及び著作権法の一部を改正する法律(平成三年法律下「平成元年改正法」という。) 附則第二項及び第四項の規定を含む。) の適用については、著作権法の一部を改正する法律(昭和六十一次に掲げるものに対する新法中著作隣接権に関する規定(第九十五条並びに第九十五条の三第三次に掲げる実演に該当するものを除く。) で次に掲げるもの又は同条第五号に掲げる実演で号までに掲げる実演に該当するものを除く。) で次に掲げるもの又は同条第五号に掲げる実演で
- 実演・レコード条約の締約国において行われた実演
- 一 次に掲げるレコードに固定された実演

政令で定める。

- れたもの
  ローレコードでこれに固定されている音が最初に実演・レコード条約の締約国において固定さ
- 第三項から第五項までの規定を含む。)の適用については、平成元年改正法附則第二項及び第三4 次に掲げるレコードに対する新法中著作隣接権に関する規定(第九十七条及び第九十七条の三び第四項の規定を含む。)の適用については、平成元年改正法附則第四項の規定は、適用しない。あったものに対する新法中著作隣接権に関する規定(第九十五条並びに第九十五条の三第三項及る。前項各号に掲げる実演に係る実演家で当該実演が行われた際国内に常居所を有しない外国人で
- 新法第八条第三号に掲げるレコードで次に掲げるもの

(並びに平成三年改正法附則第三項の規定は、適用しない。

- イ 実演・レコード条約の締約国の国民をレコード製作者とするレコード
- れたものローレコードでこれに固定されている音が最初に実演・レコード条約の締約国において固定さローレコードでこれに固定されている音が最初に実演・レコード条約の締約国において固定さ
- 保護に関する条約により我が国が保護の義務を負うもの新法第八条第四号に掲げるレコードで許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の
- (実演家人格権についての経過措置)
- ただし、この法律の施行後、当該実演に表示されていた当該実演に係る実演家名の表示を削除演については、新法第九十条の二第一項の規定及び第九十条の三第一項の規定は、適用しない。5.この法律の施行前にその実演家の許諾を得て作成された録音物又は録画物に固定されている実

変した場合には、この限りでない。し、若しくは改変した場合とは当該実演を改し、若しくは改変した場合若しくは当該実演に新たに実演家名を表示した場合又は当該実演を改

(商業用レコードの二次使用についての経過措置)

- は、同条第二項の規定の適用については、同条第二項の規定にかかわらず、同条第四項の規定の例により、 第一項の規定の適用については、同条第二項の規定にかかわらず、同条第四項の規定の例により、 について効力を生じた日より前に当該固定がされた実演に係る実演家についての新法第九十五条民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演であって、実演家等保護条約」という。)の締約国であり、かつ実演・レコード条約の締約国である国の国 「実演家等保護条約」という。)の締約国であり、かつ実演・レコード条約の締約国である国の国 を、実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約(以下この項及び次項において
- (レコードの保護期間についての経過措置) (ロコードの保護期間についての経過措置) (ロコードの保護期間についての規定において準用する新法第九十五条第二項の規定にかかわ定の適用については、同条第二項の規定において準用する新法第九十五条第二項の規定にかかわ定の適用については、同条第二項の規定において準用する新法第九十五条第二項の規その音が最初に固定されたレコードに係るレコード製作者についての新法第九十七条第一項の規ド製作者とするレコードであって、実演家等保護条約の締約国であり、かつ実演・レコード条約の締約国である国の国民をレコーク 実演家等保護条約の締約国であり、かつ実演・レコード条約の締約国である国の国民をレコーク
- 接権が消滅しているレコードについては、なお従前の例による。接権が存するレコードについて適用し、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作隣8 新法第百一条第二項第二号の規定は、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作隣

即 (平成一五年五月三〇日法律第六一号) 抄

(その他の経過措置の政令への委任) 第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。(施行期日)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## (施行期日) 附別(平成一五年六月一八日法律第八五号)

(きゴ) いかい あいない 第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。

(映画の著作物の保護期間についての経過措置)

(従前の例による。) 律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が消滅している映画の著作物については、なお 律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が存する映画の著作物について適用し、この法 第二条 改正後の著作権法(次条において「新法」という。)第五十四条第一項の規定は、この法

する日までの間とする。

古る日までの間とする。

の現定にかかわらず、旧著作権法による著作権の存続期間の満了あ日後の日であるときは、同項の規定にかかわらず、旧著作権法の規定による期間の満了する日後の日であるときは、同項の満了する日が新法第五十四条第一項の規定による期間の満了する日後の例によることとされるものの著作権の存続期間は、旧著作権法(明治三十二年法律第三十一年)を持ち、第二条(第一)を持ち、おいて、同法所則第七条の規定によりなおり、

(罰則についての経過措置)

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一一九号) 抄第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# (施行期日) 附則(平成一五年七月一六日法律第一一九号)

る。 第一条 この法律は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の施行の日から施行す

(その他の経過措置の政令への委任)

る。 第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

|| || || (平成一六年六月九日法律第八四号) || 抄

(施行期日)

## 附 則 (平成一六年六月九日法律第九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。

(商業用レコードの輸入等についての経過措置)

(香香香)をようかにのを過ぎ量) というなのは「経過した後、当該」とする。場合において、当該施行の日」と、「経過した」とあるのは「経過した後、当該」とする。の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十二号)の施行の際現に発行されているものである「国内において最初に発行された日」とあるのは「当該国内頒布目的商業用レコードが著作権法法律の施行の際現に発行されているものに対する同項の規定の適用については、同項ただし書中第三条 改正後の著作権法第百十三条第五項に規定する国内頒布目的商業用レコードであってこの

(書籍等の貸与についての経過措置)

る。 ては、改正前の著作権法附則第四条の二の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有すては、改正前の著作権法附則第四条の二の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有す所持されているものを除く。) の貸与につい第四条 この法律の公布の日の属する月の翌々月の初日において現に公衆への貸与の目的をもって

## 則 (平成一六年六月一八日法律第一二〇号) 抄

(施行期日) **附則** 

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置の原則)

法律による改正前のこれらの法律の規定により生じた効力を妨げない。 関に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この関実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止法及び著作権法の規定(罰則を除く。)は、この附第二条 この法律による改正後の裁判所法、民事訴訟法、民事訴訟費用等に関する法律、特許法、

(特許法等の一部改正に伴う経過措置)

は、適用しない。 としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件についてとしてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件について又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審第三条 次に掲げる規定は、この法律の施行前に、訴訟の完結した事件、第二審である高等裁判所

一から四まで 略

附 則 (平成一六年一二月一日法律第一四七号) 抄五 第九条の規定による改正後の著作権法第百十四条の六から第百十四条の八までの規定

(施行期日)

附 則 (平成一七年六月二九日法律第七五号) 抄

(施行期日)

(政令への委任

| る。 | 第五条 | 附則第二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め

. 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

附 則 (平成一八年一二月二二日法律第一二一号) 抄この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

いら施

第一条 この法律は、平成十九年七月一日から施行する。ただし、 公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。 第一条及び附則第四条の規定

(放送のための映画の著作物の著作権の帰属についての経過措置)

第二条 この法律の施行前に創作されたこの法律による改正後の著作権法(次条において「新法」 という。) 第二十九条第二項に規定する映画の著作物の著作権の帰属については、なお従前の例

(放送される実演の有線放送についての経過措置)

条において「平成元年改正法」という。)附則第二項の規定の適用により新法中著作隣接権に関 接権に関する規定の適用を受けない実演家に係る実演については、適用しない。 する規定の適用を受けない実演又は平成元年改正法附則第四項の規定の適用により新法中著作隣 四号)附則第三項若しくは著作権法の一部を改正する法律(平成元年法律第四十三号。以下この 新法第九十四条の二の規定は、著作権法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第六十

(罰則についての経過措置)

第四条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行 為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## (平成二〇年六月一八日法律第八一号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施 行し、平成二十一年度において使用される検定教科用図書等及び教科用特定図書等から適用す

(罰則についての経過措置)

(施行期日)

第五条 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 (平成二一年六月一九日法律第五三号) なお従前の例による。

て二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 第八十八条第二項及び第百四条の改正規定並びに附則第六条の規定は、公布の日から起算し

第一条 この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、第七十条第二項、第七十八

(視覚障害者のための録音物の使用についての経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の著作権法(以下「旧法」という。)第三十七 除く。)の使用については、新法第三十七条第三項及び第四十七条の九(これらの規定を新法第 可能化を含む。)を行うことができる著作物、実演、レコード、放送又は有線放送に係るものを 百二条第一項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。 第百二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により複製し、又は自動公衆送信(送信 た録音物(この法律による改正後の著作権法(以下「新法」という。)第三十七条第三項(新法 条第三項(旧法第百二条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けて作成され (裁定による著作物の利用等についての経過措置)

第三条 新法第六十七条及び第六十七条の二(これらの規定を新法第百三条において準用する場合 準用する場合を含む。)の裁定の申請をした者について適用し、この法律の施行の日前に旧法第 六十七条第一項の裁定の申請をした者については、なお従前の例による。 を含む。)の規定は、この法律の施行の日以後に新法第六十七条第一項(新法第百三条において

(商業用レコードの複製物の頒布の申出についての経過措置)

第四条 新法第百二十一条の二の規定は、著作権法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十三 申出をする行為であって、この法律の施行後に行われるものについては、 をもってする所持について同条の規定を適用しないこととされる商業用レコードを頒布する旨の 部を改正する法律(平成六年法律第百十二号)附則第六項の規定によりその頒布又は頒布の目的 附則第五項又は著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一 適用しない

(罰則についての経過措置)

|第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用につ いては、 なお従前の例による。

(平成二一年七月一〇日法律第七三号) 抄

(施行期日)

|第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する 抄

(平成二二年一二月三日法律第六五号)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内にお (施行期日) いて政令で定める日

( 以 下

「施行日」という。)から施行する。 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、 に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 次の各号

から四まで

Ŧi.

は施行日のいずれか遅い日 号。同条及び附則第六十三条において「不正競争防止法一部改正法」という。)の公布の日又 附則第六十二条の規定 不正競争防止法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第六十二

(平成二四年六月二二日法律第三二号)

抄

第一条 この法律は、平成二十五年七月一日から施行する。 調整規定)

(施行期日)

第五条 この法律の施行の日が著作権法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第四十三号) 第四十二条の三を第四十二条の四とし、第四十二条の二の次に一条を加える改正規定の施行の日 四」とあるのは、「第四十二条の三」とする。 前である場合には、前条のうち著作権法第四十二条の四の見出しの改正規定中「第四十二条

(平成二四年六月二七日法律第四三号) 抄

(施行期日)

附

第一条 この法律は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、 該各号に定める日から施行する。 次の各号に掲げる規定は、 当

附則第七条、第八条及び第十条の規定 公布の日

四十二条の二」を「第四十二条の三」に、「第四十二条の三第二項」を「第四十二条の四第二 二条の三」を「第四十二条の四」に改める部分に限る。)、同条第九項第一号の改正規定 (「第 限る。)、第九十条の二第四項に一号を加える改正規定、第百二条第一項の改正規定(「第四十二項の改正規定(「第四十二条の二まで」の下に「、第四十二条の三第二項」を加える部分に 条の三第二項」を「第四十二条の四第二項」に改める部分に限る。)、第八十六条第一項及び第 規定 平成二十四年十月一日 に第百二十条の二第一号の改正規定並びに次条並びに附則第四条から第六条まで及び第九条 項」に改める部分に限る。)、第百十九条第一項の改正規定、同条に一項を加える改正規定並 第四十九条第一項第一号の改正規定(「第四十二条の二」を「第四十二条の三」に、「第四十二 改正規定(「第四十二条の二まで」の下に「、第四十二条の三第二項」を加える部分に限る。)、 六条」を「、第四十二条の三第二項又は第四十六条」に改める部分に限る。)、同条ただし書 し、第四十二条の二の次に一条を加える改正規定、第四十七条の九の改正規定(「又は第四 を加える改正規定、第三十条第一項第二号の改正規定、第四十二条の三を第四十二条の四 第二条第一項第二十号並びに第十八条第三項及び第四項の改正規定、第十九条第四項に一号

第二条 この法律による改正後の著作権法 (以下「新法」という。) 第十八条第三項第一号から第 三号までの規定は、前条第二号に掲げる規定の施行前に著作者が行政機関 (行政機関の保有する

に移管されたものについては、適用しない。 に移管されたものについては、適用しない。 に移管されたものについては、適用しない。 に移管されたものについては、適用しない。 に移管されたものについては、適用しない。 に移管されたものに切いては、適用しない。 に移管されたものに切いては、適用しない。 に移管されたものに別では、で成十一年法律第二十一年法律第二条第一項に規定する歴史公文書等をいう。以下この項において同じ。)に提供した著作物でまだ公表されていないもの立行政法人(地方独立行政法人が明定により国立公文書館等(公文書管理法第二条第二項に規定する歴史公文書等をいう。以下この項において同じ。)に移管されたもの又は公文書等理条例(地方公共国本文は地方独立行政法人等(独立行政法人等の保有する歴史公文書館等(公文書管理法第二条第一項に規定する地方独立公文書等をいう。以下この項において同じ。)に移管されたもの又は公文書等の管理に関する法律(平成十二年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立公文書等をいう。以下この項において同じ。)に移管されたものとついては、適用しない。

の同意を得ないで公表された著作物を含む。)については、適用しない。 国立公文書館等又は地方公文書館等に提供した著作物でまだ公表されていないもの(その著作者:2 新法第十八条第三項第四号及び第五号の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行前に著作者が

(引)の短割に引いて自動公衆送信(送信可能化を含む。)を行うことができる。作物の複製物を用いて自動公衆送信(送信可能化を含む。)を行うことができる。作総版等資料」をいう。)に係るものについては、新法第三十一条第三項の規定により当該著記録媒体に記録されている著作物であって、絶版等資料(新法第三十一条第一項第三号に規定す第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の著作権法第三十一条第二項の規定により

四条(この法律(附則第一条第(罰則の適用に関する経過措置)

対する罰則の適用については、なお従前の例による。 第四条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為に

(政令への委任)

(国民に対する啓発等) (国民に対する啓発等)

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、著作権法第三十条第一項(同法第百二条第一項において第七条 国及び地方公共団体は、国民が、著作権法第三十条第三項第一号に規定する有償著作物等特定侵害録音録画であることを知りながら行って著作権又は著で開まる場合を含む。)に定める私的使用の目的をもって、有償著作物等特定侵害録音録画(同第七条 国及び地方公共団体は、国民が、著作権法第三十条第一項(同法第百二条第一項において

教育の充実を図らなければならない。 る理解を深めることができるよう、学校その他の様々な場を通じて特定侵害行為の防止に関する 国及び地方公共団体は、未成年者があらゆる機会を通じて特定侵害行為の防止の重要性に対す

(関係事業者の措置)

(運用上の配慮) 提示する事業者は、特定侵害行為を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。 **第八条** 著作権法第百十九条第三項第一号に規定する録音録画有償著作物等を公衆に提供し、又は

# 附 則 (平成二五年一一月二七日法律第八四号) 抄

(施行期日)

行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第百二条の規定は、公布の日から施行する。第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施

(処分等の効力)

法律の相当の規定によってしたものとみなす。 規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの規定に相当の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の第百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条にお

(罰則に関する経過措置)

(政令への委任)

経過措置を含む。)は、政令で定める。 第百二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する

則 (平成二五年一二月一三日法律第一〇三号) 抄

(施行期日)

附

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施

各

布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日 附則第十七条の規定 薬事法等の一部を改正する法律 (平成二十五年法律第八十四号)

の

則 (平成二六年五月一四日法律第三五号)

(施行期日)

国について効力を生ずる日から施行する。規定は、視聴覚的実演条約」という。)が日本規定は、視聴覚的実演に関する北京条約(同条において「視聴覚的実演条約」という。)が日本第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定及び次条の

(著作隣接権に関する規定の適用)

平成元年改正法附則第四項の規定は、適用しない。著作隣接権に関する規定(第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。)の適用については、著作隣接権に関する規定(第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。)に対する新法中家に係る実演が行われた際国内に常居所を有しない外国人であった者に限る。)に対する新法中2 視聴覚的実演条約の締約国の国民又は当該締約国に常居所を有する者である実演家(当該実演

(出版権についての経過措置)

(政令への委任)

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日) 附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号)

一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

第

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前に された行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係 るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。 (訴訟に関する経過措置)

経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。 合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を 服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場 起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不 の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされ ることができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。 よる改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起す る場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であって、この法律の規定に

行前に提起されたものについては、なお従前の例による。 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであって、この法律の施

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によ ることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお 従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰

(平成二七年六月二四日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第

一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。 抄

(平成二八年五月二七日法律第五一号)

第一条 この法律は、 ら施行する。 (施行期日) 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日か

則 (平成二八年一二月一六日法律第一〇八号)

(施行期日)

第一条 この法律は、 げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 て効力を生ずる日(第三号において「発効日」という。)から施行する。ただし、 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国につい 次の各号に掲

附則第九条の規定 公布の日

(著作権法の一部改正に伴う経過措置)

**第七条** 第八条の規定による改正後の著作権法 (次項及び第三項において「新著作権法」という。) いる著作物、実演及びレコードについては、なお従前の例による 及びレコードについて適用し、同日において旧著作権法による著作権又は著作隣接権が消滅して 下この項において「旧著作権法」という。)による著作権又は著作隣接権が存する著作物、実演 第五十一条第二項、第五十二条第一項、第五十三条第一項、第五十七条並びに第百一条第二項第 号及び第二号の規定は、施行日の前日において現に第八条の規定による改正前の著作権法(以

である場合については、 新著作権法第百十六条第三項の規定は、著作者又は実演家の死亡の日の属する年の翌年から起 ;して五十年を経過した日が施行日以後である場合について適用し、その経過した日が施行日前 なお従前の例による

> 3 音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した日が施行日前であるもの ドの複製物(二以上の段階にわたる複製に係る複製物を含む。)を含む。)で、当該各号の原盤に (当該固定した日が昭和四十二年十二月三十一日以前であるものを含む。) については、 新著作権法第百二十一条の二の規定は、同条各号に掲げる商業用レコード(当該商業用レコー 適用しな

(罰則に関する経過措置)

第八条 施行日前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合に (政令への委任) おける施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置 過措置を含む。)は、政令で定める。 (罰則に関する経

則 (平成二九年六月二日法律第四五号)

二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。 この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、 則 (平成三〇年五月二五日法律第三〇号) 第

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年一月一日から施行する。ただし、 該各号に定める日から施行する。 次の各号に掲げる規定は、 当

三十五条第二項」を「第三十五条第一項ただし書」に改める部分に限る。)及び第五章の改正 三十五条第二項」を「第三十五条第一項」に改める部分に限る。)、同項後段の改正規定(「第条」を「第三十五条第一項」に改める部分に限る。)、第八十六条第三項前段の改正規定(「第 目次の改正規定、第三十五条の改正規定、第四十八条第一項第三号の改正規定(「第三十 第百十三条第四項の改正規定並びに附則第四条及び第七条から第十条までの規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日 公布の

(複製物の使用についての経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。) 前にこの法律による改正前の著作権法 二号中「を公衆に提示した」とあるのは「の公衆への提示を行つた」とする。 旧法第四十九条第一項第一号中「を公衆に提示した」とあるのは「の公衆への提示(送信可能化 第三十七条第三項、第三十七条の二本文、第四十一条若しくは第四十二条の規定に従い作成され を含む。以下この条において同じ。)を行つた」と、同項第三号並びに同条第二項第一号及び第 下「新法」という。)第四十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、 けて作成された二次的著作物の複製物の使用については、この法律による改正後の著作権法 た二次的著作物の複製物又は旧法第三十条の三若しくは第四十七条の三第一項の規定の適用を受 項、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十五条第一項、 下「旧法」という。)第三十条の四若しくは第四十七条の四から第四十七条の九までの規定の ?を受けて作成された著作物の複製物、旧法第四十三条の規定の適用を受けて旧法第三十条 以 议

2 四十七条の九までの規定の適用を受けて作成された実演若しくはレコード又は放送若しくは有線 同項第八号中「を公衆に提示した」とあるのは「の公衆への提示を行つた」とする。 た」とあるのは「の公衆への提示(送信可能化を含む。第八号において同じ。)を行つた」 放送に係る音若しくは影像の複製物の使用については、新法第百二条第九項の規定にかかわら (裁定による著作物の利用等についての経過措置) 施行日前に旧法第百二条第一項において準用する旧法第三十条の四又は第四十七条の四から第 なお従前の例による。この場合において、旧法第百二条第九項第一号中「を公衆に提示し

第三条 新法第六十七条及び第六十七条の二(これらの規定を著作権法第百三条において準用する 場合を含む。)の規定は、施行日以後に新法第六十七条第一項(著作権法第百三条において準用 する場合を含む。)の裁定の申請をした者について適用し、施行日前に旧法第六十七条第一項(著

作権法第百三条において準用する場合を含む。)の裁定の申請をした者については、 なお従前の

第四条 新法第百四条の十一第一項の規定による指定、新法第百四条の十三第一項の規定による認 二節の規定の例により、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」とい条の十五第二項の規定による諮問並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、新法第五章第 う。)前においても行うことができる。 同条第五項の規定による諮問、新法第百四条の十四第一項の規定による届出及び新法第百四

(第二号施行日の前日までの間の読替え)

第五条 施行日から第二号施行日の前日までの間における新法第四十七条の六第一項第一号及び第 第三項後段、第三十五条第一項」とする。 と、同条中「(第三十一条第一項若しくは第三項後段)とあるのは「(第三十一条第一項若しくは 四十七条の七の規定の適用については、同号中「第三十五条第一項」とあるのは「第三十五条」

(罰則についての経過措置)

対する罰則の適用については、なお従前の例による。 第六条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為に

第七条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 は、政令で定める。

関係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第百八号)の施行の日前である場合には、第百第八条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う 条第四項」とする。 十三条第五項の改正規定及び附則第一条第一号中「第百十三条第五項」とあるのは、「第百十三

第九条 施行日が環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包 括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第百八号。 項第二十一号中「利用する」を「実行する」に改める」とあるのは、「削る」とする。 以下「整備法」という。)の施行の日前である場合には、第二条第一項の改正規定中「削り、 前項の場合において、整備法第八条のうち著作権法第二条第一項中第二十三号を第二十四号と 同

改正規定中「利用する」とあるのは、「実行する」とする。 第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に一号を加える

第十条 第二号施行日が整備法の施行の日前である場合には、第二号施行日から整備法の施行の日 放送(次号」とあるのは、「有線放送(次号及び第百四条の十五第一項」とする。の前日までの間における著作権法第二条第一項第二十号の規定の適用については、 同号中「有線

(平成三〇年六月一日法律第三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)

前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 抄 政令で定める。

則 (平成三〇年七月六日法律第七〇号)

(施行期日)

第一条 この法律は、 る日から施行する。 公布の日から施行する。ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定め

成三十年法律第三十号)の公布の日のいずれか遅い日 附則第四条及び第五条の規定 この法律の公布の日又は著作権法の一部を改正する法律 伞

(著作権法改正法の一部改正に伴う調整規定)

第五条 施行日が著作権法改正法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、 る法律(平成二十八年法律第百八号。以下「整備法」という。)」とし、 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関す 法改正法附則第九条第一項中「整備法」とあるのは「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び 著作権法改正法附則第八条中「。以下「整備法」という。)の」とあるのは「)の」と、著作権 前条の規定は、 適用しな

#### 附 則 (平成三〇年七月一三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 「から施

附則第三十条及び第三十一条の規定 公布の日

(著作権法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 前条の規定による改正後の著作権法第七十七条(同法第百四条において準用する場合を これらの権利を目的とする質権(以下この条において「著作権等」という。)の移転について適含む。)及び第八十八条第一項の規定は、施行日以後の著作権、出版権若しくは著作隣接権又は 用し、施行日前の著作権等の移転については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定

#### 附 則 (令和二年六月一二日法律第四八号)

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年一月一日から施行する。ただし、 号に定める日から施行する。 次の各号に掲げる規定は、 当該各

の規定 公布の日 第四条第一項の改正規定中「含む」の下に「。第三項において同じ」を加える部分に限る。) 七条、第十二条及び第十三条(映画の盗撮の防止に関する法律(平成十九年法律第六十五号) 法」という。)第二十条第一号の改正規定に限る。)並びに次条並びに附則第三条、第六条、第 第三条(プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律(以下「プログラム登録特例

二 第一条並びに附則第四条、 の規定 令和二年十月一日 第八条、第十一条及び第十三条 (前号に掲げる改正規定を除く。)

(国民に対する啓発等)

第二条 国及び地方公共団体は、国民が、私的使用(第二条の規定による改正後の著作権法 発その他の必要な措置を講じなければならない。 う。)の防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、特定侵害行為の防止に関する啓 特定侵害複製であることを知りながら行って著作権を侵害する行為(以下「特定侵害行為」とい て、特定侵害複製(同項第四号に規定する特定侵害複製をいう。以下この項において同じ。)を、 「第二条改正後著作権法」という。)第三十条第一項に規定する私的使用をいう。)の目的をもっ

2 る理解を深めることができるよう、学校その他の様々な場を通じて特定侵害行為の防止に関する 教育の充実を図らなければならない。 国及び地方公共団体は、未成年者があらゆる機会を通じて特定侵害行為の防止の重要性に対す

| 第三条 著作物(著作権の目的となっているものに限る。) を公衆に提供し、又は は、特定侵害行為を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない 提示する事業者

(罰則についての運用上の配慮)

第四条 第一条の規定による改正後の著作権法 (附則第八条において「第一条改正後著作権法」と いう。)第百十九条第二項(第四号及び第五号に係る部分に限る。)及び第百二十条の二(第三号

第五条 第二条改正後著作権法第百十九条第三項 (第二号に係る部分に限る。) の規定の運用に当 に制限されることのないよう配慮しなければならない。 たっては、インターネットによる情報の収集その他のインターネットを利用して行う行為が不当 ンターネットを利用して行う行為が不当に制限されることのないよう配慮しなければならない。 に係る部分に限る。)の規定の運用に当たっては、インターネットによる情報の提供その他のイ

第六条 政府は、この法律の施行後一年を目途として、第二条改正後著作権法第三十条第一項(第 況を勘案し、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものと 四号に係る部分に限る。)及び第百十九条第三項(第二号に係る部分に限る。)の規定の施行の状

第七条 政府は、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する送信可能化への対処に関し、その施策 の充実を図る観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (利用権の対抗力についての経過措置)

第八条 第一条改正後著作権法第六十三条の二(第一条改正後著作権法第八十条第四項及び第百三 施行日以後に当該権利に係る著作物等の著作権、出版権又は著作隣接権を取得した者その他の第 法第六十三条第二項(第一条改正前著作権法第八十条第四項及び第百三条において準用する場合 法第百三条において準用する場合を含む。)及び第八十条第三項の許諾に係る著作物等(著作物、 三者に対してのみ対抗することができる。 を含む。)の規定により利用することができる権利にも適用する。ただし、当該権利は、第二号 実演、レコード、放送又は有線放送をいう。以下この条において同じ。)を第一条改正前著作権 下この条において「第一条改正前著作権法」という。)第六十三条第一項(第一条改正前著作権 条において準用する場合を含む。)の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下 「第二号施行日」という。)の前日において現に存する第一条の規定による改正前の著作権法(以

(手数料の納付についての経過措置)

(平成十一年法律第百三号) 第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この条において第九条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に独立行政法人(独立行政法人通則法 改正後のプログラム登録特例法(次条において「新プログラム登録特例法」という。)第二十六 同じ。)(第二条の規定による改正前の著作権法(以下この条において「第二条改正前著作権法」 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。 係る手数料の納付については、第二条改正後著作権法第七十八条第六項及び第三条の規定による 法第七十八条第四項(第二条改正前著作権法第百四条において準用する場合を含む。)の請求に 七十六条第一項、第七十六条の二第一項及び第七十七条の登録の申請並びに第二条改正前著作権 条の政令で定める独立行政法人に限る。)が行った第二条改正前著作権法第七十五条第一項、第 改正後著作権法第七十条第二項及び第百七条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。 請及び第二条改正前著作権法第百六条のあっせんの申請に係る手数料の納付については、第二条 第六十七条第一項(第二条改正前著作権法第百三条において準用する場合を含む。)の裁定の申 という。) 第七十条第二項の政令で定める独立行政法人に限る。) が行った第二条改正前著作権法 施行日前に国又は独立行政法人(第三条の規定による改正前のプログラム登録特例法第二十六

(罰則についての経過措置)

第十一条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)

(罰則に関する経過措置を含む。) は、政令で定める。 附則第八条から前条までに規定するもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置

(令和三年五月一九日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、 号に定める日から施行する。 次の各号に掲げる規定は、 当該各

> 並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第 七十三条までの規定 する法律別表第一及び別表第二の改正規定(同表の二十七の項の改正規定を除く。)に限る。) 第四十七条及び第五十五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関 第二十七条(住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。)、第四十五条、 公布の日

条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定 条の十五第三項の改正規定を除く。)、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条ま 条の改正規定(「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分を除く。)に限る。)、第十九条から 起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日 十一号) 第三十五条の改正規定 (「(条例を含む。)」を削る部分に限る。) を除く。)、第五十六 三の改正規定を除く。)、第五十五条(がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百 る法律第四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の 第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条(住民基本台帳法第三十 五条、第六条、第七条(第三項を除く。)、第十三条、第十四条、第十八条(戸籍法第百二十九 十二条まで、第五十三条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す で、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、

(罰則に関する経過措置)

| 同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合に| 第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において おけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 経過措置を含む。)は、政令で定める。 (罰則に関する

附 則 (令和三年六月二日法律第五二号)

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各 号に定める日から施行する。

附則第七条の規定 公布の日

附則第三条及び第四条の規定 令和三年十月一日

定、同法第四十七条の七の改正規定、同法第四十九条第一項第一号の改正規定(「若しくは第の改正規定、同法第三十八条第一項の改正規定、同法第四十七条の六第一項第二号の改正規 第一条中著作権法第三条第一項の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第三十一条

に附則第五条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日 しくは第三項後段」を「、第三項第一号若しくは第五項第一号」に改める部分に限る。)並び 三項後段」を「、第三項第一号若しくは第五項第一号」に改める部分に限る。)、同条第二項第 一号の改正規定、同法第八十六条の改正規定及び同法第百二条第九項第一号の改正規定(「若

(経過措置) 第二条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

第二条 第一条の規定(前条第三号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の著作権法 前に創作された映画の著作物の著作権の帰属については、なお従前の例による。 下「施行日」という。)以後に創作される映画の著作物の著作権の帰属について適用し、 一条改正後著作権法」という。)第二十九条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行の日(以 施行日

(放送同時配信等の対象としない自動公衆送信を定めるための準備行為)

第三条 文化庁長官は、第一条改正後著作権法第二条第一項第九号の七に規定する著作権者、 権者若しくは著作隣接権者の利益を不当に害するおそれがある自動公衆送信又は広く国民が容易

ることができる。
に視聴することが困難な自動公衆送信を定めるために、施行日前においても、総務大臣に協議す

第四条 文化庁長官は、施行日前においても、第一条改正後著作権法第九十四条第一項、第九十四条 第九十二条の三第四項(第一条改正後著作権法第二十三号に規定する著作権等管理事業者をいう。以下この条において同じ。)の指定をすることができる。この場合において、それらの指定は、施行日の条において同じ。)の指定をすることができる。この場合において、それらの指定は、施行日の条において連用する場合を含む。)の規定の例により、著作権等管理事業者は、第一条改正第一項、第九十四条の三第四項及び2 第四条 文化庁長官は、施行日前においても、第一条改正後著作権法第九十三条の三第三項、第九十四条の三第三項、第九十四条の三第三項、第九十二条の正符三項、第九十三条の三第三項、第九十二条の正符三項、第九十三条の三第三項、第九十四条

う。附則第八条第一項において同じ。)又はその団体と協議して定めることができる。 事業者(第一条改正後著作権法第二条第一項第九号の八に規定する放送同時配信等事業者をい 四項、第九十四条の三第四項及び第九十六条の三第四項において間じ。)の規定の例により、令和四年の第一条改正後著作権法第九十三条の三第七項項において同じ。)の規定の例により、令和四年の第一条改正後著作権法第九十三条の三第七項項において運用する場合を含む。以下この四項、第九十四条の三第四項及び第十二項(これらの規定を第一条改正後著作権法第九十四条第の規定による指定を受けた著作権等管理事業者は、施行日前においても、第一条改正後著の三第三項又は第九十六条の三第三項の規定による指定とみなす。

**ロル** ていでませ、寸川寛一の(団体の指定等に関する準備行為)

第五条 文化庁長官は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第四号は第五条 文化庁長官は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第四号に掲げる規定による改正後の著作権法(以下この条及び附則第五条 文化庁長官は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第四号は関

の申請をすることができる。
 百四条の十の四第一項及び第三項の規定の例により、同項の意見を聴き、及び同条第一項の認可を四条の十の四第一項及び第三項の規定の例により、同項の規定による指定を受けた団体は、第四号施行日前においても、第二条改正後著作権法第し

同条第一項の規定による認可とみなす。 し、及びその認可をすることができる。この場合において、当該認可は、第四号施行日以後は、し、及びその認可をすることができる。この場合において、当該認可は、第四号施行日以後に諮問第二条改正後著作権法第百四条の十の四第四項及び第五項の規定の例により、文化審議会に諮問3 文化庁長官は、前項の規定による認可の申請があった場合には、第四号施行日前においても、

(引引について)を過ぎ引く 第四号施行日前においても、文化審議会に諮問することができる。 5 文化庁長官は、第二条改正後著作権法第百四条の十の六第一項の政令の制定の立案のために、

(罰則についての経過措置)

(政令への委任) (政令への委任) (政令への委任) (政令への委任) (政令への委任) (対対の通用については、なお従前の例による。 (政治・) (対別第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあっては、当該各規定) の施行前

(罰則に係る経過措置を含む。)は、政令で定める。 第七条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置

第八条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、放送事業者、有線放送事業者又は放送同時

(第一条改正後著作権法第二条第一項第九号の七に

配信等事業者が業として行う放送同時配信等

ればならない。

 政府は、第二条改正後著作権法第三十一条第三項に規定する特定図書館等の設置者による図書館等公衆送信補償金(第二条改正後著作権法第三人の実施の所定の設置を通過を通過を通過を図り、その理解と協力を得るよう努めなけ度の内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めなけに鑑み、その費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、図書館等公衆送信補償金をいう。以下この項において同じ。)の支払に要する費用を第二条改正後著作権法第三信補償金をいう。以下この項において同じ。)の支払に要する費用を第二条改正後著作権法第三十一条第三項に規定する特定図書館等の設置者による図書館等公衆送にはならない。

## 則 (令和四年五月二五日法律第四八号) 抄

(施行期日)

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施

条第二項の改正規定及び附則第百二十五条の規定(公布の日)第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第五十二

(著作権法の一部改正に伴う経過措置)

(罰則に関する経過措置)
(罰則に関する経過措置)
(罰則に関する経過措置)
(罰則に関する経過措置)
(罰則に関する経過措置)
(罰則に関する経過措置)
(罰則に関する経過措置)
(罰則に関する経過措置)
(罰則に関する経過措置)

される場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例第百二十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることと

(政令への委任)

による。

900。 第**百二十五条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、

政令で定

## 附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)

抄

(施行期日)

第五百九条の規定 公布の日

## 附 則 (令和五年五月二六日法律第三三号) 抄

(施行期日)

一 附則第六条の規定 公布の日 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 りん (の) では、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施

の改正規定及び第百十四条の改正規定並びに附則第五条及び第九条の規定(令和六年一月一日)定、第四十八条第一項の改正規定、第四十九条の改正規定、第八十六条の改正規定、第百二条に一条を加える改正規定、第四十七条の六第一項第二号の改正規定、第四十七条の七の改正規四十二条の三を第四十二条の四とし、第四十二条の二を第四十二条の三とし、第四十二条の次四十二条の改正規定、第四十二条の改正規定、第四十二条の改正規定、第四十条の改正規定、第四十条の改正規定、第四十条の改正規定、第四十条の改正規定、第四十条の改正規定、第四十二条の改正規定、第四十条の改正規定、第四十条の改正規定、第四十条の改正規定、第四十条の改正規定、第四十条の改正規定、第四十条の改正規定、第四十条の改正規定、第四十条の改正規定、第四十条の改正規定、第四十二条の改正規定、第四十二条の改正規定、第二条の改正規定、第二条

(第六十七条第一項の裁定の手続についての経過措置)

第二条 この法律による改正後の著作権法(以下「新法」という。)第六十七条(新法第百三条において準用する場合を含む。)の裁定の申請に係る手続については、な第一項(旧法第百三条において準用する場合を含む。以下この条において「旧法」という。)第六十七条にされたこの法律による改正前の著作権法(以下この条において「旧法」という。)第六十七条に合いた。以下「施行日」とにされたこの法律による改正前の著作権法(以下「の裁定の申請に係る手続について適用し、施行日前にされた。以後にされる新法第六十七条第一項の裁定の申請に係る手続について適用し、施行日前による、以下にの法律の裁定の表において同じ。)並びに第百四条の二十一第一項及び第おいて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)並びに第百四条の二十一第一項及び第二条に

(指定補償金管理機関の指定等に関する準備行為)

第百四条の十九第一項及び第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。第三条 新法第百四条の十八の規定による指定を受けようとする者は、施行日前においても、新法

条の十八の規定による指定及び新法第百四条の十九第四項の規定による告示とみなす。ることができる。この場合において、当該指定及び告示は、施行日以後は、それぞれ新法第百四百四条の十八並びに第百四条の十九第三項及び第四項の規定の例により、その指定及び告示をする。文化庁長官は、前項の規定により指定の申請があった場合には、施行日前においても、新法第

できる。 第二項の規定の例により、同条第一項に規定する補償金管理業務規程の認可の申請を行うことが3 前項の規定により指定を受けた者は、施行日前においても、新法第百四条の二十三第一項及び

文化庁長官は、前項の規定により認可の申請があった場合には、施行日前においても、新法第

項の規定による告示とみなす。の場合において、当該認可及び告示は、施行日以後は、それぞれ同条第一項の認可及び同条第三百四条の二十三第一項及び第三項の規定の例により、その認可及び告示をすることができる。こ

牧正する法律(令和五年法律第三十三号)の施行の日」とする。 適用については、同項中「前項の規定による告示の日の翌日」とあるのは、「著作権法の一部を5.前項の規定により文化庁長官が告示をした場合における新法第百四条の二十三第四項の規定の1000円では、1000円では

も、同条第三項の規定の例により、文化審議会に諮問することができる。 文化庁長官は、新法第百四条の二十二第一項の政令の制定の立案のために、施行日前において改正する法律(令和五年法律第三十三号)の施行の日」とする。

(登録確認機関の登録等に関する準備行為)

百四条の三十四第一項及び第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。 第四条 新法第百四条の三十三第一項の登録を受けようとする者は、施行日前においても、新法第

す。
れ新法第百四条の三十三第一項の登録及び新法第百四条の三十四第六項の規定による告示とみな及び告示をすることができる。この場合において、当該登録及び告示は、施行日以後は、それぞ百四条の三十三第一項及び第百四条の三十四第三項から第六項までの規定の例により、その登録2 文化庁長官は、前項の規定により登録の申請があった場合には、施行日前においても、新法第1

の申請を行うことができる。第三項までの規定の例により、同項の意見を聴き、同条第一項に規定する確認等事務規程の認可第三項までの規定により登録を受けた者は、施行日前においても、新法第百四条の三十五第一項から

す。 することができる。この場合において、当該認可は、施行日以後は、同条第一項の認可とみなすることができる。この場合において、当該認可は、施行日以後は、同条第一項の認可を百四条の三十五第一項、第四項及び第五項の規定の例により、文化市場には、施行日前においても、新法第4 文化庁長官は、前項の規定により認可の申請があった場合には、施行日前においても、新法第

(罰則についての経過措置)

対する罰則の適用については、なお従前の例による。 第五条 この法律 (附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定) の施行前にした行為に

(政令への委任)

則に係る経過措置を含む。)は、政令で定める。 第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰

## 附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号)

第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定(公布の日)。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行す

Ξ 第百二十一条の次に一条を加える改正規定、同法第百二十二条第二項の改正規定、同法第百三十 条」を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る。)及び同法第百十五 条中会社更生法第百十条第三項の改正規定(「民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第八十 中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十六条の改正規定及び同法第二百三十二条 十六条の改正規定(「第十八条」の下に「、第十八条の二」を加える部分に限る。)、第百三十条の責任の制限に関する法律第五十九条の次に一条を加える改正規定、第百十条中民事保全法第四 び同法第五十五条の改正規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律附則を同法附則第一条法第十七条第二項の改正規定(「第十八条」の下に「、第十八条の二」を加える部分に限る。)及 当法第五十九条に二項を加える改正規定、第六十三条中民事調停法の目次の改正規定、同法第二 条の十一第七項の改正規定(「第九十二条第一項」の下に「及び第三項から第七項まで」を加え 改正規定(「第八十五条並びに」を「第八十五条から第八十六条まで及び」に改める部分に限る した電磁的記録」を加える部分に限る。)、同法第三十三条第一項の改正規定、同法中第八十六条第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録 六条の次に一条を加える改正規定及び同法第百九十一条第三項の改正規定(「第八十五条」の 条の次に一条を加える改正規定、第二百十六条第一項の規定、第二百十九条中人事訴訟法第九条 第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る。)、第百六十一条第一項の規定、第二百二 三条第三項の改正規定(「民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第八十五条」を「民事執行法 改正規定、第百四十五条中民事再生法第百十五条の次に一条を加える改正規定及び同法第百五十 とし、同条に見出しを付し、同法附則に十二条を加える改正規定、第九十四条中船舶の所有者等 定及び同法附則に六条を加える改正規定、第三十五条及び第四十条の規定、第四十七条中鉄道抵 る部分に限る。)、同法第百九十九条の次に二条を加える改正規定、同法第二百条第一項の改正規 十五条の三を加える部分を除く。)、同法第九十二条に五項を加える改正規定、同法第百十一条の を第八十六条の二とし、第八十五条の次に三条を加える改正規定(同法第八十五条の二及び第八 に一項を加える改正規定及び同法第三十三条に二項を加える改正規定、第二百四十九条中 十七条に一項を加える改正規定及び同法第二章に一節を加える改正規定、第六十七条中企業担保 第一条中民事執行法第十八条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、 )、同法第百四十二条第二項の改正規定、同法第百六十六条第二項の改正規定、同法第百六十七

る。) 民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日に「から第八十六条まで」を加える部分に限事の裁判手続の特例に関する法律第五十三条の改正規定(「、第八十七条の二」を削る部分に限事の裁判手続の特例に関する法律第五十六条中消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事と関立、同法第二百六十条第一項の改正規定、同法第二百六十条第一項の改正規定、同法第二百六十条第一項の改正規定、同法第二百六十条第一項の改正規定、同法第二百六十条第一項の改正規定、同法第二百六十条第一項の改正規定、同法第二百六十条第一項の改正規定、同法第二百六十条第一項の改正規定、同法第二百六十条第一項の改正規定、同法第二百六十条第一項の改正規定、同法第二百六十条第一項の改正規定、第三百四十一条中国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第七十条の改正規定、同法第二十五条第一項の改正規定、同法第二十五条第一項の改正規定、同法第二十五条第一項の改正規定、同法第二百六十五条第一項の改正規定、第三百四十一条中国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の社に関する条第二百四十十条の改正規定、同法第四十七条の改正規定、第三百四条中に「から第八十六条まで」を加える部分に限る。)、第二百六十五条第一項の規定、第三百四条中に「から第八十六条まで」を削る部分に限る。)、第二百六十五条第一項の規定、第三百四条中に「から第八十六条まで」を削る部分に限る。)、第二百六十五条第一項の規定、第三百四条中に「から第八十六条まで」を削る部分に限る。